

○ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
〔第一章～第五章 略〕	〔第一章～第五章 同上〕
第六章 信用リスクの標準的手法	第六章 〔同上〕
第一節 「略」	第一節 「同上」
第二節 リスク・ウェイト（第四十九条～第七十一条の二）	第二節 リスク・ウェイト（第四十九条～第七十一条）
〔第三節～第五節 略〕	〔第三節～第五節 同上〕
第六節 信用リスク削減手法	第六節 〔同上〕
〔第一款・第二款 略〕	〔第一款・第二款 同上〕
第三款 包括的手法	第三款 〔同上〕
〔第一目・第二目 略〕	〔第一目・第二目 同上〕
第三目 削除	第三目 自金庫推計ボラティリティ調整率（第九十三条～第九十七条）
〔第四目～第六目 略〕	〔第四目～第六目 同上〕
第七目 レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引におけるボラティリティ調整	第七目 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に対するエクスポージャー変

率の下限（第二百三十二条—第二百十一条）

動額推計モデルの使用（第二百三十二条—第二百十一条）

第八目 「略」

第八目 「同上」

第四款 簡便手法（第二百十二条—第二百十四条の三）

第四款 簡便手法（第二百十二条—第二百十四条）

「第五款（八）第八款 略」

「第五款（八）第八款 同上」

第七節 「略」

第七章 「同上」

第七章 信用リスクの内部格付手法
「第一節（三）第三節 略」

第七章 「同上」

第四節 最低要件

第四節 最低要件
第一款 内部格付制度の設計

「第一目（三）第三目 略」

「第一目（三）第三目 同上」

第四目 債務者格付等の格付け与時の評価対象期間（

第四目 債務者格付等の格付け与時の評価対象期間（

第一百八十八条・第二百八十八条の二）

第一百八十八条

「第五目・第六目 略」

「第五目・第六目 同上」

「第二款（八）第八款 略」

第九款 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレ

第九款 株式等エクスボージャーに対する内部モデル手

ボ形式の取引及び信用取引に対するエクスボ

ボ形式の取引及び信用取引に対するエクスボ

ジヤー変動額推計モデルの使用（第二百三十九

ジヤー変動額推計モデルの使用（第二百三十九

条—第二百四十五条の二）

条—第二百四十五条の二）

附則
〔第八章（十一章 略）〕

附則
〔第八章（十一章 同上）〕

（定義）

第一条 「同上」

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、
当該各号に定めるところによる。

一 証券化取引 原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の

関係にある二以上のエクスポートージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。

ただし、特定貸付債権、第五十九条の二に規定する特定貸付債権向けエクスポートージャー、第六十四条に規定する事業用不動産関連エクスポートージャー及び第六十四条の三に規定するADC向けエクスポートージャーに該当するものを除く。

一の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポートージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

「イ・ロ 略」

「二～四 略」

五 適格引当金 内部格付手法を適用するエクスポートージャー

(証券化エクスポートージャーに係るもの)のうち、第一百四十八条第一項から第六項まで及び第八項の規定により期待損失額を算出するエクスポートージャーに対して計上されている個別貸倒引当金、部分直接償却額及び特定海外債権引当勘定に相当する額並びに第百四十九条の規定により内部格付手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして対応するものとして区分された一般貸倒引当金をいう。

「六～七の三 略」

八 株式等エクスポートージャー 次に掲げるものをいう。

イ 株式又は次に掲げる性質の全てを有するもの

「(1)～(3) 略」

ロ 「略」

一 証券化取引 原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の

関係にある二以上のエクスポートージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。

ただし、特定貸付債権に該当するものを除く。

一の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポートージャーであるものをいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

「イ・ロ 同上」

「二～四 同上」

五 適格引当金 内部格付手法を適用するエクスポートージャー

(証券化エクスポートージャー及び株式等エクスポートージャーに係るもの)に対して計上されている個別貸倒引当金、部分直接償却額及び特定海外債権引当勘定に相当する額並びに第百四十九条の規定により内部格付手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金をいう。

「六～七の三 同上」

八 「同上」

イ 株式又は次に掲げる全ての性質を有するもの

「(1)～(3) 同上」

ロ 「同上」

ハ 発行体の債務を構成する金融商品であつて、次に掲げる性質のいずれかを有するもの

(1) 「略」

(2) 発行体による一定数のイ又はロに掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされていること又は発行体が一定数のイ及びロに掲げる金融商品の発行により債務の支払に充当することができるのこと。

(3)・(4) 「略」

二 「略」

九 標準的手法採用金庫 信用リスク・アセットの額の計算において内部格付手法を使用しない信用金庫又は信用金庫連合会をいう。

「九の二」十 「略」

十一 内部格付手法 第百三十八条から第二百四十五条の二までに定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

十一の二 「略」

十二 削除

「十三」三十二 「略」

三十三 先進的内部格付手法採用金庫 第百四十五条第二項各号に掲げるエクスボージャーに該当しない事業法人等向けエクスボージャーについてLGD及びEADの自金庫推計値を用いて内部格付手法を使用することについて金融庁長官の承認を用いて内部格付手法を使用することについて金融庁長官

ハ 発行体の債務を構成する金融商品であつて、次に掲げる性質のいずれかを有するもの

(1) 「同上」

(2) 発行体による一定数のイ又はロに掲げる金融商品の発行により、債務を支払うことが条件とされていること又は発行体が一定数のイ及びロに掲げる金融商品の発行により債務の支払に充当することができるのこと。

(3)・(4) 「同上」

二 「同上」

九 標準的手法採用金庫 信用リスク・アセットの額の計算において標準的手法を使用する信用金庫又は信用金庫連合会をいう。

「九の二」十 「同上」

十一 内部格付手法 第百三十八条から第二百四十五条までに定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

十一の二 「同上」

十二 先進的計測手法採用金庫 オペレーショナル・リスク相当額の計算において先進的計測手法を使用する信用金庫又は信用金庫連合会をいう。

「十三」三十二 「同上」

三十三 先進的内部格付手法採用金庫 事業法人等向けエクスボージャーについてLGD及びEADの自金庫推計値を用いて内部格付手法を使用することについて金融庁長官の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会をいう。

の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会をいう。

三十四　「略」

三十五　ソブリン向けエクスポート　次に掲げるエクスポートをいう。

「イート　略」

チ　国際決済銀行、国際通貨基金、欧洲中央銀行、欧洲連合、欧洲安定メカニズム及び欧洲金融安定ファシリティ向けエクスポート

リ　「略」

三十六　金融機関等向けエクスポート　次に掲げるエクスポートをいう。

イ　「略」

ロ　外国の中央政府以外の公共部門向けエクスポートであつて、当該公共部門が設立された国内における取扱いにおいて金融機関に対するエクスポートとして扱われているもの

「ハホ　略」

ヘ　第五十八条において第五十七条の規定によりリスク・

ウェイトを適用することとされている第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行つ者及びこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）及び経営管理会社（国内に本店その他の主たる営業所又は事務所を有する法人（銀行又は銀行持株会社を除く。）であつて、当該法人及び当該法人の子会社（財務諸表等の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵

三十四　「同上」

三十五　「同上」

「イート　同上」

チ　国際決済銀行、国際通貨基金、欧洲中央銀行、欧洲共同体、欧洲安定メカニズム及び欧洲金融安定ファシリティ向けエクスポート

リ　「同上」

三十六　「同上」

イ　「同上」

ロ　外国の中央政府以外の公共部門向けエクスポートであつて、当該公共部門が設立された国内における取扱いにおいて金融機関向けエクスポートとして扱われているもの

「ハホ　同上」

ヘ　第五十八条において金融機関向けエクスポートの

取扱いを認められた第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行つ者及びこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）及び経営管理会社（国内に本店その他の主たる営業所又は事務所を有する法人（銀行又は銀行持株会社を除く。）であつて、当該法人及び当該法人の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵

則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社をいう。）のうちに第一種金融商品取引業者を含み、かつ、当該法人が作成する連結財務諸表に基づき合算自己資本及び所要自己資本の計算を行つてある者及びこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）に対するエクスポート

ト 第五十八条の二において第五十七条の規定によりリスク

ク・ウェイトを適用することとされている保険会社（保険業法（平成七年法律第二百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）及び保険持株会社（同法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。以下同じ。）に対するエクスポート

に対するエクスポート

三十六の二 大規模規制金融機関等向けエクスポート

事業法人等向けエクスポートのうち、次に掲げる者に対するエクスポートをいう。

イ 大規模規制金融機関（次に掲げる者をいう。ロ(2)において同じ。）

(1) 規制金融機関（金融機関、保険会社若しくは少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）若しくは第一種金融商品取引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、保険持株会社若しくは金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しくはこれらに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）であつてその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相

省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社をいう。）のうちに第一種金融商品取引業者を含み、かつ、当該法人が作成する連結財務諸表に基づき合算自己資本及び所要自己資本の計算を行つてある者及びこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）に対するエクスポート

〔号の細分を加える。〕

三十六の二 「同上」

イ 「同上」

(1) 規制金融機関（金融機関、保険会社（保険業法（平成七年法律第二百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは少額短期保険業者（同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）若しくは第一種金融商品取引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、保険持株会社若しくは金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社若しくは金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しくはこれらに準ずる

当する額以上である者

(2) 「略」

口 非規制金融機関（金融業、保険業その他これらに類する業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含む。）であつて、次に掲げる者以外のもの（金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる者とめられる者と高い相関関係を有しないと認められる者を除く。）をいう。）

(1) 「略」

(2) 大規模規制金融機関（イ(1)に掲げる者を除く。）

「三十六の三」「三十七 略」

三十八 適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー 同様のリスク特性を有するエクスポートージャーで構成されるブームに属するエクスポートージャーであつて、当該ブーム単位で管理されており、かつ、次に掲げる性質の全ての性質を有するものをいう。

「イ(1)ホ 略」

三十八の二 トランザクターに対する適格リボルビング型リ

テール向けエクスポートージャー 適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャーのうち、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定める要件を満たすものをいう。

外国の者をいう。以下この号、第二十五条第六項及び第三十七条第三項において同じ。）であつてその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当する額以上である者

(2) 「同上」

口 非規制金融機関（金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含む。）であつて、次に掲げる者以外のもの（金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しないと認められる者を除く。）をいう。）

(1) 「同上」

(2) 大規模規制金融機関（規制金融機関を除く。）

「三十六の三」「三十七 同上」

三十八 適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー 同様のリスク特性を有するエクスポートージャーで構成されるブームに属するエクスポートージャーであつて、当該ブーム単位で管理されており、かつ、次に掲げるすべての性質を有するものをいう。

「イ(1)ホ 同上」

「号を加える。」

イ クレジット・カードの利用に係るエクスボージャー（当該クレジット・カードを提示して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることにより発生する債務に係るエクスボージャーに限る。）過去十二月にわたり、遅滞なく、定められた時期に返済が履行されていること。

ロ イに掲げるエクスボージャーに該当しないエクスボージャーであつて、かつ、契約上定められた上限の範囲内での債務の残高が債務者の任意の判断で変動しうるエクスボージャーのうち、第七十二条第一項第三号に規定するコミットメント以外のエクスボージャー 過去十二月にわたり債務の残高が零であること。

〔三十九～五十二 略〕

五十三 適格不動産担保 事業用不動産又は居住用不動産に設定された担保であつて、次に掲げる性質の全てを有するものをいう。

「イ～ハ 略」

〔五十四～五十八 略〕

五十九 適格購入事業法人等向けエクスボージャープール 次に掲げる性質の全てを有する購入事業法人等向けエクスボージャーによって構成された分散度の高いプールをいう。

〔イ～ハ 略〕
〔六十～八十六 略〕

〔三十九～五十二 同上〕

五十三 適格不動産担保 事業用不動産又は居住用不動産に設定された担保であつて、次に掲げる性質をすべて有するものをいう。

「イ～ハ 同上」

〔五十四～五十八 同上〕

五十九 適格購入事業法人等向けエクスボージャープール 次に掲げる性質をすべて有する購入事業法人等向けエクスボージャーによって構成された分散度の高いプールをいう。

〔イ～ハ 同上〕
〔六十～八十六 同上〕

(自己資本の額)

第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

〔一～三 略〕

四 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用金庫においては第一百四十九条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金及び証券化エクスポートに係る一般貸倒引当金に限る。第十三条第一項第二号イ、第二十四条第一項第五号イ及び第三十六条第一項第四号イにおいて同じ。）の額（当該額が第二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用金庫にあっては、第一百五十条第一号口に掲げる額及び証券化エクスポートに係る信用リスク・アセットの額の合計額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 「略」
〔2～5 略〕

(調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第五条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後非支配株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率

(自己資本の額)

第四条 「同上」

〔一～三 同上〕

四 「同上」

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用金庫においては第一百四十九条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十三条第一項第二号イ、第二十四条第一項第五号イ及び第三十六条第一項第四号イにおいて同じ。）の額（当該額が第二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用金庫にあつては、第一百五十条第一号口に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 「同上」
〔2～5 同上〕

(調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第五条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後非支配株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率

の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第二十五条第一項第一号及び第五十八条において同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（令第十一条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）である信用金庫又は信用金庫連合会の連結貸借対照表の純資産の部に株式引受権、新株予約権又は非支配株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

〔一・二 略〕
〔2 〔13 略〕

（比例連結）

第七条 「略」

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出した

の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第二十五条第一項第一号、第五十八条及び第一百五十三条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（令第十一条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）である信用金庫又は信用金庫連合会の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は非支配株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

〔一・二 同上〕
〔2 〔13 同上〕

（比例連結）

第七条 「同上」

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出した

ときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いるものとする。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第八条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫が第百五十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額を算出する場合）にあっては、次に掲げるエクスポートジャヤーに対して計上されているものに限る。）

イ 株式等エクスポートジャヤー

ロ 第七章第三節第九款において信用リスク・アセットの額の算出方法が規定されているその他資産等

3 「二～七 略」

(資本フロアの算出方法)

第十条 信用金庫又は信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、標準的な手法により算出した所要自己資本の額に七十二・五パーセントを乗じて得た額が、承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を上回るときは、当該乗じて得た額から当該承認を受けた計算方法

ときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第八条 「同上」

一 個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫にあっては、その他資産（第百七八条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。））に対して計上されているものに限る。）

〔号の細分を加える。
〔号の細分を加える。〕

3 「二～七 同上」
「同上」

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合は、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・ア

により算出した所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額を第二条の算式の分母に加えるものとする。

一 内部格付手法採用金庫

二 内部モデル方式採用金庫

三 第七十五条第一項の承認を受けた標準的手法採用金庫（次章から第五章までにおいて「期待エクスポートジャーワイ方式採用金庫」という。）

2|

前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、内部格付手法の使用を開始した日（先進的内部格付手法採用金庫が基礎的内部格付手法採用金庫としての承認を受けた日後に先進的内部格付手法採用金庫としての承認を受けた場合については、基礎的内部格付手法採用金庫としての承認を受けて基礎的内部格付手法の使用を開始した日。以下この章から第五章までにおいて同じ。）から二年を経過する日までの間は、次の各号に掲げる期間の区分において、標準的な手法により算出した所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が、承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から当該承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額を第二条の算式の分母に加えるものとする。

一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 内部格付手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

セツト調整額」という。）を第二条の算式の分母に加えなければならない。

一 内部格付手法（先進的内部格付手法採用金庫にあつては

、先進的内部格付手法。次号及び第四項、第十八条第一項各号及び第四項、第三十条第一項各号及び第四項並びに第四十二条第一項各号及び第四項において同じ。）の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

2|

二 内部格付手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

二 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条の算式の分母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、信用金庫又は信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセツト調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条の算式の分母に加えなければならない。

前二項の「標準的な手法により算出した所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、当該各号に定める手法により計算して算出した額の合計額から第四条第一項第四号イに掲げる額につき当該手法により算出した額を控除した額をいう。

一 信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポート・ジャーニー及びCVAリスクに係る部分以外の部分 標準的手法（ただし、第六章第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額は、SACCCR（第七十四条に定めるところにより与信相当額を算出すること）をいう。以下同じ。）により算出するものとする。）

二 信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポート・ジャーニーに係る部分 信用金庫又は信用金庫連合会を標準的手法採用金庫とみなして第八章に定めるところにより判定された手法

三 信用リスクに係る部分のうちCVAリスクに係る部分 第八章の二に定めるところによりCVAリスク相当額の算出に適用した手法

四 マーケット・リスクに係る部分 標準的方式又は簡易的方式（ただし、内部モデル方式採用金庫である場合には、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には標準的方式を用いるものとする。）

五 オペレーションナル・リスクに係る部分 第三百四条に規定する標準的計測手法

第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポート・ジャーニーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用金庫にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用金庫にあつては標準的手法を含む。第十八条第四項、第三十条第四項及び第四十一条第四項において同じ。）とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポート・ジャーニーに係る部分については信用金庫又は信用金庫連合会を標準的手法採用金庫とみなして第八章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四条第一項第四号イ及びロに掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーションナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーションナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第三百四条に規定する基礎的手法を含む。第十八条第五項、第三十条第五項及び第四十一条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から

4

第一項及び第二項の「承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額に第四条第二項第一号ハに掲げる額を加え、同条第一項第四号イ及びロに掲げる額を控除した額をいう。

(自己資本の額)

第十三条 第十一條の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 「略」

二 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金の額（当該額が第十一條の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用金庫にあつては、第一百五十条第一号ロに掲げる額及び証券化エクスポートに係る信用リスク・アセットの額の合計額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 「略」

〔255 略〕

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十六条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

四条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第四号に掲げる額を控除した額をいう。

(自己資本の額)

第十三条 「同上」

一 「同上」
二 「同上」

イ 一般貸倒引当金の額（当該額が第十一條の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用金庫にあつては、第一百五十条第一号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 「同上」
〔255 同上〕

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十六条 「同上」

2 「同上」

一 個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫があつては、そ
一号イに規定する信用リスク・アセツトの額の合計額を算
出する場合にあつては、次に掲げるエクスポート・エクスポート等に對
して計上されているものに限る。）

イ 株式等エクスポート

ロ 第七章第三節第九款において信用リスク・アセツトの
額の算出方法が規定されているその他資産等

〔二〕七 略

3

（資本フロアの算出方法）

第十八条 信用金庫又は信用金庫連合会は、次の各号のいずれ
かに該当する場合であつて、標準的な手法により算出した所
要自己資本の額に七十二・五パーセントを乗じて得た額が、
承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を上
回るときは、当該乗じて得た額から当該承認を受けた計算方
法により算出した所要自己資本の額を控除した額に十二・五
を乗じて得た額を第十一条の算式の分母に加えるものとする

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自
己資本の下限）

第十八条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間に
おいて、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に
定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合
には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した
額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・
アセツト調整額」という。）を第十一条の算式の分母に加え
なければならない。

一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 内部格付手法の使用を開始した日から一年を経過した日
以後一年間 八十パーセント

三 期待エクスポート方式採用金庫

2 前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、内部
格付手法の使用を開始した日から二年を経過する日までの間
に

一 個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫にあつては、そ
の他資産に對して計上されているものに限る。）

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

〔二〕七 同上

3

は、次の各号に掲げる期間の区分において、標準的な手法により算出した所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が、承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から当該承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーションナル・リスク相当額調整額」という。）を第十一条を受けるものとする。

一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 内部格付手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3 前二項の「標準的な手法により算出した所要自己資本の額」とは、第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額を計算する場合において、次に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める手法により計算して算出した額の合計額から第十三条第一項第二号イに掲げる額につき当該手法により算出した額を控除した額をいう。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十三条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポート及びCVAリスクに係る部分以外の部分 標準的手法（ただし、第六章第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額は、S A—I C C Rにより算出するものとする。）

二 信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポートに係る部分 信用金庫又は信用金庫連合会を標準的手法採用金庫とみなして第八章に定めるところにより判定された手法として、

当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーションナル・リスク相当額調整額」という。）を第十一条の算式の分母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3 前二項の規定にかかるわらず、信用金庫又は信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーションナル・リスク相当額調整額を第十一条の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十三条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポート及びCVAリスクに係る部分以外の部分 標準的手法（ただし、第六章第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額は、S A—I C C Rにより算出するものとする。）

法

三 信用リスクに係る部分のうちCVAリスクに係る部分

第八章の二に定めるところによりCVAリスク相当額の算出に適用した手法

四 マーケット・リスクに係る部分 標準的方式又は簡易的方式（ただし、内部モデル方式採用金庫である場合には、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には標準的方式を用いるものとする。）

五 オペレーションアル・リスクに係る部分 第三百四条に規定する標準的計測手法

4 第一項及び第二項の「承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額」とは、第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十三条第二項各号に掲げる額のそれぞれを加え、同条第一項第二号イ及びロに掲げる額を控除した額をいう。

第十九条の二 「略」

〔2・3 略〕

4 第二項の「カウンター・シクリカル・バッファービ率」と

は、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に

び口に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除了した額をいう。

5 第二項の「オペレーションアル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十三条第二項各号に掲げる額のそれぞれ

につき計算する場合において、オペレーションアル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除了した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十三条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第二号に掲げる額を控除了した額をいう。

第十九条の二 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に

指定した比率)に、信用リスク・アセットの額の合計額(ソブリン向けエクスポート・ジャーニー及び金融機関等向けエクスポート・ジャーニーに係る信用リスク・アセットの額を除く。)のうち本邦に係るもの当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率(二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント)に、信用リスク・アセットの額の合計額(ソブリン向けエクスポート・ジャーニー及び金融機関等向けエクスポート・ジャーニーに係る信用リスク・アセットの額を除く。)のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 第一項の「最低連結資本バッファーパー」とは、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、同項に規定するものに、当該各号に定める比率(当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては、当該各号に定める比率のうちいかずれか高い比率)を加えたものとする。
〔一・二 略〕

(Tier 2 資本の額)

第二十四条 第十九条第三号の算式において、Tier 2 資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier 2 資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年にな

指定した比率)に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち本邦に係るもの当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率(二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント)に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 第一項の「最低連結資本バッファーパー」とは、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、同項に規定するものに、当該各号に定める比率(当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては、当該各号に定める比率のうちいかずれか高い比率)を加えたものとする。
〔一・二 同上〕

(Tier 2 資本の額)

第二十四条 「同上」

つた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

〔一・四 略〕

五 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金の額（当該額が第十九条各号の算式における信用リスク・アセツトの額の合計額（信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合にあつては、第一百五十一条第二号口に掲げる額及び証券化エクスポート・ジャードに係る信用リスク・アセツトの額の合計額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

口 「略」

〔2・5 略〕

（資本バッファードに係る普通出資等 Tier 1 資本の額）

第二十四条の二 第十九条の二第一項の算式において、資本バッファードに係る普通出資等 Tier 1 資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通出資等 Tier 1 資本の額（第十九条第一号の算式における普通出資等 Tier 1 資本の額をいう。）から次に掲げる額（第二十一条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、口に掲げる額を除く。）の合計額（以下この条において「リスク・アセツトの額」という。）に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額（当

五 「同上」
〔一・四 同上〕

イ 一般貸倒引当金の額（当該額が第十九条各号の算式における信用リスク・アセツトの額の合計額（信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合にあつては、第一百五十一条第二号口に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

口 「同上」

〔2・5 同上〕

（資本バッファードに係る普通出資等 Tier 1 資本の額）

第二十四条の二 「同上」

一 「同上」

（資本バッファードに係る普通出資等 Tier 1 資本の額）

第二十四条の二 「同上」

該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

〔イ～ハ 略〕

ニ 第三十条第一項及び第二項の規定により加算される額
(これらの規定の適用がある場合に限る。)

〔二・三 略〕

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法

第二十五条 第二十二条第一項第三号、第二十三条第一項第四号及び第二十四条第一項第四号に掲げる額は、次に定めると
ころにより算出した額とする。

一 第二十二条第一項第三号に掲げる普通出資等 Tier 1 資本に係る調整後非支配株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等(特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。)のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。)の非支配株主持分相当普通出資等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体普通出資等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額(第三十一条第一号の算式における普通出資等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この号において同じ。)のうち当該特定連結子法人等の親法人等である信用金庫連合会の連結貸借対照表の純資産の部に株式引受権、新株予約権又は非支配株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とす

〔イ～ハ 同上〕

ニ 第三十条第一項から第三項までの規定により加算される額(これらの規定の適用がある場合に限る。)

〔二・三 同上〕

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法

第二十五条 〔同上〕

一 第二十二条第一項第三号に掲げる普通出資等 Tier 1 資本に係る調整後非支配株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等(特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。)のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。)の非支配株主持分相当普通出資等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体普通出資等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額(第三十一条第一号の算式における普通出資等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この号において同じ。)のうち当該特定連結子法人等の親法人等である信用金庫連合会の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は非支配株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とす

つては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通出資等 Tier 1 資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の非支配株主持分相当普通出資等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額を単体普通出資等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額とする。

〔イ・ロ 略〕

二 第二十三条第一項第四号に掲げるその他 Tier 1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当 Tier 1 資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体 Tier 1 資本に係る基礎項目の額)(第三十一条第一号の算式における普通出資等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額(第三十五条第一項第三号に掲げる額を除く。)の合計額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である信用金庫連合会の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に株式引受権、新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に Tier 1 資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の非支配株主持分相当 Tier 1 資本に係る基礎項目の額を単体 Tier 1 資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

〔イ・ロ 同上〕

二 第二十三条第一項第四号に掲げるその他 Tier 1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当 Tier 1 資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体 Tier 1 資本に係る基礎項目の額)(第三十一条第一号の算式における普通出資等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額(第三十五条第一項第三号に掲げる額を除く。)の合計額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である信用金庫連合会の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に Tier 1 資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の非支配株主持分相当 Tier 1 資本に係る基礎項目の額を単体 Tier 1 資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。)

る。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通出資等 Tier 1 資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の非支配株主持分相当普通出資等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額とする。

いう。)を乗じて得た額以下の額から、第二十二条第一項第三号に掲げる額を控除した額とする。

〔イ・ロ 略〕

三 第二十四条第一項第四号に掲げるTier 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目の額及び第三十一条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額)、第三十六条第一項第三号に掲げる額を除く。)の合計額に相当する額をいう。以下この号において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である信用金庫連合会の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に株式引受権、新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に係る額を単体総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第二十二条第一項第三号及び第二十三条第一項第四号に掲げる額の合計額を控除した額を控除した額とする。

〔イ・ロ 略〕

〔イ・ロ 同上〕

じて得た額以下の額から、第二十二条第一項第三号に掲げる額を控除した額とする。

〔イ・ロ 同上〕

三 第二十四条第一項第四号に掲げるTier 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目の額及び第三十一条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額)、第三十六条第一項第三号に掲げる額を除く。)の合計額に相当する額をいう。以下この号において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である信用金庫連合会の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に係る額を単体総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第二十二条第一項第三号及び第二十三条第一項第四号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

(比例連結)

第二十六条 【略】

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いるものとする。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十七条 【略】

2 前項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ 個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫が第百五十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額

を算出する場合にあっては、次に掲げるエクスポート・リースに對して計上されているものに限る。）

(1) 株式等エクスポート

(2) 第七章第三節第九款において信用リスク・アセットの額の算出方法が規定されているその他資産等

「口うト 略」
「二・三 略」

(比例連結)

第二十六条 【同上】

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十七条 【同上】

2 「同上」

一 「同上」

イ 個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫にあっては、そ
の他資産に對して計上されているものに限る。）

〔加える。〕
〔加える。〕

「口うト 同上」
「二・三 同上」

(資本フロアの算出方法)

第三十条 信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、標準的な手法により算出した所要自己資本の額に七十二・五パーセントを乗じて得た額が、承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を上回るときは、当該乗じて得た額から当該承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額を第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式の分母に加えるものとする。

一 内部格付手法採用金庫

二 内部モデル方式採用金庫

三 期待エクスボージャー方式採用金庫

2 前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、内部格付手法の使用を開始した日から二年を経過する日までの間は、次の各号に掲げる期間において、標準的な手法により算出した所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が、承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額を第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 内部格付手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

一 内部格付手法採用金庫

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第三十条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 内部格付手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

セント

二 内部格付手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3| 前二項の「標準的な手法により算出した所要自己資本の額」とは、第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額を計算する場合において

、次に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める手法により計算して算出した額の合計額から第二十四条第一項第五号イに掲げる額につき当該手法により算出した額を控除した額をいう。

一 信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポート・リージャー及びCVAリスクに係る部分以外の部分 標準的手法（ただし、第六章第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額は、SACCRにより算出するものとする。）

二 信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポート・リージャーに係る部分 信用金庫連合会を標準的手法採用金庫とみなして第八章に定めるところにより判定された手法

三 信用リスクに係る部分のうちCVAリスクに係る部分 第八章の二に定めるところによりCVAリスク相当額の算出に適用した手法

四 マーケット・リスクに係る部分 標準的方式又は簡易的方式（ただし、内部モデル方式採用金庫である場合には、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には標準的方式を用いるものとする。）

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3| 前二項の規定にかかるらず、信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第二十二条第二項各号、第二十三条第二項各号及び第二十四条第二項各号に掲げる額のそれれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポート・リージャーに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポート・リージャーに係る部分については信用金庫又は信用金庫連合会を標準的手法採用金庫とみなして第八章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号イ及びロに掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第二十二条第二項各号、第二十三条第二項各号及び第二十四条第二項各

五 オペレーショナル・リスクに係る部分 第三百四条に規定する標準的計測手法

4 第一項及び第二項の「承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額」とは、第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額に第二十二条第二項第一号三に掲げる額を加え、第二十四条第一項第五号イ及びロに掲げる額を控除した額をいう。

号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第二十二条第二項各号、第二十三条第二項各号及び第二十四条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額を控除した額をいう。

第三十一条の二 「略」

〔2・3 略〕

4 第二項の「カウンター・シクリカル・バッファーピー率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によつて生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセツトの額の合計額（ソブリン向けエクスボージャー及び金融機関等向けエクスボージャーに係る信用リスク・アセツトの額を除く。）のうち本邦に係るものをおもを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

第三十一条の二 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセツトの額の合計額のうち本邦に係るものをおもを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額（ソブリン向けエクスポートヤー及び金融機関等向けエクスポートヤーに係る信用リスク・アセットの額を除く。）のうち当該国又は地域に係るもの当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 第一項の「最低単体資本バッファーパー率」とは、第二項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、同項に規定するものに、当該各号に定める比率（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては、当該各号に定める比率のうちいかかわらず高い比率）を加えたものとする。

〔一・二 略〕

（Tier 2 資本の額）

第三十六条 第三十一条第三号の算式において、Tier 2 資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier 2 資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

〔一・三 略〕

四 次に掲げる額の合計額

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るもの当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 第一項の「最低単体資本バッファーパー率」とは、第二項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合において、同項に規定するものに、当該各号に定める比率（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては、当該各号に定める比率のうちいかかわらず高い比率）を加えたものとする。

〔一・二 同上〕

（Tier 2 資本の額）

第三十六条 〔同上〕

〔一・三 同上〕

イ 一般貸倒引当金の額（当該額が第三十一条各号の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合にあつては、第百五十条第二号口に掲げる額及び証券化エクスポート・ジャーリ係る信用リスク・アセットの額の合計額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 「略」
〔25 略〕

（資本バッファードに係る普通出資等 Tier 1 資本の額）

第三十六条の二 第三十一条の二第一項の算式において、資本バッファードに係る普通出資等 Tier 1 資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通出資等 Tier 1 資本の額（第三十一条第一号の算式における普通出資等 Tier 1 資本の額をいう。）から次に掲げる額（第三十三条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。）の合計額（以下この条において「リスク・アセットの額」という。）に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）

「イハ 略」

二 第四十一条第一項及び第二項の規定により加算される額（これらの規定の適用がある場合に限る。）

イ 一般貸倒引当金の額（当該額が第三十一条各号の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合にあつては、第百五十条第二号口に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 「同上」
〔25 同上〕

（資本バッファードに係る普通出資等 Tier 1 資本の額）

第三十六条の二 「同上」

一 「同上」
二 「イハ 同上」
三 「第四十一条第一項から第三項までの規定により加算される額（これらの規定の適用がある場合に限る。）

〔二・三 略〕

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第三十八条 「略」

2 信用金庫連合会は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ 個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫が第百五十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額を算出する場合にあっては、次に掲げるエクスポート・リ】に対する計上されているものに限る。）

(1) 株式等エクスポート・リ】

(2) 第七章第三節第九款において信用リスク・アセットの額の算出方法が規定されているその他資産等

〔口下ト 略〕
〔二・四 略〕
〔略〕

(資本フロアの算出方法)

〔二・三 同上〕

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第三十八条 「同上」

一 「同上」

イ 個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫にあっては、その他資産に対して計上されているものに限る。）

〔加える。〕
〔加える。〕

〔口下ト 同上〕
〔二・四 同上〕
〔同上〕

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第四十一条 信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、標準的な手法により算出した所要自己資本

第四十一条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号

の額に七十二・五パーセントを乗じて得た額が、承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を上回るときは、当該乗じて得た額から当該承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額を第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母に加えるものとする。

一 内部格付手法採用金庫

二 内部モデル方式採用金庫

三 期待エクスボージャー方式採用金庫

2 前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、内部格付手法の使用を開始した日から二年を経過する日までの間は、次の各号に掲げる期間の区分において、標準的な手法により算出した所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が、承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から当該承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額を第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母に加えるものとする。

一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 内部格付手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3 前二項の「標準的な手法により算出した所要自己資本の額」とは、第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母の額に八パーントを乗じて得た額を計算する場合にお

に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 内部格付手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3 前二項の「標準的な手法により算出した所要自己資本の額」とは、第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の規定期に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の

いて、次に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める手

法により計算して算出した額の合計額から第三十六条第一項

第四号イに掲げる額につき当該手法により算出した額を控除した額をいう。

一 信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポート・ジャード及びCVAリスクに係る部分以外の部分 標準的手法（ただし、第六章第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額は、SACCRにより算出するものとする。）

二 信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポート・ジャードに係る部分 信用金庫連合会を標準的手法採用金庫とみなして第八章に定めるところにより判定された手法

三 信用リスクに係る部分のうちCVAリスクに係る部分 第八章の二に定めるところによりCVAリスク相当額の算出に適用した手法

四 マーケット・リスクに係る部分 標準的方式又は簡易的方式（ただし、内部モデル方式採用金庫では、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には標準的方式を用いるものとする。）

五 オペレーションナル・リスクに係る部分 第三百四条に規定する標準的計測手法

4 第一項及び第二項の「承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額」とは、第三十一条各号及び第三十二条第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第三十四条第二項第一号ニに掲げる額を加え、第三十六条

分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、

第三十一条各号及び第三十二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第三十四条第二項各号

、第三十五条第二項各号及び第三十六条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポート・ジャードに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いた手法とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポート・ジャードに係る部分については信用金庫又は信用金庫連合会を標準的手法採用金庫とみなして第八章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第四号イ及びロに掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーションナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十一条各号及び第三十二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第三十四条第二項各号、第三十五条第二項各号及び第三十六条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーションナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

第一項第四号イ及びロに掲げる額を控除した額をいう。

(標準的手法のデュー・ディリジエンス)

第四十二条の二 標準的手法採用金庫は、次に掲げる要件の全てを満たす個別のエクスポートヤーに係る債務者の評価（次節において「デュー・ディリジエンス分析」という。）を行うものとする。

一 内部の信用分析及び第三者による分析を用いて信用リスクを評価するための必要な体制が整備されていること。

二 評価に係る情報を適時に把握するための必要な体制が整備されていること。

三 債務者が連結財務諸表を作成している場合及び標準的手法採用金庫が同一のグループに属するものとして管理している場合は、次に掲げる返済能力が評価されていること。

イ 当該債務者自身の返済能力

ロ グループに含まれる親会社、子会社及び関連会社による資金援助又はこれらの会社において生じた問題が与え

る影響を考慮した返済能力

四 エクスポートヤーに応じた適切なリスク・ウェイトを判定できるように、内部方針、評価プロセス、システム及び

6

第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第三十四条第二項各号、第三十五条第二項各号及び第三十六条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第四号に掲げる額を控除した額をいう。

〔条を加える。〕

内部統制が整備されていること。

- 五 個別のエクスポートに係る債務者の評価の結果について、金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備されていること。

- 六 個別のエクスポートに係る債務者の評価を信用供与の実行時点及び年一回以上の頻度で実施していること。

(非依頼格付の使用禁止)

第四十三条 標準的手法採用金庫は、リスク・ウェイトの判定に当たり、非依頼格付を使用しないものとする。ただし、中央政府に付与されたものである場合には、この限りでない。

(非依頼格付の使用禁止)

第四十三条 標準的手法採用金庫は、リスク・ウェイトの判定に当たり、非依頼格付を使用してはならない。ただし、中央政府に付与されたものである場合には、この限りでない。

(格付等の使用基準の設定)

第四十四条 「略」

2 標準的手法採用金庫は、前項に規定する基準を設けるに当たっては、信用リスク・アセットの額を意図的に小さくすることを目的としないものとする。

(格付等の使用基準の設定)

第四十四条 「同上」

2 標準的手法採用金庫は、前項に規定する基準を設けるに当たっては、信用リスク・アセットの額を意図的に小さくすることを目的としてはならない。

3 標準的手法採用金庫は、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スマートアを内部管理において用いている場合、第一項に規定する基準を当該内部管理における使用方法と整合的なものとする。

3 標準的手法採用金庫は、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スマートアを内部管理において用いている場合、第一項に規定する基準を当該内部管理における使用方法と整合的なものにしなければならない。

4 「略」

(現地通貨建て格付及び非現地通貨建て格付)

(現地通貨建て格付及び非現地通貨建て格付)

第四十六条 前条の規定において、標準的手法採用金庫は、個別格付又は債務者信用力格付が当該標準的手法採用金庫の保有するエクスボージャーと同一通貨建てのエクスボージャーに係るものでない場合には、当該個別格付又は債務者信用力格付を用いないものとする。ただし、信用金庫又は信用金庫連合会の保有する現地通貨建てのエクスボージャーが国際開発銀行（第五十四条第二項の規定において零パーセントのリスク・ウェイトを適用することが認められているものに限る。）との協調融資に係るものである場合は、この限りでない。

（複数の格付がある場合のリスク・ウェイト）

第四十七条 標準的手法採用金庫は、その保有するエクスボージャーについて、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリーアンダーリスク・スコアが二以上ある場合であつて、それらに対応するリスク・ウェイトが異なるときは、最も小さいリスク・ウェイトから數えて二番目に小さいリスク・ウェイトを用いるものとする。ただし、最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付又はカントリーリスク・スコアに対応するものであるときは、当該最も小さいリスク・ウェイトを用いるものとする。

（信用リスクの評価の対象が異なる格付の取扱い）

第四十八条 標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる場合その他他の格付における評価の対象が標準的手法採用金庫の保有するエクスボージャーと異なることにより、当該格付を用い

第四十六条 前条の規定において、標準的手法採用金庫は、個別格付又は債務者信用力格付が当該標準的手法採用金庫の保有するエクスボージャーと同一通貨建てのエクスボージャーに係るものでない場合には、当該個別格付又は債務者信用力格付を用いてはならない。ただし、信用金庫又は信用金庫連合会の保有する現地通貨建てのエクスボージャーが国際開発銀行（第五十四条第二項の規定において零パーセントのリスク・ウェイトを適用することが認められているものに限る。）との協調融資に係るものである場合は、この限りでない。

（複数の格付がある場合のリスク・ウェイト）

第四十七条 標準的手法採用金庫は、その保有するエクスボージャーについて、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリーアンダーリスク・スコアが二以上ある場合であつて、それらに対応するリスク・ウェイトが異なるときは、最も小さいリスク・ウェイトから數えて二番目に小さいリスク・ウェイトを用いなければならない。ただし、最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付又はカントリーリスク・スコアに対応するものであるときは、当該最も小さいリスク・ウェイトを用いるものとする。

（信用リスクの評価の対象が異なる格付の取扱い）

第四十八条 標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる場合その他他の格付における評価の対象が標準的手法採用金庫の保有するエクスボージャーと異なることにより、当該格付を用い

るリスク・アセットの額が過小に評価されるおそれがある場合には、当該格付を用いないものとする。

〔一・二 略〕

(国際決済銀行等向けエクスポート)

第五十一条 国際決済銀行、国際通貨基金、欧洲中央銀行、欧洲連合、歐州安定メカニズム及び歐州金融安定ファシリティ向けエクスポートのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

リスク・ウェイト (パーセント)	信用リスク区分	1の2
二十	一 1	1の2
五十	二 2	1の2
百	三 3	1の2
百	四 4	1の2
百五十	五 5	1の2

一 適格格付機関の付与する格付の場合 当該公共部門の所在する国の中の中央政府に付与された格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

(外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポート)
第五十三条 外国の中の中央政府及び中央銀行以外の公共部門(当該国による公共部門の定義によるものとする。)向けエクスポート (特定の事業からの収入のみをもつて返済されることとなつていてるものを除く。)のリスク・ウェイトは、次各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、百パーセントとする。

るリスク・アセットの額が過小に評価されるおそれがある場合には、当該格付を用いてはならない。

〔一・二 同上〕

(国際決済銀行等向けエクスポート)

第五十一条 国際決済銀行、国際通貨基金、欧洲中央銀行、欧洲共同体、歐州安定メカニズム及び歐州金融安定ファシリティ向けエクスポートのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポート)
第五十三条 外国の中の中央政府及び中央銀行以外の公共部門(当該国による公共部門の定義によるものとする。)向けエクスポート (特定の事業からの収入のみをもつて返済されることとなつていてるものを除く。)のリスク・ウェイトは、当該公共部門の所在する国の中の中央政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第五十七条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。
〔号を加える。〕

二 カントリー・リスク・スコアの場合 当該公共部門の所
在する国の中中央政府に付与されたカントリー・リスク・スコ
アに対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定め
るものとする。

信用リスク区分 (カントリー・リ スク・スコア)	0
リスク・ウェイト (パーセント)	1
二十	2
三十	3
五十	4
百	5
百	6
百五十	7

(国際開発銀行向けエクスポートージャー)

第五十四条 国際開発銀行（複数の国によつて創設され、経済及び社会開発プロジェクトに対して資金供給又は専門的な見地からの助言を行う機関をいう。次項において同じ。）向けエクスポートージャーのリスク・ウェイトは、格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、五十パーセントとする。

信用リスク区分 (パーセント)	リスク・ウェイト
二十	1 2
三十	2 2
五十	3 2
百	4 2
百	5 2
百五十	2 6

2 前項において、標準的手法採用金庫によるデュー・ディリ

ジエンス分析の結果、国際開発銀行の信用状態が格付に対応する信用リスク区分の示す信用状態よりも高いリスクを有すると評価されるときは、当該格付に対応する信用リスク区分よりも一段階以上下位の信用リスク区分に応じたリスク・ウ

「号を加える。」

(国際開発銀行向けエクスポートージャー)

第五十四条 国際開発銀行向けエクスポートージャーのリスク・ウェイトは、格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、五十パーセントとする。

信用リスク区分 (パーセント)	リスク・ウェイト
二十	2 1
五十	2 2
百	2 3
百	2 4
百五十	2 5

〔項を加える。〕

エイトを用いるものとする。ただし、当該格付に対応する信用リスク区分よりも上位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトは用いないものとする。

3|| 前二項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスボーナスのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(地方公共団体金融機構向けエクスボーナス)

第五十四条の二 「略」

2 前項の場合を除き、地方公共団体金融機構向けのエクスボーナスのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第五十三条各号の表の左欄に定めるものとする。

(我が国の政府関係機関向けエクスボーナス)

第五十五条 「略」

2 前項の場合を除き、我が国の政府関係機関向けのエクスボーナスのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第五十三条各号の表の左欄に定めるものとする。

(地方公共団体金融機構向けエクスボーナス)

第五十四条の二 「同上」

2 前項の場合を除き、地方公共団体金融機構向けのエクスボーナスのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第五十七条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。

(我が国の政府関係機関向けエクスボーナス)

第五十五条 「同上」

2 前項の場合を除き、我が国の政府関係機関向けのエクスボーナスのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第五十七条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。

2|| 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスボーナスのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(地方三公社向けエクスポートージャー)

第五十六条 「略」

2 前項の場合を除き、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポートージャーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第五十三条各号の表の左欄に定めるものとする。

(金融機関向けエクスポートージャー)

第五十七条	金融機関向けエクスポートージャー（自己資本比率規制金融機関（バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける金融機関（第一条第七号口に掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対するエクスポートージャーをいう。以下この条並びに第六十条第一項及び第四項において同じ。）について、格付がある場合のリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。	
区分	信用リスク区分	（パーセント）
二 三十	3—1	二十
三十	3—2	三十
五十	3—3	五十
百	3—4	百
百五十	3—5	百五十

(地方三公社向けエクスポートージャー)

第五十六条 「同上」

2 前項の場合を除き、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポートージャーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、次条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。

(金融機関向けエクスポートージャー)

区分	信用リスク区分	二 カントリー・リスク・スコアの場合	一 適格格付機関の付与する格付の場合
0	リスク・ウェイト	（パーセント）	（パーセント）
1		二十	三十
2		五十	三十
3		百	三十
4		百五十	三十
5			
6			
7			

する。

2

前項の規定にかかわらず、格付がある金融機関向け短期エクスポート・ジャーラのリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとすることができる。

信用リスク区分 (パーセント)	3の2 1	3の2 2	3の2 3	3の2 4	3の2 5
二 十	三十	二十	二十	五十	百五十
二 十	三十	二十	三十	四十	五十
二 十	三十	二十	三十	四十	五十
一 百	三十	二十	三十	四十	五十

3 前項の「金融機関向け短期エクスポート・ジャーラ」とは、次に掲げるものをいう。

一 信用供与を行つた日から満期までの期間が三月以内の金融機関向けエクスポート・ジャーラ

二 前号に規定する期間が六月以内の貿易取引に係る金融機関向けエクスポート・ジャーラ（流動性の高い貿易関連偶発債務を含み、前号に掲げるものを除く。）

4 標準的手法採用金庫は、第一項又は第二項において格付を用いる場合に、暗黙の政府支援（国又は地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれがある場合において法令（外国の法令を含む。）に基づき金融機関に講ぜられる措置その他これに類する措置（当該金融機関の株主又は債権者のみに損失を負担させる措置を除く。）を自己資本比率規制金融機関に対して講じ得ることをいう。）を勘案していない格付を用いるものとする。

5 第一項又は第二項において、標準的手法採用金庫によるデ

2

前項の規定にかかわらず、金融機関及び銀行持株会社に対する円建てのエクスポート・ジャーラが円建てで調達されたものであつて、かつ、当該主体が信用供与を受けた日から満期までの期間が三月以内である場合のリスク・ウェイトは、二百分の一セントとする。

3 前二項の規定にかかわらず、第一項のエクスポート・ジャーラが当該主体の資本調達手段である場合には、そのリスク・ウェイトは百パーセントとする。

リスク・ウェイト(パーセント)	二十
	二十
	五十
	百
	百
	百
	百
	十百五

ユー・デイリジエンス分析の結果、自己資本比率規制金融機関の信用状態が格付に対応する信用リスク区分の示す信用状態よりも高いリスクを有すると評価されるとときは、当該格付に対応する信用リスク区分よりも一段階以上下位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトを用いるものとする。ただし、当該格付に対応する信用リスク区分よりも上位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトは用いないものとする。

6 金融機関向けエクスポート・ウェイトが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは第八項、第十項及び第十一項の規定により判定される自己資本比率規制金融機関のグレード区分（自己資本比率規制金融機関が無格付の場合の金融機関向けエクスポート・ウェイトにおける信用リスク評価の区分をいう。以下この条において同じ。）に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

リスク・ウェイト (パーセント)	グレード区分	A	B	C
二〇	A	四十	七十五	
五十	B			
百五十	C		百五十	

7 前項の規定にかかるらず、無格付である第三項に規定する金融機関向け短期エクスポート・ウェイトは、

次項、第十項及び第十一項の規定により判定される自己資本比率規制金融機関のグレード区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとすることができる。

リスク・ウェイト (パーセント)	グレード区分	A	B	C
二〇	A	四十	七十五	

標準的手法採用金庫は、次に掲げる要件の全てを満たす自

自己資本比率規制金融機関のグレード区分をAと判定するものとする。

一 契約に従つて債務を履行する能力を有しております、かつ、

経済状況又は事業環境が悪化した場合においても当該能力を継続して維持することが見込まれること。

二 次に掲げる自己資本比率規制金融機関に適用される基準（各國が定めた自己資本比率規制金融機関に対する固有の基準（公表されていない場合に限る。）を除く。）を満たしていること。

イ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行にあつては、同告示第二条及び第十四条に規定する最低基準並びに同告示第二条の二及び第十四条の二に規定する同告示第二条及び第十四条に規定する最低基準以外の基準

ロ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行については、同告示第二条に規定する最低基準及び同告示第二条の二に規定する同告示第二条に規定する最低基準以外の基準

ハ 国際統一基準金庫にあつては、第十九条及び第三十一条に規定する最低基準並びに第十九条の二及び第三十二条の二に規定する第十九条及び第三十一条に規定する最

低基準以外の基準

二 農林中央金庫にあつては、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第四号）第二条及び第十四条に規定する最低基準並びに同告示第二条の二及び第十四条の二に規定する同告示第二条及び第十四条に規定する最低基準以外の基準

ホ 株式会社商工組合中央金庫にあつては、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）第二条及び第十四条に規定する最低基準並びに同告示第二条の二及び第十四条の二に規定する最低基準以外の基準

ヘ イに規定する国際統一基準行にあつては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号）第二条及び同告示第五条第一項において読み替えて準用する同告示第二条に規定する最低基準トロに規定する国際統一基準行にあつては、銀行法第五

十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十二号）第二条に規定する最低基準

チ 国際統一基準金庫にあっては、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十四号）第二条及び同告示第五条第一項において読み替えて準用する同告示第二条に規定する最低基準

リ 農林中央金庫にあっては、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁・農林水産省告示第四号）第二条及び同告示第五条第一項において読み替えて準用する同告示第二条に規定する最低基準

ヌ 株式会社商工組合中央金庫にあっては、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十二号）第二条に規定する最低基準

全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）第二条及び同告示第五条第一項において読み替えて準用する同告示第二条に規定する最低基準

ル 外国銀行に準ずる外国の会社にあつては、イ及びヘに掲げる基準と類似の基準

ヲ 銀行持株会社に準ずる外国の会社にあつては、ロ及びトに掲げる基準と類似の基準

ワ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の三に規定する国内基準行にあつては、同告示第二十五条及び第三十七条に規定する基準

カ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の三に規定する国内基準行にあつては、同告示第十四条に規定する自己資本比率基準

ヨ 国内基準金庫にあつては、第二条及び第十一条に規定する基準

タ 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうか

を判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）第一条第二号に規定する信用協同組合等にあつては、同告示第二条及び第十一条に規定する基準

レ 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法

第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号）第一条第七号の三に規定する金庫にあつては、同告示第二条及び第十一条に規定する基準

ソ 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号）第一条第七号ニに規定する組合にあつては、同告示第二条及び第十条に規定する基準

ツ 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第三号）第一条第七号ホに規定する組合にあつては、同告示第二条及び第十条に規定する基準

ミ 前号に掲げる要件を当該自己資本比率規制金融機関が満たしていることを標準的手法採用金庫が確認するために必要な情報が公表されていること又は当該情報が標準的手法採用金庫に適切に提供されていること。

第六項の規定にかかるわらず、自己資本比率規制金融機関が前項の規定によりグレード区分がAと判定され、かつ、次の各号に掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ、当該

各号に定める要件を満たすときは、当該自己資本比率規制金融機関に対する金融機関向けエクスポート・ジャードのリスク・ウエイトを三十パーセントとすることができる。

一 前項第二号イに規定する国際統一基準銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率（第六号において「普通株式等 Tier 1 比率」という。）が十四パーセント以上であつて、かつ、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率（同号において「レバレッジ比率」という。）が五パーセント以上であること。

二 前項第二号ロに規定する国際統一基準銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条第一号の算式により得られる比率（第七号において「普通株式等 Tier 1 比率」という。）が十四パーセント以上であつて、かつ、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための

適當であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条の算式により得られる比率（同号において「レバレッジ比率」という。）が五パーセント以上であること。

三 前項第二号ハに規定する国際統一基準金庫 第十九条第一号及び第三十一条第一号の算式により得られる比率が十四パーセント以上であつて、かつ、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率が五パーセント以上であること。

四 農林中央金庫 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二条第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率が十四パーセント以上であつて、かつ、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率が五パーセント以上であること。

五 株式会社商工組合中央金庫 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二条第

一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率が十四パーセント以上であつて、かつ、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率が五パーセント以上であること。

六 外国銀行 バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準により算出された普通株式等 Tier 1 比率に類する比率が十四パーセント以上であつて、かつ、バーゼル銀行監督委員会の定めるレバレッジ比率の基準又はこれと類似の基準により算出されたレバレッジ比率に類する比率が五パーセント以上であること。

七 銀行持株会社に準ずる外国の会社 バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準により算出された普通株式等 Tier 1 比率に類する比率が十四パーセント以上であつて、かつ、バーゼル銀行監督委員会の定めるレバレッジ比率の基準又はこれと類似の基準により算出されたレバレッジ比率に類する比率が五パーセント以上であること。

¹⁰ 標準的手法採用金庫は、次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関（第八項の規定によりそのグレード区分が A と判定されたものを除く。）のグレード区分を B と判定するものとする。

一 算出基準日において債務を履行する能力に疑義が生じて
いないこと。

二 当該自己資本比率規制金融機関が、第八項第二号ワから
ツまでに掲げる基準及び次に掲げる自己資本比率規制金融
機関に適用される基準（各國が定めた自己資本比率規制金
融機関に対する固有の基準（公表されていない場合に限る。
）を除く。）を満たすこと。

イ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有
する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当である
かどうかを判断するための基準第一条第十号の二に規定
する国際統一基準行にあつては、同告示第二条及び第十
四条に規定する最低基準

ロ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株
会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に
照らしそれらの自己資本の充実の状況が適當であるかど
うかを判断するための基準第一条第十号の二に規定する
国際統一基準行にあつては、同告示第二条に規定する最
低基準

ハ 国際統一基準金庫にあつては、第十九条及び第三十一
条に規定する最低基準

二 農林中央金庫にあつては、農林中央金庫がその経営の
健全性を判断するための基準第二条及び第十四条に規定
する最低基準

ホ 株式会社商工組合中央金庫にあつては、株式会社商工
組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式

会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二条及び第十四条に規定する最低基準

へ 外国銀行に準ずる外国の会社にあつては、イに掲げる基準と類似の基準

ト 銀行持株会社に準ずる外国の会社にあつては、ロに掲げる基準と類似の基準

三 前号に掲げる要件を当該自己資本比率規制金融機関が満たしていることを標準的手法採用金庫が確認するためには必要な情報が公表されていること又は当該情報が標準的手法採用金庫に適切に提供されていること。

11 標準的手法採用金庫は、次に掲げる場合のいずれかに該当する自己資本比率規制金融機関（第八項の規定によりそのグレード区分がAと判定されたもの及び前項の規定によりそのグレード区分がBと判定されたものを除く。）のグレード区分をCと判定するものとする。

一 算出基準日において債務を履行する能力に疑義がある又は既に債務を履行することができない状態にある場合

二 自己資本比率規制金融機関に適用されるバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準が当該自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域の金融当局によつて定められていない場合

三 自己資本比率規制金融機関に適用されるバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準が当該自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域の金融当局によつて定められており、かつ、これらの基準

を当該自己資本比率規制金融機関が満たしていない場合

四　自己資本比率規制金融機関に適用されるバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準が当該自己資本比率規制金融機関の設立された国又は地域の金融当局によつて定められているときに、これらの基準を当該自己資本比率規制金融機関が満たしていることを標準的手法採用金庫が確認するために必要な情報が公表されておらず、かつ、当該情報が標準的手法採用金庫に適切に提供されていない場合

五　当該自己資本比率規制金融機関が所在する国又は地域の法令に基づき、当該金融機関に対する外部監査人の会計監査が義務付けられている場合において、過去十二月以内に次に掲げる事項のいずれかが生じている場合

イ　財務諸表に対する監査報告書において外部監査人による不適正意見が表明されていること。

ロ　財務諸表における継続企業の前提に対して外部監査人による重大な疑義が表明されていること（財務諸表において、継続企業の前提に関する注記がされていることを含む。）。

六　当該自己資本比率規制金融機関が第八項の規定によりグレード区分がAと判定されない場合であつて、かつ、前項の規定によりグレード区分がBと判定されない場合

12 第六項及び第九項に規定するグレード区分に応じたリスク・ウェイトを用いる場合において、自己資本比率金融機関に対する金融機関向けエクスポージャーが次に掲げるエクス

ボージャーのいづれかに該当するときは、当該金融機関向けエクスポートのリスク・ウェイトは、第五十条の規定により定められる当該自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域の中央政府のリスク・ウェイトを下回らないものとする。ただし、当該自己資本比率規制金融機関が信用供与を受けた日から満期までの期間が一年未満であり、かつ、流動性の高い貿易関連偶発債務に係る金融機関向けエクスポートジャリーについては、この限りでない。

- 13 一 自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域の現地通貨と異なる通貨建てのエクスポートジャリー
- 二 自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域と異なる国又は地域に所在する当該自己資本比率規制金融機関の拠点の勘定に計上されるものであつて、当該拠点の所在する国又は地域の現地通貨と異なる通貨建てのエクスポートジャリー

前項までの規定にかかるらず、信用金庫又は信用金庫連合会に対するエクスポートジャリーのリスク・ウェイトは、二十分の七百セントとする。

(カバード・ボンド向けエクスポートジャリー)

第五十七条の二 カバード・ボンド向けエクスポートジャリーのリスク・ウェイトは、自己資本比率規制金融機関により発行されたカバード・ボンドであつて、適格資産要件を満たし、かつ、開示要件を満たすもののリスク・ウェイトは、当該カバード・ボンドに付与された個別格付に対応する信用リスク区分

〔条を加える。〕

分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分 (パーセント)	3 の 3	3 の 3	3 の 3	3 の 3	3 の 3
十	一 1	一 2	一 3	一 4	一 5
二十					
三十					
五十					
百					

2 カバード・ボンド向けエクスポートが無格付である場合には、そのリスク・ウェイトは、当該カバード・ボンド向けエクスポートの発行体である自己資本比率規制金融機関（以下この条において「カバード・ボンド発行体」という。）のリスク・ウェイトの区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。この場合において参照するカバード・ボンド発行体のリスク・ウェイトは、前条第五項に規定するデューディリジエンス分析の結果を踏まえた値とするものとする。

発行体のリスク・ウェイト (パーセント)	二十三 十 五 二十 二十五 三十五 五十 百
十	二十三 十 五
二十五	四十
三十五	五十
五十	七十五
百	百
百	百五十

3

第一項の「適格資産要件」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをいう。

一 カバー・プール（カバード・ボンドの原資産の集合をいう。以下この条において同じ。）に含まれる資産が次に掲げるものであること。ただし、カバード・ボンド発行体が

当該カバー・プールに、代替資産（カバー・プール内の資産の毀損に備えて追加される当該資産の代わりに保有される現金又は短期であつて、かつ、流動性の高い資産をいう。）又はカバー・プール内の資産が毀損するリスクをヘッジするための派生商品取引を含めることを妨げない。

イ 中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧洲中央銀行、欧洲連合、欧洲安定メカニズム及び欧洲金融安定ファシリティ、国際開発銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関及び外国の中央政府等以外の公共部門に対する貸出債権、社債その他の債権（以下この号において「貸出債権等」という。）又はそれらにより保証された貸出債権等であること。

ロ 健全な審査及び保全の要件に服する居住の用に供する目的の不動産（居住施設であつて、かつ、当該不動産を居住の用に供するための法令（外国の法令を含む。）に照らして有効であるものをいう。ハ及び第七十条の四第一項第一号において同じ。）が担保に付されている貸出債権等であつて、かつ、ローン・トウ・バリュー（貸出債権等の額を担保に付されている物件の価値で除して得た値をいう。ハにおいて同じ。）が八十パーセント以下であること。

ハ 健全な審査及び保全の要件に服する居住の用に供する目的の不動産以外の不動産が担保に付されている貸出債権等であつて、かつ、ローン・トウ・バリューが六十パ

一セント以下であること。

二　自己資本比率規制金融機関のうち、第六十三条第一項又は第九項の規定により三十パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるものに対する貸出債権等又は当該自己資本比率規制金融機関により保証された貸出債権等であることであること。ただし、当該貸出債権等の額のカバード・ボンドの発行時の価格に対する割合が十五パーセントを上回らないこと。

二　カバード・ボンド発行体がカバード・ボンドに対して割り当てるカバー・プールの名目額（カバー・プールに含まれる貸出債権等の合計額をいう。次項第一号イにおいて同じ。）の当該カバード・ボンドの残高に対する割合は、百十パーセントを下回らないこと。この場合において、当該割合を規制する法的枠組みがない場合、当該カバード・ボンド発行体は当該割合が百十パーセントを下回らないことを定期的に開示するものとする。

三　前二号に掲げる要件がカバード・ボンドの組成時から満期までの期間において満たされること。

4
第一項の「開示要件」とは、標準的手法採用金庫が次に掲げる事項の全てを金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備していることをいう。

一　カバード・ボンドに係る次に掲げる情報が開示されていること。

イ　カバー・プールの名目額及び当該カバード・ボンドの
残高

口 カバー・プールに含まれる資産の種類及び地理的分布
並びにカバー・プールに含まれる貸出債権等の数

ハ 当該カバード・ボンドの発行により、カバード・ボン
ド発行体に発生しうる金利及び為替リスク

ニ カバー・プールの構成資産及びカバード・ボンドのマ
チュリティ

ホ カバー・プールのうち、九十日以上又は三月以上延滞
している貸出金の割合

二 標準的手法採用金庫が発行体から前号イからホに掲げる
情報を半年に一回以上の頻度で受領していること。

5 第一項において、標準的手法採用金庫によるデュー・ディ
リジエンス分析の結果、カバード・ボンドの信用状態が当該カ
バード・ボンドに付与された個別格付に対応した信用リスク
区分の示す信用状態よりも高いリスクを有すると評価される
ときは、当該個別格付に対応する信用リスク区分よりも一段
階以上下位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトを用
いるものとする。ただし、当該個別格付に対応する信用リスク
区分よりも上位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイト
は用いないものとする。

6 前各項の「カバード・ボンド」とは、次に掲げる要件の全
てを満たす債券をいう。

一 法令に基づき、その保有者を保護するために中央政府、
中央銀行等又は中央政府以外の公共部門の監督に服してい
ること。

二 法令に基づき、その発行代わり金を次に掲げる要件の全

てを満たす資産に投資することが求められるものであること。

- イ 当該債券が有効に存在している間、これに付随する請求権を補填することが可能であること。
ロ 当該債券の発行者に債務不履行が生じた場合には、当該債券の元本及び利息を優先的に返済するために用いることが可能であること。

(第一種金融商品取引業者向けエクスポートージャー)

第五十八条 第一種金融商品取引業者向けエクスポートージャーのリスク・ウェイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、第五十七条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

2) 前項の場合を除き、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社が外国の法令に準拠して設立され、本邦以外の国又は地域において同種類の業務を行う場合にあっては、当該第一種金融商品取引業者又は当該経営管理会社に対するエクスポートージャーのリスク・ウェイトは、当該国又は当該地域の金融当局が定めるところにより判定するものとする。

(保険会社向けエクスポートージャー)

第五十八条の二 保険会社又は保険持株会社に対するエクスポートージャーのリスク・ウェイトは、その保険会社又は保険持株会社がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準

(第一種金融商品取引業者向けエクスポートージャー)

第五十八条 第一種金融商品取引業者向けエクスポートージャーのリスク・ウェイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

〔項を加える。〕

〔条を加える。〕

又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、第五十七条の規定に従うものとする。

2 保険会社に準じる外国の者又は保険持株会社に準じる外国の者が外国の法令に準拠して設立され、本邦以外の国又は地域において同種類の業務を行う場合にあっては、当該準じる者に対するエクスポート・リスクリスク・ウェイトは、当該国又は地域の金融当局が定めるところにより判定するものとする。

(法人等向けエクスポート・リスクリスク・ウェイト)

第五十九条 法人等向けエクスポート・リスクリスク・ウェイト（法人等（会社、組合、信託、基金その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。））をいう。第四項及び第七十二条第三項第一号において同じ。）に対するエクスポート・リスクリスク・ウェイト（第五十条から前条までに規定するものを除く。）をいう。以下この節において同じ。）に格付がある場合のリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	リスク・ウェイト（パーセント）	4—1	4—2	4—3	4—4	4—5
「略」	「略」	4—1	4—2	4—3	4—4	4—5
七十五	「略」	4—1	4—2	4—3	4—4	4—5
（パーセント）	「略」	4—1	4—2	4—3	4—4	4—5

(法人等向けエクスポート・リスクリスク・ウェイト)

第五十九条 法人等向けエクスポート・リスクリスク・ウェイト（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）に対するエクスポート・リスクリスク・ウェイト（第五十条から前条までに規定するものを除く。以下同じ。）に格付がある場合のリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	「同上」	4—1	4—2	4—3	4—4	4—5
「同上」	「同上」	4—1	4—2	4—3	4—4	4—5
百	「同上」	4—1	4—2	4—3	4—4	4—5
（パーセント）	「同上」	4—1	4—2	4—3	4—4	4—5

2 前項において、標準的手法採用金庫によるデュー・ディリジェンス分析の結果、債務者の信用状態が格付に対応する信用リスク区分の示す信用状態よりも高いリスクを有すると評価されるときは、当該格付に対応する信用リスク区分よりも

2 法人等向けエクスポート・リスクリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、その法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである

一段階以上下位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイト

を用いるものとする。ただし、当該格付に対応する信用リスク区分よりも上位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトは用いないものとする。

3||

法人等向けエクスポートが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、中堅中小企業等向けエクスポートが無格付の場合にあっては、そのリスク・ウェイトは、八十五パーセントとする。

4||

前項の「中堅中小企業等」とは、売上高（連結財務諸表を作成している場合及び標準的手法採用金庫が同一のグループに属するものとして管理している場合は連結の売上高をいう。）が五十億円未満の法人等をいう。ただし、当該法人等が卸売業を営む場合その他の当該法人等の事業規模を判断するに当たつて当該法人等の売上高を用いることが適切ではない場合は、総資産が五十億円未満の当該法人等をこれに含めることができる。

（特定貸付債権向けエクスポート）

第五十九条の二

事業に対する法人等向けエクスポート（以下この条において「特定貸付債権向けエクスポート」という。）のリスク・ウェイトは、当該特定貸付債権向けエクスポートに対して付与された個別格付に対応する信用リスク区分に応じ、前条第一項の表の左欄に定めるものとする。この場合において、当該特定貸付債権向けエクスポートの債務者に債

場合には、百五十パーセントとする。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

〔条を加える。〕

務者信用力格付があるときは、当該債務者信用力格付をリスク・ウェイトの判定に用いないものとする。

一 発電プラント、化学プラント、鉱山事業、交通インフラ、環境インフラ、通信インフラその他の特定の事業に対する信用供与のうち、利払い及び返済の原資を主として当該事業からの収益に限定し、当該事業の有形資産を担保の目的とするものであって、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行つた者が当該有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているもの（第三項及び第四項において「プロジェクト・ファイナンス向けエクスポートージャー」という。）

二 船舶、航空機、衛星、鉄道、車両その他の有形資産の取得のための信用供与のうち、利払い及び返済の原資を主として当該有形資産からの収益に限定し、当該有形資産を担保の目的とするものであって、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行つた者が当該有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているもの（第三項において「オブジエクト・ファイナンス向けエクスポートージャー」という。）

三 原油、金属、穀物その他の商品取引所の上場商品の支払準備金、在庫又は売掛債権の資金調達のための短期の信用供与のうち、利払い及び返済の原資を主として当該商品の売却代金に限定し、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行つた者が当該商品及び当該商品からの収益について相当程度の支配権を有しているもの（第三項において「コ

モディティ・ファイナンス向けエクスボージャー」という。)

2 特定貸付債権向けエクスボージャーに対するデュー・ディリジェンス分析の結果、当該特定貸付債権向けエクスボージャーに係る事業の信用状態が、個別格付に対応する信用リスク区分の示す信用状態よりも高いリスク特性を有すると評価されるときは、当該個別格付に対応する信用リスク区分よりも一段階以上下位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトを用いるものとする。ただし、当該格付に対応する信用リスク区分よりも上位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトは用いないものとする。

3 特定貸付債権向けエクスボージャーが無格付である場合は、次の各号に掲げるエクスボージャーの区分に応じ、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。

一 オブジェクト・ファイナンス向けエクスボージャー 百

二 コモディティ・ファイナンス向けエクスボージャー 百

三 運用段階以前のプロジェクト・ファイナンス向けエクスボージャー 百三十パーセント

四 運用段階のプロジェクト・ファイナンス向けエクスボージャー百パーセント

4 前項第四号の規定にかかるらず、標準的手法採用金庫は、運用段階のプロジェクト・ファイナンス向けエクスボージャーのうち、次に掲げる全ての要件を満たすもののリスク・ウ

エイトを、八十分率ントとすることができる。

一 当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポート・ジャードの債務者が、その負担している金銭債務を返済計画に従つて履行する能力を有していること。

二 当該標準的手法採用金庫が、前号に規定する能力について景気循環や事業環境の変化の影響を受けにくくと判断していること。

三 当該標準的手法採用金庫の不利益となる行為を債務者が行うことが制限されていること。

四 当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポート・ジャードに係る事業における偶発的な支出への対応及び運転資本要件の充足のため、十分な財務上の措置が行われていること。

五 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 次に掲げる要件の全てを満たす契約がオフティカー（

当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポート・ジャードに係る事業の目的たる物及びサービス等の購入者をいう。以下この項において同じ。）と締結されていること。

- (1) 当該事業に用いられる施設等の建設が完了している場合において、当該事業の運営に要する運営費、修繕費、債務の弁済に係る費用及び配当金に充てる安定的かつ十分な額がオフティカーから支払われること。
- (2) 当該事業に用いられる施設等があらかじめ定められた性能を欠く場合又は当該施設等の利用が行えない場合を除き、支払額が当該事業の目的たる物及びサービ

ス等の需要に影響されず、減額されないこと。

口　当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポート・ジャ
ーに係る事業の収入が、当該事業の実行される法域にお
ける公正報酬率規制（当該法域における規制当局が当該
事業につき適正と判断する利益率等を定める規制をいう
。）に従うものであること。

ハ　当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポート・ジャ
ーに係る事業の収入について、オフティカートテイク・
オア・ペイ契約（事業の目的たる物及びサービス等の受
領の有無にかかわらず、定められた条件に基づき一定額
を対価として債務者に支払う旨を約する契約をいう。）
が締結されていること。

六

当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポート・ジャ
ーに係る利払い及び返済の原資を主として信用力の高いオフ
ティカート（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨
基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム、欧
州金融安定ファシリティ及び国際開発銀行、我が国の地方
公共団体、地方公共団体金融機構、土地開発公社、地方住
宅供給公社、地方道路公社、我が国の政府関係機関、外国
の中央政府及び中央銀行以外の公共部門並びに法人等のう
ち八十パーセント以下のリスク・ウェイトが適用される信
用リスク区分に該当するオフティカートをいう。第八号にお
いて同じ。）からの収入に依存していること。

七　当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポート・ジャ
ーに係る信用供与に関する契約に、債務不履行事由が生じた

場合における実効性のある債権者の保護に関する規定が設けられていること。

八 信用力の高いオフティカーが当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポート・ジャーナーに係る事業に関わる契約を解除する場合において、当該信用力の高いオフティカーは当該事業に損失を生じさせないための必要な措置を講じることが予定されていること。

九 当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポート・ジャーナーに係る事業の運営に必要となる資産及び当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポート・ジャーナーの債務者の有する契約上の権利が、当該事業に適用される法令（外国の法令を含む。）の規定に基づき認められる範囲において担保に供されていること。

十 債務不履行事由が生じた場合に、債権者（当該標準的手法採用金庫を含む。）が当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポート・ジャーナーに係る事業に対する支配権を取得できること。

5 第三項第三号及び第四号並びに前項の「運用段階」とは、プロジェクトを運営する事業体が、次に掲げる要件の全てを満たす段階をいう。

一 契約上の残存債務を負うのに十分な正のネット・キャッシュ・フローを有していること。

二 長期債務が減少していること。

（短期格付による例外）

（短期格付による例外）

第六十条 金融機関向けエクスポート・エージャー又は法人等向けエクスポート・エージャーに対して短期格付が付与されている場合、第五十七条又は第五十九条の規定にかかるわらず、当該エクスポート・エージャーのリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	5-1	5-2	5-3	5-4
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

3 2 標準的手法採用金庫は、第一項の規定により百五十ペーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポート・エージャーの債務者について、他の無格付のエクスポート・エージャーについても百五十ペーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 第一項の規定が適用される金融機関向けエクスポート・エージャーの債務者に対して標準的手法採用金庫が当該金融機関向けエクスポート・エージャー以外の短期エクスポート・エージャー（同項の規定が適用されるもの及び第五十七条第三項第一号に該当するものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合、当該短期エクスポート・エージャーのリスク・ウェイトは、第五十七条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 当該第一項の規定が適用される金融機関向けエクスポート・エージャーのリスク・ウェイトが、当該短期エクスポート・エージャーの債務者の格付に対応する信用リスク区分に応じ第五十七条第二項の表の左欄及び同条第五項により定められるリス

第六十条 前条の法人等向けエクスポート・エージャーに対して短期格付が付与されている場合、同条の規定にかかるわらず、当該エクスポート・エージャーのリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	5-1	5-2	5-3	5-4
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

3 2 標準的手法採用金庫は、第一項の規定により百五十ペーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポート・エージャーの債務者について、他の無格付のエクスポート・エージャーについても百五十ペーセントのリスク・ウェイトを適用しなければならない。

〔項を加える。〕

ク・ウェイトを上回る場合 当該第一項の規定が適用される金融機関向けエクスボージャーのリスク・ウェイト

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該短期エクスボージャーの債務者の格付に対応する信用リスク区分に応じ第五十七条第二項の表の左欄及び同条第五項により定められるリスク・ウェイト

(適格中堅中小企業等向けエクスボージャー及び個人向けエクスボージャー)

第六十一条 標準的手法採用金庫は、中堅中小企業等向けエクスボージャー又は個人向けエクスボージャーであつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの(第三項において適格中堅中小企業等向けエクスボージャー又は適格個人向けエクスボージャーという。)のリスク・ウェイトは、七十五パーセントとすることができる。ただし、第七十三条第一項に規定する方法により与信相当額を算出するものについては、この限りでない。

一一の債務者(第五十九条第四項に規定する中堅中小企業等及び個人に限る。以下この項及び次項において同じ。)に対するエクスボージャーのうち次条から第六十三条の二までに規定するものを除いた額(第三節に規定するオフ・バランス取引の与信相当額を含み、かつ、第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。)を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスボージャーの額を控除した額が、一億円以下である

(法人等向けエクスボージャーの特例)

第六十一条 前二条の規定にかかわらず、標準的手法採用金庫は、継続的に用いることを条件として、すべての法人等向けエクスボージャーに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

2 標準的手法採用金庫は、前項の規定を利用する場合又はやむを得ない理由によりその利用を中止する場合、あらかじめその旨を金融庁長官に届け出なければならない。

こと

二 一の債務者に対するエクスボージャーのうち第六十二条から第六十三条の二までに規定するものを除いた額を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスボージャーの額を控除した額が、個人向けエクスボージャー及び前号の要件を満たす中堅中小企業等向けエクスボージャーの額（第六十五条に規定するエクスボージャーの額を除く。）を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。

2| 前項各号において、標準的手法採用金庫が複数の中堅中小企業等又は個人に対する信用の供与に際し、当該複数の中堅中小企業等又は個人の間に密接不可分な関係があると判断していた場合、それらを一体として一の債務者とみなす。

3| 適格中堅中小企業等向けエクスボージャー又は適格個人向けエクスボージャーのうち、次の各号に掲げるエクスボージャーの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすもののリスク・ウェイトは、四十五パーセントとすることができる。

一 クレジット・カードの利用に係るエクスボージャー（当該クレジット・カードを提示して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることにより発生する債務に係るエクスボージャーに限る。）過去十二月にわたり、遅滞なく、定められた時期に返済が履行されていること。

二 前号に該当しないエクスボージャーであつて、かつ、契約上定められた上限の範囲内で、債務の残高が債務者の任

意の判断で変動しうるエクスボージャーのうち、第七十二条第一項第三号に規定するコミットメント以外のエクスボージャー 過去十二月にわたり債務の残高が零であること。

4 第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たさない個人向けエクスボージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

(自己居住用不動産向けエクスボージャー)

第六十二条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす住宅ローンに係るエクスボージャー（以下この節及び第八章第二節第二款第七目において「自己居住用不動産向けエクスボージャー」という。）であつて、かつ、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、次の表に掲げる当該自己居住用不動産向けエクスボージャーのLTV比率の区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

LT V 比 率		五 十	五 十 超	六 十	六 十 以 下	二 十
リ ス ク ・ ウ エ イ ト (パ ー セ ン ト)	二 十 五	下	下	下	下	二 十
	三 十	下	下	超 八	六 十	二 十 五
	四 十	下	十 以	超 九	八 十	三 十
	五 十	下	超 百	九 十	六 十	四 十
	七 十	百	超			五 十

一 個人向けの貸付けであること。

(中小企業等向けエクスボージャー及び個人向けエクスボージャーに係る特例)

第六十二条 標準的手法採用金庫は、中小企業等向けエクスボージャー又は個人向けエクスボージャーであつて、次に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを、七十五パーセントとすることができる。

一 一の債務者（中小企業等及び個人に限る。以下この条において同じ。）に対するエクスボージャーの額（第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。）を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスボージャーの額を控除した額が、一億円以下であること。

二 一の債務者に対するエクスボージャーの額を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスボージャーの額を控除した額が、前号の要件を満たすエクスボージャー（第六十五条に該当するものを除く。）の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。

二 抵当権が設定されている住宅が、債務者による自己居住目的（別荘その他これに類するものを除く。）であること。

三 資金使途が住宅の建設、取得又は増改築に限定されること。

2 自己居住用不動産向けエクスボージャーが適格性の要件を満たさない場合のリスク・ウェイトは、七十五パーセントとする。

3 前二項の「適格性の要件」とは、次に掲げる要件をいう。
一 抵当権が第一順位であること。ただし、抵当権が第二順位である場合であつて、かつ、LTTV比率が百以下であるときは、この限りでない。

二 債務者の返済能力が、適切な審査基準（債務者の返済能力を評価するために、当該能力を測定するための指標が定義されており、かつ、当該返済能力を評価するための当該指標の水準が定められているものをいう。第六十三条第三項第三号において同じ。）に基づいて適当であると評価されていること。

三 信用供与の担保に付されている物件の価値の評価が、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ 健全かつ保守的な算定基準が設けられていること。
ロ 信用供与に関する一連の手続から独立していること。
ハ 債務者の返済能力又は業績に大きく依存するものではないこと。

二 将来において生じることが見込まれる物件価値の上昇

2 前項各号において、標準的手法採用金庫が複数の中小企業等又は個人に対する信用の供与に際し、当該複数の中小企業等又は個人の間に密接不可分な関係があると判断していた場合、それらを一体として一の債務者とみなす。

3 第一項の「中小企業等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の法人及び常時使用する従業員の数が三百人以下の法人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の法人及び常時使用する従業員の数が百人以下の法人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び常時使用する従業員の数が百人以下の法人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び常時使用する従業員の数が五十人以下の法人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

が反映されていないこと。

ホ 現在の物件の価値が、信用供与の期間にわたり継続することが見込まれる物件の価値に比して過大に評価されている可能性がある場合、適切な調整が行われていること。

ヘ 物件の市場価値を取得できる場合には、当該市場価値を上回るものではないこと。

四 信用供与の期間にわたり継続的に信用リスクの監視を行うために必要な全ての情報（第二号に規定する債務者の返済能力及び前号に規定する物件の価値の評価に関する情報を含む。）に関する文書が適切に作成されていること。

4 第一項及び前項の「LTV比率」とは、第一号に定める貸出金の額を、第二号に定める物件の価値で除して得た割合を百分率で表した値をいう。

一 算出基準日時点の信用リスク削減手法を適用する前のエクスポートジャーナーの額。ただし、抵当権が第二順位である場合には、第一順位及び第二順位の抵当権を設定している者の算出基準日時点の信用リスク削減手法を適用する前のエクスポートジャーナーの額を標準的手法採用金庫の当該額に加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項第三号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、次のイに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、次のロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものと

する。

イ 固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らかな場合

5 | 口 増改築により物件価値が上昇する場合
第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす自己居住用不動産向けエクスポートジヤーのうち、当該自己居住用不動産向けエクスポートジヤーに対する標準的手法採用金庫の抵当権が第二順位であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、LT V比率（前項に規定するLT V比率をいう。以下の節において同じ。）が五十以下である場合には、一・二五を乗じることを要しない。

（自己居住用不動産向けエクスポートジヤーの国内基準金庫の例外）

第六十二条の二 国内基準金庫である標準的手法採用金庫は、適格性の要件の全てを満たす自己居住用不動産向けエクスポートジヤーに対して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。
一 当該自己居住用不動産向けエクスポートジヤーが抵当権により完全に保全されている場合 三十五パーセント
二 当該自己居住用不動産向けエクスポートジヤーが抵当権により完全に保全されていない場合 七十五パーセント
2 前項の規定を適用する場合において、自己居住用不動産向けエクスポートジヤーが適格性の要件を満たさない場合のリス

〔条を加える。〕

ク・ウェイトは、七十五パーセントとする。

3

前条第三項の規定は、国内基準金庫である標準的手法採用金庫が前二項の規定により自己居住用不動産向けエクスボージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第六十二条の二第一項及び第二項」と、同項第一号中「LT_V比率が百以下である」とあるのは「当該自己居住用不動産向けエクスボージャーが抵当権により完全に保全されている」と読み替えるものとする。

(貸貸用不動産向けエクスボージャー)

第六十三条 第五十九条及び第六十一条の規定にかかるわらず、次に掲げる要件の全てを満たす住宅ローンに係るエクスボージャー（以下この節及び第八章第二節第二款第七目において「貸貸用不動産向けエクスボージャー」という。）であつて、かつ、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、次の表に掲げる当該貸貸用不動産向けエクスボージャーのLT_V比率の区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

リスク・ウェイト	LT _V 比率		
	三十	三十五	四十
三十	以下	五十	
三十五	下六十以	五十超	
四十	下八十以	六十超	
五十	下十以	超九	八十
七十五	百以下	九十超	
百五	百超		

(抵当権付住宅ローン)

第六十三条 第五十条から前条までの規定にかかるわらず、住宅ローンが次に掲げる要件のすべてを満たし、かつ、その資金使途が当該住宅の建設、取得又は増改築に限定されている場合には、当該住宅ローンに係るエクスボージャー（以下「抵当権付住宅ローン」という。）のリスク・ウェイトは、三十五パーセントとする。

一 抵当権が次のイ及びロの条件を満たしていること。

イ 抵当権が設定されている住宅が、債務者による自己居住目的（別荘その他これに類するものを除く。）又は賃貸に供する目的のものであること。

ロ 抵当権が第一順位であること。ただし、独立行政法人住宅金融支援機構その他の公的機関が第一順位の抵当権を設定している場合であつて、担保余力があり、かつ、当該住宅ローンに関する抵当権が次順位であるときは、この

(パーセント)

一 抵当権が設定されている住宅が、賃貸に供する目的であり、かつ、資金使途が当該住宅の建設、取得又は増改築に限定されていること。

二 次のいずれにも該当しないこと

イ 住宅建設又は宅地開発を主たる業務として行っている事業者に対するエクスボージャー

ロ 資金使途が社宅等の建設、取得又は増改築であるエクスボージャー

三 返済が専ら当該住宅ローンに係る不動産からの賃料その他の収入に依存していること（返済が専ら当該住宅ローンに係る不動産からの賃料その他の収入に依存していないことを、標準的手法採用金庫が説明することができない場合を含む。）。

賃貸用不動産向けエクスボージャーが適格性の要件を満たさない場合のリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

3

前二項の「適格性の要件」とは、次に掲げる要件をいう。

一 抵当権が設定された物件の建設が完了していること。

二 抵当権が第一順位であること。ただし、抵当権が第二順位である場合であつて、LT_V比率が百以下であるときは、この限りでない。

三 債務者の返済能力が、適切な審査基準に基づいて適当であると評価されていること。

四 信用供与の担保に付されている物件の価値の評価が、第

限りでない。

二 当該エクスボージャーが抵当権により完全に保全されていること。

三 当該エクスボージャーが次のイからハまでに該当しないこと。

イ 住宅建設又は宅地開発を主たる業務として行っている事業者に対するエクスボージャー

ロ 資金使途が社宅等の建設、取得又は増改築であるエクスボージャー

ハ 抵当権を設定した住宅の賃貸が現に行われておらず、かつ、返済が専ら当該住宅からの賃料その他の収入に依存しているエクスボージャー

六十二条第三項第三号に掲げる要件の全てを満たしていること。

五 信用供与の期間にわたり継続的に信用リスクの監視を行うために必要な全ての情報（第三号に規定する債務者の返済能力及び前号に規定する物件の価値の評価に関する情報を含む。）に関する文書が適切に作成されていること。

4 前項に規定する適格性の要件の全てを満たす賃貸用不動産向けエクスポージャーのうち、当該賃貸用不動産向けエクスポージャーに対する標準的手法採用金庫の抵当権が第二順位であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、LTV比率が五十以下である場合には、一・二五を乗じることを要しない。

（賃貸用不動産向けエクスポージャーの国内基準金庫の例外）

第六十三条の二

国内基準金庫である標準的手法採用金庫は、適格性の要件の全てを満たす賃貸用不動産向けエクスポージャーに対して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

- 一 当該賃貸用不動産向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されている場合 七十五パーセント
- 二 当該賃貸用不動産向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されていない場合 百五パーセント

前項の規定を適用する場合において、賃貸用不動産向け工

〔条を加える。〕

クスポート・エージャーが適格性の要件を満たさない場合のリスク・ウェイトは、百五十パー・セントとする。

3 前条第三項の規定は、国内基準金庫である標準的手法採用

金庫が前二項の規定により賃貸用不動産向けエクスポート・エージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前二項」とあるのは「第六十三条の二第一項及び第二項」と、同項第二号中「LT_V比率が百以下である」とあるのは「当該賃貸用不動産向けエクスポート・エージャーが抵当権により完全に保全されている」と読み替えるものとする。

(事業用不動産関連エクスポート・エージャー)

第六十四条 第五十七条及び第五十八条から第六十一条までの

規定にかかると、次に掲げる要件の全てを満たす不動産の建設、取得又は運用を目的とした事業向けのエクスポート・エージャー（以下この節において「事業用不動産関連エクスポート・エージャー」という。）であつて、かつ、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、次の表に掲げる当該事業用不動産関連エクスポート・エージャーのLT_V比率の区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

LTV比率 (パー・セント)	六十以下	六十超八	八十超
リスク・ウェイト	七十	十九	百十

(不動産取得等事業向けエクスポート・エージャー)

第六十四条 第五十九条、第六十条及び第六十二条の規定にか

かわらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポート・エージャー、中小企業等向けエクスポート・エージャー又は個人向けエクスポート・エージャーであつて、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの（前条に規定するものを除く。第二百六十七条の二第三項第二十号において「不動産取得等事業向けエクスポート・エージャー」という。）のリスク・ウェイトは、第五十九条又は第六十条の規定により百五十パー・セントとなる場合を除き、百パー・セントとする。

一 信用供与の目的とする不動産に抵当権その他の担保権が

設定されていること。

二　返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存していること（返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存していないことを、標準的手法採用金庫が説明すること）。

事業用不動産関連エクスボージャーが適格性の要件を満たさない場合のリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

第六十三条第三項の規定は、標準的手法採用金庫が前二項の規定により事業用不動産関連エクスボージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第六十四条第一項及び第二項」と、同項第一号中「抵当権が設定された」とあるのは「抵当権その他の担保権が設定された」と、同項第二号中「抵当権が第一順位」とあるのは「抵当権その他の担保権が第一順位」と、「抵当権が第二順位」とあるのは「担保権が抵当権である場合であつて、当該抵当権が第二順位」と、「百」とあるのは「八十」と読み替えるものとする。

4 第三項において読み替えて準用する第六十三条第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす事業用不動産関連エクスボージャーのうち、当該事業用不動産関連エクスボージャーに対する標準的手法採用金庫の抵当権が第二順位であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、LTB比率が六十以下である場合には、一・二五を乗じることを要しない。

(その他不動産関連エクスボージャー)

第六十四条の二 第五十七条及び第五十八条から第六十一条までの規定にかかる、次に掲げる要件の全てを満たす不動

産の建設、取得又は運用を目的とするエクスボージャーであつて、かつ、適格性の要件の全てを満たすもの（次項及び第六十五条第二項において「その他不動産関連エクスボージャー」という。）のリスク・ウェイトは、六十パー セントとすることができる。

一 自己居住用不動産向けエクスボージャー、賃貸用不動産向けエクスボージャー又は事業用不動産関連エクスボージャーではないこと。

二 信用供与の目的とする不動産に抵当権が設定されていること。

三 LTV比率が六十以下であること。

2 第六十三条第三項の規定は、標準的手法採用金庫が前項の規定によりその他不動産関連エクスボージャーのリスク・ウェイトを適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第六十四条の二第一項」と、同項第二号中「抵当権が第二順位である場合であつて、LTV比率が百以下であるときは」とあるのは「抵当権が第二順位である場合は」と読み替えるものとする。

(ADC向けエクスボージャー)

第六十四条の三 第五十九条、第五十九条の二及び第六十四条

「条を加える。」

「条を加える。」

の規定にかかわらず、第五十九条第一項に規定する法人等向けエクスボージャーのうち、土地の取得、開発及び建物の建築のための信用供与であつて、信用供与の実行日において当該信用供与の返済原資が当該不動産の不確実な売却又は相当程度不確実なキャッシュ・フローに基づいているもの（当該不動産の所在地における同様な不動産の使用割合に満たない場合を含む。次条において「ADC向けエクスボージャー」という。）のリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。ただし、計画の承認が得られていない又は計画の承認の申請を行う予定がない林地及び立木並びに農地の取得のための信用供与である場合には、この限りでない。

（ADC向けエクスボージャーの例外）

第六十四条の四

前条の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たすADC向けエクスボージャーであつて、かつ、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、百パーセントとすることができます。

- 一 信用供与の目的とする不動産が居住の用に供する目的の不動産であること。
- 二 信用供与の目的とする不動産について、法的に有効な事前の販売契約又は賃貸契約が締結されていること。
- 三 信用供与の目的とする不動産に係る事前の販売契約又は賃貸契約に基づく払込額が契約金の総額の大半に達すること。
- 四 前号の払込額は、契約が解除された場合において返金を

「条を加える。」

要しないこと。

2 第六十三条第三項の規定は、標準的手法採用金庫が前項の規定によりADC向けエクスボージャーのリスク・ウェイトを適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第六十四条の四第一項」と、同項第二号中「こと。ただし、抵当権が第二順位である場合であつて、LT_V比率が百以下であるときは、この限りでない。」とあるのは「こと」と読み替えるものとする。

(国内基準金庫におけるLT_V比率算出の特例)

第六十四条の五 第六十二条第四項の規定にかかわらず、国内基準金庫である標準的手法採用金庫は、第六十二条第一項、第三項及び第五項、第六十三条第一項、第三項（第六十四条第三項及び第六十四条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第四項、第六十四条第一項及び第四項並びに第六十四条の二第一項のLT_V比率に代えて、第一号に定める貸出金の額を、第二号に定める物件の価値で除して得た割合を百分率で表した値を用いることができる。

一 算出基準日時点の信用リスク削減手法を適用する前のエクスボージャーの額。ただし、抵当権が第二順位である場合には、第一順位及び第二順位の抵当権を設定している者の算出基準日時点の信用リスク削減手法を適用する前のエクスボージャーの額を標準的手法採用金庫の当該額に加えた額とする。

二 担保に付された物件の価値を第六十二条第三項第三号に

〔条を加える。〕

掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、次のイに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、次のロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正するものとする。

イ 固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らかな

場合

ロ 増改築により物件価値が上昇する場合

(延滞エクスポート・ジャヤー)

第六十五条 第五十条から前条まで（第六十三条を除く。）の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる事由が生じたエクスポート・ジャヤー（次項及び次条第一項において「延滞エクスポート・ジャヤー」という。）のうち、適格金融資産担保によつて信用リスクが削減されていない部分又は保証若しくはクレジット・デリバティブを用いた場合の被保証ではない部分若しくはプロテクションが提供されていない部分に適用するリスク・ウェイトは、当該延滞エクスポート・ジャヤーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等（個別貸倒引当金の額、特定海外債権引当勘定の額及び部分直接償却の額をいう。）の額の割合の区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

当該延滞エクスポート・ジャヤーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等（個別貸倒引当金の額及び部	リスク・ウェイト（パーセント）
--	-----------------

(延滞エクスポート・ジャヤー)

第六十五条 第五十条から前条まで（第六十三条を除く。）の規定にかかるわらず、三月以上延滞エクスポート・ジャヤー（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している者に係るエクスポート・ジャヤーをいう。以下同じ。）及び第五十条から前条まで（第六十三条を除く。）の規定に従いリスク・ウェイトが百五十パーセントとなるエクスポート・ジャヤーについては、当該エクスポート・ジャヤーのリスク・ウェイトは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるものとする。

当該エクスポート・ジャヤーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等（個別貸倒引当金の額及び部	リスク・ウェイト（パーセント）
--	-----------------

<p>分直接償却の額をいう。」の額の割合</p> <p>〔略〕</p>
<p>一 標準的手法採用金庫が、債務者に対するエクスボージャーを金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号。以下「金融再生法施行規則」という。）第四条第二項に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、同条第三項に規定する「危険債権」又は同条第四項に規定する「要管理債権」に該当するものと査定する事由が生じること。</p> <p>二 標準的手法採用金庫が、当該債務者に対するエクスボージャーについて、重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。</p> <p>三 当該債務者に対する当座貸越については、約定の限度額（設定されていない場合は零とみなす。）を超えた日又は現時点の貸越額より低い限度額を通知した日の翌日を起算日として三月以上当該限度額を超過すること。</p>

<p>2 </p> <p>前項の規定にかかわらず、三月以上延滞エクスボージャー及び第五十条から前条まで（第六十三条を除く。）の規定に従いリスク・ウェイトが百五十ペーセントとなるエクスボージャーが、抵当権、売掛債権又は動産担保（第一百五十五条第四項第三号に掲げる運用要件を満たすものに限る。この場合において、同号中「適格その他資産担保」とあるのは「動産担保」と、「資産」とあり、及び「適格その他資産」とあるのは</p> <p>接償却の額をいう。以下この条及び次条において同じ。」の額の割合</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>
--

ト又は四十五パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等向けエクスポートージャーについては、この限りでない。

3|| 第一項において、標準的手法採用金庫は、金融再生法施行規則第四条第四項に規定する「三月以上延滞債権」に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いることができる。

(自己居住用不動産向けエクスポートージャーに係る延滞エクスポートージャー)

第六十六条 自己居住用不動産向けエクスポートージャーに該当するエクスポートージャーが延滞エクスポートージャーである場合には、第六十三条及び前条の規定にかかわらず、当該エクスポートージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

2|| 前条第三項の規定は、標準的手法採用金庫が自己居住用不動産向けエクスポートージャーが金融再生法施行規則第四条第四項に規定する「三月以上延滞債権」に該当するかどうかを判

「動産」と、「対抗要件が具備」と、「とあるのは」「対抗要件が具備」と、「内部格付手法採用金庫」とあるのは「標準的手法採用金庫」と、「と、「当該資産」とあるのは「当該資産」と、「内部格付手法採用金庫」とあるのは「標準的手法採用金庫が」と、「当該内部格付手法採用金庫」とあるのは「当該標準的手法採用金庫」と読み替えるものとする。」により完全に保全されており、かつ、当該エクスポートージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額の割合が十五パーセント以上二十パーセント未満である場合は、当該エクスポートージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

3|| 前二項において、標準的手法採用金庫は、延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いることができる。

(抵当権付住宅ローンに係る延滞エクスポートージャー)

第六十六条 抵当権付住宅ローンに該当するエクスポートージャーが三月以上延滞エクスポートージャーである場合には、第六十三条の規定にかかわらず、当該エクスポートージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

2|| 前項に規定する場合において、当該エクスポートージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額の割合が二十パーセント以上であるときは、当該エクスボ

定する場合について準用する。この場合において、前条第三

項中「第一項」とあるのは、「第六十六条第一項」と読み替えるものとする。

〔項を削る。〕

(劣後債権その他資本性証券のエクスポート)

第六十九条の二 第五十条から前条までの規定にかかるらず、次条から第七十条の四の二までの規定のいずれにも該当しないエクスポートであつて、劣後債権その他資本性証券に係るものリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

(株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポート)

第七十条 第五十条から前条までの規定にかかるらず、株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポート(第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポートを除く。)のリスク・ウェイトは、次に掲げる投資の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 投機的な非上場株式に対する投資 四百パーセント
 - 二 前号に該当しない投資 二百五十パーセント
- 2| 前項の「株式と同等の性質を有するもの」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 次に掲げる性質の全てを有するもの
- イ 償還されないこと。

エのリスク・ウェイトは、五十パーセントとする。

3|| 前二項において、標準的手法採用金庫は、延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いることができる。

〔条を加える。〕

(出資等のエクスポート)

第七十条 第五十条から前条までの規定にかかるらず、令第十一条第七項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポートのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

口 発行体の債務を構成するものではないこと。
ハ 発行体に対する残余財産分配請求権又は剩余金配当請求権を付与するものであること。

二 金融機関の Tier 1 資本の額（第十九条第二号又は第三十一条第二号の算式における Tier 1 資本の額をいう。）又はコア資本に係る基礎項目の額（第二条又は第十二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいう。）に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品

三 発行体の債務を構成する金融商品であつて、次に掲げる性質のいずれかを有するもの

イ 発行体が当該債務の支払を無期限に繰り延べることができる

ロ 発行体による一定数の前二号に掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされていてこと又は発

行体が一定数の前二号に掲げる金融商品の発行により債務の支払に充当することができる

ハ 発行体による不特定数の前二号に掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされており、かつ、他の条件が同じ場合は債務額の変動が一定数の前二号に掲げる金融商品の額に連動するものであること又は発行体の裁量で当該支払方法を選択できること。

二 当該金融商品の保有者が前二号に掲げる金融商品による弁済を要求する選択権を有すること。ただし、当該金融商品が債務と同様の性質を有するものとして取引されている場合又は債務として扱うことが適当であると認め

られる場合を除く。

四 返済額が株式からの収益に連動する債務、株式の保有と

同様の経済的效果をもたらす意図の下に組成された債務、

有価証券、派生商品取引その他の金融商品

3 第一項第一号の「投機的な非上場株式に対する投資」とは

、次に掲げるいずれかの非上場株式投資をいう。ただし、当

該非上場株式投資が長期的な顧客取引の一部である場合、又

は企業再生を目的とするものである場合は、この限りでない。

一 短期的な売買により譲渡益を取得することを期待する非

上場株式投資

二 金融市場における相場その他の指標に係る価格変動を伴
い、かつ、長期的にトレンド以上の多額の譲渡益又は利益
を取得することを想定する非上場株式投資

(重要な出資のエクスポート)

第七十条の二 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合

にあつては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、総
株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法
人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（連結

自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。

以下この条及び第七十条の三において同じ。）を算出する場

合にあつては第五条第七項第一号に規定するその他金融機
関等をいい、単体自己資本比率（第十一条に規定する単体自己
資本比率をいう。以下この条及び第七十条の三において同じ

(重要な出資のエクスポート)

第七十条の二 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合

にあつては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、総
株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法
人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（連結

自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。

以下この条及び第七十条の三において同じ。）を算出する場

合にあつては第五条第七項第一号に規定するその他金融機
関等をいい、単体自己資本比率（第十一条に規定する単体自己
資本比率をいう。以下この条及び第七十条の三において同じ

。) を算出する場合にあつては第十四条第六項第一号に規定するその他の金融機関等をいう。) を除く。) に係る出資(前条第一項に規定する株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポート・ジャード)をいう。次条第一項において同じ。(次項及び第一百七十八条の二において「対象出資」という。) のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二条の算式における自己資本の額(この条及び第一百七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。)に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十二条の算式における自己資本の額(以下この条及び第一百七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。)に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十二条の算式における自己資本の額(以下この条及び第一百七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。)に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百七十八条の二第一項において同じ。)を上回る部分に係るエクスポート・ジャード)を算出する場合にあつては第十九条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。)を算出する場合にあつては第二十五条第八項第一号に規定するその他の金融機関等等

2 「略」

第七十条の二の二 標準的手法採用金庫が国際統一基準金庫である場合にあつては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等(営利を目的とする者に限り、その他金融機関等(連結自己資本比率(第十九条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。)を算出する場合にあつては第二十五条第八項第一号に規定するその他の金融機関等

。) を算出する場合にあつては第十四条第六項第一号に規定するその他の金融機関等をいう。) を除く。) に係る出資(令第十一条第七項第三号に規定する出資をいう。次条第一項において同じ。)(次項及び第一百七十八条の二において「対象出資」という。) のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二条の算式における自己資本の額(以下この条及び第一百七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。)に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十二条の算式における自己資本の額(以下この条及び第一百七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。)に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十二条の算式における自己資本の額(以下この条及び第一百七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。)に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百七十八条の二第一項において同じ。)を上回る部分に係るエクスポート・ジャード)を算出する場合にあつては第十九条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。)を算出する場合にあつては第二十五条第八項第一号に規定するその他の金融機関等

2 「同上」

第七十条の二の二 標準的手法採用金庫が国際統一基準金庫である場合にあつては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等(営利を目的とする者に限り、その他金融機関等(連結自己資本比率(第十九条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。)を算出する場合にあつては第二十五条第八項第一号に規定するその他の金融機関等等

をいい、単体自己資本比率（第三十一条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）を算出する場合にあつては第三十七条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（次項及び第一百七十八条の二の二において「対象出資」という。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第十九条第三号の算式における総自己資本の額（この条及び第一百七十八条の二の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第三十一条第三号の算式における総自己資本の額（この条及び第一百七十八条の二の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第三十七条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（次項及び第一百七十八条の二の二において「対象出資」という。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第十九条第三号の算式における総自己資本の額（以下この条及び第一百七十八条の二の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第三十一条第三号の算式における総自己資本の額（以下この条及び第一百七十八条の二の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第三十七条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（次項及び第一百七十八条の二の二において同じ。）を上回る部分に係るエクスパートナーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2 「略」

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスパートナー）

第七十条の三 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資

をいい、単体自己資本比率（第三十一条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）を算出する場合にあつては第三十七条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（次項及び第一百七十八条の二の二において「対象出資」という。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第十九条第三号の算式における総自己資本の額（以下この条及び第一百七十八条の二の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第三十一条第三号の算式における総自己資本の額（以下この条及び第一百七十八条の二の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第三十七条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（次項及び第一百七十八条の二の二において同じ。）を上回る部分に係るエクスパートナーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2 「同上」

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスパートナー）

第七十条の三 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資

本比率を算出する場合にあっては第十四条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する信用金庫又は信用金庫連合会にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいう。次項、第七十条の四の三、第一百七十八条の三及び第一百七十八条の四の三において同じ。）の対象資本等調達手段（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十五条第七項第一号に規定する対象資本等調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第三十七条第四項第一号に規定する対象資本等調達手段をいう。次項及び第一百七八条の三において同じ。）のうち、対象普通出資等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第五項に規定する対象普通出資等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第四項に規定する対象普通出資等をいう。次項及び第一百七八条の三において同じ。）及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスボージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。（ただし、第七十条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスボージャーにあっては、四百パーセント。）とする。

2 「略」

（その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスボージャー）

第七十条の四の三 「略」

2 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては

本比率を算出する場合にあっては第十四条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する信用金庫又は信用金庫連合会にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいう。次項、第七十条の四の三、第一百七十八条の三及び第一百七八条の四の三において同じ。）の対象資本等調達手段（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十五条第七項第一号に規定する対象資本等調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第三十七条第四項第一号に規定する対象資本等調達手段をいう。次項及び第一百七八条の三において同じ。）のうち、対象普通出資等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第五項に規定する対象普通出資等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第四項に規定する対象普通出資等をいう。次項及び第一百七八条の三において同じ。）及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスボージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 「同上」

（その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスボージャー）

第七十条の四の三 「同上」

2 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては

、第五十条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポート・リヤーのリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

3 標準的手法採用金庫が国際統一基準金庫である場合にあっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、その他外部TLAC関連調達手段のうち第十九条第三号又は第三十一一条第三号の算式におけるTier 2資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスポート・リヤーのリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

(通貨ミスマッチのあるエクスポート・リヤー)

第七十一条の二 第六十一条及び第六十二条の規定にかかわらず、貸出金の通貨と債務者の収入の通貨が異なる個人向けエクスポート・リヤー又は自己居住用不動産向けエクスポート・リヤーであつて、かつ、その為替リスクの九割以上がヘッジされていないもののリスク・ウェイトは、第六十一条又は第六十二条

、第五十条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額（連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）を算出する場合にあつては同条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率（第十一条に規定する単体自己資本比率をいう。）を算出する場合にあつては同条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいう。第百七十八条の四の三第二項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポート・リヤーのリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

3 標準的手法採用金庫が国際統一基準金庫である場合にあっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、その他外部TLAC関連調達手段のうち第十九条第三号又は第三十一一条第三号の算式におけるTier 2資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスポート・リヤーのリスク・ウェイトは、第五十七条に定めるところによる。

〔条を加える。〕

条に規定するリスク・ウェイトに一・五を乗じて得た値とする。ただし、当該値が百五十パーセントを超えるときは、百五十パーセントとする。

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第七十二条 標準的手法採用金庫が次の表の中欄に掲げるオフ

・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

二十	十	掛 目 (パ ー セ ン ト)	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 の 種 類	備 考
二 短 期 か つ 流 動 性	一 任 意 の 時 期 に 無 条件 で 取 消 し 可 能 な コ ミ ツ ト メ ン ト	一 任 意 の 時 期 に 無 条件 で 取 消 し 可 能 な コ ミ ツ ト メ ン ト	第五号に該当する ものを除く。以下この 条において同じ。 又は相手方の信用状態 が悪化した場合に自動的 に取消し可能なコミット メント	
短期かつ流動性の				

(オフ・バランス取引の与信相当額)
第七十二条 「同上」

二十	零	掛 目 (パ ー セ ン ト)	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 の 種 類	備 考
二 原 契 約 期 間 が 一	一 任 意 の 時 期 に 無 条件 で 取 消 し 可 能 な コ ミ ツ ト メ ン ト	一 任 意 の 時 期 に 無 条件 で 取 消 し 可 能 な コ ミ ツ ト メ ン ト	第五号に該当する ものを除く。以下この 条において同じ。 又は相手方の信用状態 が悪化した場合に自動的 に取消し可能なコミット メント	

五十	四十		の高い貿易関連偶 發債務
四 特 定 の 取 引 に 係 る 偶 發 債 務 (第 二 号 に 該 当 す る も の を 除 く。)	三 コ ミ シ ト メ ン ト (第 一 号 に 規 定 す る コ ミ シ ト メ ン ト を 除 く。)		高い貿易関連偶發債 務とは、契約期限ま での満期が一年未満 である、船荷により 担保された商業信用 状の発行又は確認に よるものをしていい、信 用金庫又は信用金庫 連合会が発行及び確 認したものに適用す る。
五 NIF (Note Is- suance Facilitie- s) 又はRUF (Re- 定期間一定の枠内			の高い貿易関連偶 發債務

五十		年以下のコミット メント(前号に規定 するコミットメン トを除く。)
四 特 定 の 取 引 に 係 る 偶 發 債 務 (前 号 に 該 当 す る も の を 除 く。)		短期かつ流動性の 高い貿易関連偶發債 務とは、船荷により 担保された商業信用 状の発行又は確認に よるものをしていい、信 用金庫又は信用金庫 連合会が発行及び確 認したものに適用す る。
五 NIF (Note Is- suance Facilitie- s) 又はRUF (Re- 定期間一定の枠内		短期かつ流動性の 高い貿易関連偶發債 務とは、船荷により 担保された商業信用 状の発行又は確認に よるものをしていい、信 用金庫又は信用金庫 連合会が発行及び確 認したものに適用す る。

百			
七 有価証券の貸付 、現金若しくは有価 証券による担保の 提供（S A — C C R）	<p>六 信用供与に直接的 的に代替する偶發 債務</p> <p>六 信用供与に直接的 的に代替する偶發 債務</p> <p>六 原契約期間が一 年超であるコミッ トメント（第一号に 規定するコミット メントを除く。）</p>	<p>s) 又はRUF (Re- volving Underw- riting Facilities)</p> <p>で証券を反復的に發 行することにより資 金を調達する仕組み において、発行され た証券が予定された 条件の範囲内で消化 できない場合、標準 的手法採用金庫が一 定の条件の範囲内で 当該証券の買取り又 は金銭の貸付け等を 行うことと約する取 引をいう。</p> <p>六 信用供与に直接的 的に代替する偶發債務</p> <p>とは、一般的な債務 の保証、手形の引受 け（手形の引受けの 性格を持つ裏書を含 む。）及び元本補填信 託契約等をいう。</p>	<p>において、発行され た証券が予定された 条件の範囲内で消化 できない場合、標準 的手法採用金庫が一 定の条件の範囲内で 当該証券の買取り又 は金銭の貸付け等を 行うことと約する取 引をいう。</p> <p>六 信用供与に直接的 的に代替する偶發債務</p> <p>とは、一般的な債務 の保証、手形の引受 け（手形の引受けの 性格を持つ裏書を含 む。）及び元本補填信 託契約等をいう。</p>

百			
七 有価証券の貸付 、現金若しくは有価 証券による担保の 提供（S A — C C R）	<p>六 原契約期間が一 年超であるコミッ トメント（第一号に 規定するコミット メントを除く。）</p> <p>六 信用供与に直接的 的に代替する偶發 債務</p>	<p>volving Underw- riting Facilities)</p> <p>で証券を反復的に發 行することにより資 金を調達する仕組み において、発行され た証券が予定された 条件の範囲内で消化 できない場合、標準 的手法採用金庫が一 定の条件の範囲内で 当該証券の買取り又 は金銭の貸付け等を 行うことと約する取 引をいう。</p> <p>六 信用供与に直接的 的に代替する偶發債務</p> <p>とは、一般的な債務 の保証、手形の引受 け（手形の引受けの 性格を持つ裏書を含 む。）及び元本補填信 託契約等をいう。</p>	<p>で証券を反復的に發 行することにより資 金を調達する仕組み において、発行され た証券が予定された 条件の範囲内で消化 できない場合、標準 的手法採用金庫が一 定の条件の範囲内で 当該証券の買取り又 は金銭の貸付け等を 行うことと約する取 引をいう。</p>

を用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信相当額を算出し、又は期待エクスボージャー方式（第七十五条に定めるところにより与信相当額を算出すことをいう。以下同じ。）を用いて派生商品取引、長期決済期間取引若しくはレポ形式の取引若しくは信用取引その他これに類する海外の取引に係る与信相当額を算出する場合において、これらの取引における担保の提供で与信相当額が算出されるものを除く。）又は有価証券の買戻条件付売却

八 有価証券の貸付
、現金若しくは有価証券による担保の提供（S A — C R（第七十四条に定めるところにより与信相当額を算出すことをいう。以下同じ。）を用いて派生商品取引若しくは期待エクスボージャー方式（第七十五条に定めるところにより与信相当額を算出すことをいう。以下同じ。）を用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信相当額を算出し、又は期待エクスボージャー方式（第七十五条に定めるところにより与信相当額を算出すことをいう。以下同じ。）を用いて派生商品取引若しくはレポ形式の取引若しくは信その他の取引その他の

若しくは売戻条件

付
購入

八 前各号のいずれ
にも該当しない信
用供与に代替する
オフ・バランス取引

〔（注1）・（注2） 略〕

3||2

〔略〕

第一項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たすオフ・バランス取引（同項第一号に掲げるものに限る。）については、その与信相当額を算出することを要しない。

一 取引の相手方が法人等であること。

二 取引の契約の締結及び維持に当たって、手数料、利息その他これらに類する経費を受領していないこと。

三 取引の相手方が信用供与枠の引出しをするときは、その都度、当該相手方からの申請が行われること。

四 取引の相手方による信用供与枠の引出しに係る全ての権限を標準的手法採用金庫が有していること。

五 取引の相手方による信用供与枠の引出しの承認に当たつては、第三号に規定する申請の都度、当該相手方の信用力

2
〔（注1）・（注2） 同上〕
〔項を加える。〕

2
〔同上〕

に類する海外の取引に係る与信相当額を算出する場合において、これら（取引における担保の提供で与信相当額が算出されるものを除く。）又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入

の評価を標準的手法採用金庫が行っていること。

(与信相当額の算出)

第七十三条 「略」

2 前項本文の規定にかかわらず、標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会のいずれにも該当しない場合にあっては、カレント・エクスポート・ジャーワ方式（第七十六条に定めるところにより与信相当額を算出する」とをいう。以下同じ。）を用いて、派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、当該標準的手法採用金庫は、全ての派生商品取引について、S A I C C R を用いることができない。

一 「略」

二 第七十五条第一項の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会

三 第二百七十条の四第一項の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会

〔3～5 略〕

6 標準的手法採用金庫は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第七十六条までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一 「略」

二 標準的手法採用金庫がクレジット・デリバティブのプロ

テクション提供者として前条第一項第六号、第一百三十三条、第一百三十五条又は第一百三十六条の規定を適用する場合

(与信相当額の算出)

第七十三条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 先進的計測手法採用金庫

三 第七十五条第一項の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会

〔3～5 同上〕

6 「同上」

一 「同上」

二 標準的手法採用金庫がクレジット・デリバティブのプロ

テクション提供者として前条第一項第七号、第一百三十三条、第一百三十五条又は第一百三十六条の規定を適用する場合

7 標準的手法採用金庫は、この節における与信相当額の算出においては、ネッティング・セット^bとに算出した与信相当額から、財務会計において認識されたCVAの額を控除するものとする。ただし、零を下回る場合は零とする。

〔項を削る。〕

7 標準的手法採用金庫は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案しないものとする。

8|| 前項の規定にかかわらず、標準的手法採用金庫は、信用リスク・アセツトの額の算出において、与信相当額についてCVAの影響を勘案することができる。

(S A—C C R)

第七十四条 標準的手法採用金庫がS A—C C Rを用いる場合には、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引にあっては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあっては個別取引をいう。以下同じ。）^aとともに、次の算式により与信相当額を算出する。ただし、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引の集合に限る。）において、複数のマージン・アグリーメント（取引相手方に係るエクスポートジャヤーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条並びに次条第五項、第十一項及び第八十四条において同じ。）が締結されている場合には、個々の当該マージン・アグリーメントの下にある取引の集合^bとに、与信相当額を算出するものとする。

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times (\text{RC} + \text{PFE})$$

RCは、再構築コスト（以下この条において同じ。）

PFEは、将来の潜在的なエクスポートジャヤー額（以下この条に

第七十四条 標準的手法採用金庫がS A—C C Rを用いる場合には、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引にあっては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあっては個別取引をいう。以下同じ。）^aとともに、次の算式により与信相当額を算出する。ただし、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引の集合に限る。）において、複数のマージン・アグリーメント（取引相手方に係るエクスポートジャヤーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条並びに次条第五項及び第十一項において同じ。）が締結されている場合には、個々の当該マージン・アグリーメントの下にある取引の集合^bとに、与信相当額を算出するものとする。

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times (\text{RC} + \text{PFE})$$

RCは、再構築コスト（以下この条において同じ。）

PFEは、将来の潜在的なエクスポートジャヤー額（以下この条に

おいて同じ。)

〔監〕

2

3 湿潤のモルタルアリテイ調整率は、次の如きに規定する場合の
区分に応じ、当該各号に定める算出を用いて算出する。
1 マーベル・アグリーメントを締結したこ場合

$$H = H_M \times \sqrt{\frac{\min(N_R, 250) + T_M - 1}{T_M}}$$

$$H_M = H_N \times \sqrt{\frac{T_M}{T_N}}$$

NSは、ネットティング・セット（以下この項、第十七項及び

第十八項において同じ。）

H_Nは、第六章第六節第三款第二目に規定する
標準的ボラティリティ調整率（次号において同じ。）

N_Rは、値洗いの間隔（営業日数）又はNSに含まれる取引
の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、か
つ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原
資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営
業日数をいう。）のうち最も長い営業日数（この項に限る
）。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日と
する。

T_Nは、H_Nを算出するため用いた保有期間（次号において
同じ。）

T_Mは、第九十八条第一項第一号に定める最低保有期間

おいて同じ。）

〔監〕

2

3 [監]

$$H_N \times \sqrt{\frac{\min(M_N, 250)}{T_N}}$$

NSは、ネットティング・セット（以下この項、第十七項及び
第十八項において同じ。）

H_Nは、第六章第六節第三款第二目に規定する標準的ボラ
ティリティ調整率又は同款第三目に規定する自金庫推計ボ
ラティリティ調整率（次号において同じ。）

M_Nは、NSに含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産
が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこと
となっている場合には、原資産である派生商品取引の満
期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長
い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業
日とする。

T_Nは、H_Nを算出するため用いた保有期間（次号において
同じ。）

二 「略」

4 前項第二号のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げる

ネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定める営業日数とする。

一 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット 二十営業日

〔二〕五 略

〔5〕18 略

(期待エクスボージャー方式)

第七十五条 「略」

2 標準的手法採用金庫が期待エクスボージャー方式を用いる

場合には、ネッティング・セット（当該ネッティング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下同じ。）とともに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する実効EPEは第二号に掲げる算式により、同号に掲げる実効 E_{Et_k} は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネッティング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める実効EPEの算出に当たつて、当該満期までの間に同号の Δt_k で加重平均した実効EPEを用いるものとする。

〔一〕二 略

三 實効 $E_{Et_k} = \max$ (実効 $E_{Et_{k-1}}$, E_{Et_k})

二 「同上」

4 「同上」

一 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含む

ネッティング・セット 二十営業日

〔二〕五 同上

〔5〕18 同上

(期待エクスボージャー方式)

第七十五条 「同上」

2 「同上」

EE_{t_k} は、将来の時点 t_k における正のエクスポートジヤーの額全ての平均（以下「期待エクスポートジヤー」という。）。ただし、実効 EE_t は、カレント・エクスポートジヤー（期待エクスポートジヤーの算出の対象となるネットディング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットティング・セットに係る取引相手方のデフォルトによつて発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。次項第五号及び第八項並びに第一百五十八条第六項において同じ。）とする。

3 標準的手法採用金庫は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 現在の市場データを用いて算出したポートフォリオ全体の実効EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出したポートフォリオ全体の実効EPEのうち、信用リスク・アセシトの額（CVAリスク相当額を除く。）が大きくなる実効EPEを用いること。

二 取引条件（想定元本の額、満期、参考資産、担保額の閾値及び法的に有効な相対ネットディング契約の内容を含む。）が、データベース（期待エクスポートジヤー方式において与信相当額を算出するための情報の集合物であつて、特定の取引相手方に関する情報を検索できるように体系的に構成されたものをいう。次号において同じ。）に適切に保存され

EE_{t_k} は、将来の時点 t_k における、内部モデルにより推計されたエクスポートジヤーの額の平均（以下「期待エクスポートジヤー」という。）。ただし、実効 EE_t は、カレント・エクスポートジヤー（期待エクスポートジヤーの算出の対象となるネットディング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットティング・セットに係る取引相手方のデフォルトによつて発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。第一百五十八条第六項において同じ。）とする。

3 標準的手法採用金庫は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した実効EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した実効EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いるものとする。
〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

ており、期待エクスポート・ボージャーを計測するために構築されたシステム（以下「期待エクスポート・ボージャー計測モデル」という。）へ適時に、かつ、網羅的及び保守的に反映されること。

三 取引条件が期待エクスポート・ボージャー計測モデルに適切に反映されていることを継続的に確認するために、期待エクスポート・ボージャー計測モデルとデータベースとの間に、照合プロセスが整備されていること。

四 ネットティング契約の法的有効性を適切に確認するプロセスが整備されていること。

五 第一号の現在の市場データを用いて算出したポートフォリオ全体の実効EPEの算出に当たっては、三月に一度以上の頻度で現在の市場データを用いてカレント・エクスポート・ボージャーを計測し、かつ、直近三年間以上の市場データを用いて期待エクスポート・ボージャーモデルのパラメータを推計すること。ただし、期待エクスポート・ボージャーモデルのパラメーターを推計する場合は、マーケット・インプライドデータ（市場で観測される実際の取引価格等から逆算して導き出される市場データをいう。次号において同じ。）を用いることができる。

六 第一号の適切なストレス期間を含むデータを用いて算出したポートフォリオ全体の実効EPEの算出に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たす三年間の市場データ（ストレス期間を含む。）又は適切なストレス期間から抽出するマーケット・インプライドデータを用いること。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

イ ストレス期間は、代表的ポートフォリオ（主要なリスク・ファクター及び相関による影響度に基づき、自己のポートフォリオを代表するように構築された十分な数の取引相手方を有する取引の集合をいう。第七十五条の三第五号において同じ。）に係る市場で観測されるクレジット・スプレッドが拡大する期間と整合的であること。ただし、市場でクレジット・スプレッドが観測されない場合は、取引相手方ごとに地域、格付及び業種に基づき推計されたクレジット・スプレッドを用いることができる。

ロ 前号の実効EPEの算出において用いられる期待エクス

ポージャーモデルの調整方法と整合的であること。

ハ 主要なリスク・ファクターに対し脆弱なベンチマーク・ポートフォリオを構築し、当該ベンチマーク・ポートフォリオのエクスポージャーの額を計測することにより実効EPEの適切性を評価すること。

4

標準的手法採用金庫は、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第二項第一号の規定にかかるらず、同号に掲げる算式中 α （以下この項及び次項において単に「 α 」という。）を推計することができる。ただし、推計した α が一・二を下回るときは、 α は一・二とする。

一 「略」

一 「同上」

二 経済資本の額の計算において、全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオの市場価値の分布に係る確率的な依存関係の主要な要因を把握していること。

4

標準的手法採用金庫は、 α （第二項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）について、次に掲げる要件を満たしていける場合には、独自に推計することができます。ただし、推計した α が一・二を下回るときは、 α は一・二とする。

一 「同上」

二 全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三 「略」

「号を削る。」

四 α が三月に一度以上の頻度で更新されていること。また、ポートフォリオの構成に大きな変動がみられた場合には、その都度、当該変動を反映するための更新が行われていること。

五 α はエクスボージャーの粒度（エクスボージャーに含まれる個々のネットディング・セットの分布の状況をいう。）を勘案していること。

六 経済資本の額の計算に係るモデルについて、開発から独立して、十分な能力を有する者により、検証されること。

七 経済資本の額の計算に係るモデルのモデル・リスクについて評価し、 α の変化を評価すること。

八 経済資本の額の計算に係るモデルについて、マーケット・リスクと信用リスクとを合わせてシミュレーションする場合には、マーケット・リスク・ファクターのボラティリティと相関係数を信用リスク・ファクターに含めることにより、景気後退期のボラティリティ又は相関の上昇を勘案すること。

九 経済資本の額の計算方法が文書化されていること。⁵

標準的手法採用金庫は、次のいずれかに該当する場合であつて、金融庁長官が α の値を指定したときは、当該 α の値を用いて与信相当額を算出するものとする。

一 取引相手方の信用リスクに過度な偏在がある場合

三 「同上」

四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

五 α が三月に一度以上の頻度で更新されていること。また、ポートフォリオの構成に大きな変動がみられた場合には、その都度、当該変動を反映するための更新が行われていること。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」
「項を加える。」

二 一般誤方向リスク（取引相手方のPDと一般的な市場のリスク・ファクターが正の相関を持つことによりエクスポート・ジャマーの額が増加するリスクをいう。第七十五条の三第三号ト及び第十三号において同じ。）を持つ過度なエクスポート・ジャマーが存在する場合

- 三 複数の取引相手方のエクスポート・ジャマーの相関が高い場合
四 取引相手方の信用リスクに係る固有の特徴がある場合又は第七十五条の三第四号に規定するモデル検証において重大な問題がある場合

6 標準的手法採用金庫は、ネットディング・セットに係る取引相手方にに対するマージン・アグリーメントに基づき、期待エクスポート・ジャマー計測モデルにおいて当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する実効EE_{tk}の算出において、当該担保による効果を勘案したEE_{tk}を用いることにより同項第二号に規定する実効EPEを計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

- 7 標準的手法採用金庫は、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を期待エクスポート・ジャマー計測モデルに反映する場合には、第二項第一号に規定する与信相当額の算出に当たつて、次に掲げる取引の要素を勘案するものとする。
一 マージン・アグリーメントの契約形態

5

標準的手法採用金庫は、ネットディング・セットに係る取引相手方にに対するマージン・アグリーメントに基づき、期待エクスポート・ジャマー計測モデル（期待エクスポート・ジャマーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する実効EE_{tk}の算出において、当該担保による効果を勘案したEE_{tk}を用いることにより同項第二号に規定する実効EPEを計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

〔項を加える。〕

二 第十一項に規定するリスクのマージン期間
三 取引相手方に担保提供を求める頻度
四 信用極度額

五 最低引渡担保額

標準的手法採用金庫は、第二項第一号に規定する与信相当額の算出に当たつて、適格金融資産担保を信用リスク削減手法として用いる場合には、カレント・エクスボージャーを算出する過程において信用リスクの削減効果を反映するものとする。

9 標準的手法採用金庫は、期待エクスボージャー計測モデルにおいて、エクスボージャーの分布が正規分布ではない可能性も勘案して、実効EPEを計測するものとする。

10 標準的手法採用金庫は、第六項に規定する方法を使用して実効EPEを計測する場合には、リスクのマージン期間内における取引相手方との取引の時価の変化額を勘案するものとする。

〔略〕

11 標準的手法採用金庫は、マージン・アグリーメントに基づき、現金以外の資産による担保の効果を反映する場合には、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める条件を満たすものとする。

一 当該担保の効果をモデル化（期待エクスボージャー計測モデルに特定の契約条件及び市場の動向等の効果を計量的に反映するよう当該モデルを構築及び調整することをいう。次号において同じ。）する場合 担保の効果とレポ形式

「項を加える。」

「項を加える。」

6 標準的手法採用金庫は、前項に規定する方法を使用して実効EPEを計測する場合には、リスクのマージン期間内における取引相手方との取引の時価の変化額を勘案するものとする。

〔同上〕

7 標準的手法採用金庫は、マージン・アグリーメントにより

提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映するものとする。

「号を加える。」

の取引のエクスポートを同時にモデル化すること。

二 当該担保の効果をモデル化しない場合 第六節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率による包括的手法を用いること。

16|| 標準的手法採用金庫は、次に掲げる条件の全てを満たす場合に限り、派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者的一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。第七十五条の三第十四号及び第一百三条第一項第一号において同じ。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネッティング契約下にある全ての取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができる。

〔二～四 略〕

17|| 直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートに係る清算取次ぎ等を行

うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートについては、第十一項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネッティング・セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができる。

「号を加える。」

12|| 標準的手法採用金庫は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に限り、派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者的一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。第七十五条の三第十四号及び第一百三条第一項第一号において同じ。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネッティング契約下にある全ての取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができる。

〔二～四 同上〕

13|| 直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機

関向けトレード・エクスポートに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートについては、第七項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネッティング・セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができる。

(承認の基準)

第七十五条の三 金融庁長官は、期待エクスポートージャー方式の使用について第七十五条第一項の承認をしようとするときは、期待エクスポートージャー計測モデルが当該承認に先立つて一年以上にわたつて内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポートージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が次に掲げる基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

一 カウンター・パートイ信用リスク（派生商品取引及びレポ形式の取引等の取引相手方に対する信用リスクをいう。以下この条において同じ。）の管理体制の設計及び運営に責任を負う部署（以下この条において「期待エクスポートージャー管理部署」という。）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関する部署から独立して設置されていること。

二 期待エクスポートージャー管理部署は、適切なストレス・テストを実施し、期待エクスポートージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポートージャーの額と期待エクスポートージャーとの差異に関する分析を行うこと。

〔号を削る。〕

(承認の基準)

第七十五条の三 金融庁長官は、期待エクスポートージャー方式の使用について第七十五条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポートージャー計測モデルが当該承認に先立つて一年以上にわたつて内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポートージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

一 期待エクスポートージャーの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスポートージャー管理部署」という。）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関する部署から独立して設置されていること。

二 期待エクスポートージャー管理部署は、適切なストレス・テスト（期待エクスポートージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポートージャーの額と期待エクスポートージャーとの差異に関する分析を行うことをいう。）を少なくとも月に一回以上実施し、その実施手続を記載した書類を作成していること。

二の二 期待エクスポートージャー管理部署は、適切なバック・

テスティング（過去の期待エクスボージャー方式の適用対象となるエクスボージャーの額と期待エクスボージャー計測モデルから算出される期待エクスボージャーの比較の結果に基づき、期待エクスボージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）を定期的に実施し、その実施手続、検証手続及びリスク指標の算出手続を記載した書類を作成していること。

「号を削る。」

三

前号のストレス・テストの実施に当たつては、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 十分な期間にわたつて、取引相手方ごとにカウンターパーティ信用リスクを有する全ての形態の取引を捕捉すること。

ロ 金利、外国為替、株価、コモディティ価格及びクレジット・スプレッド等の主要なマーケット・リスク・ファクターに起因するエクスボージャーの変動について、月次で分析し、感応度の偏りを特定すること。

ハ 複数の要素の影響（深刻な経済状況若しくは市場変動の発生、広範囲の市場流動性の低下又は中核的な市場参加者のポジション手仕舞いの影響を含む。）を想定したエクスボージャーの変動について、三月に一回以上の頻

三 期待エクスボージャー管理部署は、一般誤方向リスク（取引相手方のPDと一般的な市場のリスク・ファクターが正の相関を持つことによりエクスボージャーの額が増加するリスクをいう。）及び個別誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理を行うための体制を整備していること。

三 期待エクスボージャー計測モデルの正確性が、期待エクスボージャー管理部署により継続的に検証されること。

度で分析し、ノン・ダイレクション・リスク（イールドカーブ・エクスポート及びベーシス・リスクをいう。）を評価すること。

二 経済状況等の悪化によって影響を受けるエクスポート変動及び取引相手方の信用力低下を同時に考慮したストレス・テストを、三月に一回以上の頻度で分析すること。

ホロから三までに規定する要素を考慮するストレス・テストは、取引先の単位、取引先をグループ化した区分の単位又は全ての取引先を合算した単位で実施すること。
ヘリック・ファクターにおけるシナリオは、少なくとも次に掲げるものを含むものとすること。

(1) 過去において経験した市場環境の悪化を想定したシナリオ

(2) 合理的で過度のストレスを反映させたシナリオ

(3) 影響が限定されるが損失の発生の可能性がより高いシナリオ

ト 一般誤方向リスクを特定するために、取引相手方の信用力と正の相関があるリスク・ファクターを定めたストレス・シナリオを作成すること。

チ リバース・ストレス・テスト（経営に甚大な影響を及ぼす可能性が高く、かつ、蓋然性が認められるストレス・シナリオを特定するためのストレス・テストをいう。）を実施すること。

リ ストレス・テストの結果が信用リスクの管理手続に組

み込まれており、かつ、理事への定期的な報告に基づき過度な偏在又は集中したリスクに対し適切な対応が講じられていること。

又、ストレス・テストの実施手続を記載した文書を作成していること。

四、期待エクスボージャー管理部署が、期待エクスボージャー計測モデルの開発から独立して、期待エクスボージャー計測モデル及び当該期待エクスボージャー計測モデルから生成されるリスク指標（実効EPE及び実効EPEの構成要素として計測される指標であつてリスク管理上重要なものをいう。以下この条において同じ。）の正確性に関する検証（以下この条において「モデル検証」という。）を実施すること

四、期待エクスボージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスボージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスボージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含むものとする。

イ、期待エクスボージャー計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ、第二号の二に定めるバック・テスティングに加え、信用金庫又は信用金庫連合会のポートフォリオと期待エクスボージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ、仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスボージャー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価すること。

五

モデル検証の実施に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 期待エクスポート・ポージャー計測モデルの開発時点及びその後定期的に実施すること。

ロ IMMバック・テストティング（期待エクスポート・ポージャー計測モデルにより算出したリスク指標と実際の計測値との比較及び固定したポジションに基づく仮想のリスク指標の変化と実際の計測値との比較をいう。チにおいて同じ。）その他適切な検証手法を用いること。

ハ モデル検証のプロセス及びリスク指標の計測方法についての文書を作成すること。

ニ 期待エクスポート・ポージャー計測モデルに係る正確性の評価基準及び改善のプロセスを定めること。

ホ モデル検証に用いる代表的ポートフォリオの構築方法を定義すること。

ヘ 予測分布を用いるエクスポート・ポージャー計測モデル及びリスク指標を検証する場合には、複数の統計的な分布を用いること。

ト 期待エクスポート・ポージャー計測モデルに用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないかどうかを検証すること。

チ IMMバック・テスティングの実施に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) マーケット・リスクの変動に関する過去のデータを

できること。
〔号を加える。〕

用いること。この場合において、当該データは、少なくとも一年を超える予測期間を可能な限り多く考慮し、かつ、初期設定日に幅を持たせるものとする。

(2) 期待エクスポージャー計測モデル及びリスク指標を対象とすること。この場合において、担保付取引については、予測期間は最低一年間であり、かつ、典型的なリスクのマージン期間を含むものとする。

(3) 代表的ポートフォリオを対象にポジションを固定する手法を用いること。

(4) 期待エクスポージャー計測モデルの重要な仮定とリスク指標を検証するように設計すること。

リ 時価評価モデルについて、適切なベンチマークを置いて定期的に検証すること。

ヌ 取引固有の情報を正確に捕捉し、取引が適切なネットディング・セットに割り当てられることを検証すること。

ル 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想され、かつ、ネットディング・セットに含まれる全ての取引の契約期間にわたって期待エクスポジヤーが計測されていること。

ヲ 期待エクスポージャー計測モデル及びリスク指標の正確性に関する直近の状況を考慮して検証すること。

ワ 期待エクスポージャー計測モデルに用いるパラメーターの更新頻度の適切性を検証すること。

六 期待エクスポージャー管理部署が、期待エクスポージャ

〔号を加える。〕

一 計測モデルの投入データの適切性を管理し、かつ、当該期待エクスボージャー計測モデルから出力される情報を分析（期待エクスボージャー計測モデルにより算出した取引のエクスボージャーと限度額との比較に基づく分析を含む。）すること。

七 理事が期待エクスボージャーに係るカウンターパーティ信用リスクの管理手続（モデル検証を含む。）に積極的に関与していること。

八 期待エクスボージャー計測モデル及びリスク指標が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれており、かつ、信用金庫又は信用金庫連合会の信用供与枠の管理に利用されていること。

九 期待エクスボージャー計測モデル及びリスク指標の運営に関する内部の方針、管理及び手続（期待エクスボージャー計測モデルの評価の基準及び当該基準に抵触した場合の対応策を含む。）を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。
〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

五 理事（法第三十二条第一項に規定する理事をいう。以下同じ。）が期待エクスボージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六 期待エクスボージャー計測モデル（期待エクスボージャーを計測するためのシステムを含む。次号において同じ。）が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスボージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続（期待エクスボージャー計測モデルの評価の基準及び当該基準に抵触した場合の対応策を含む。）を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 期待エクスボージャーに係る信用リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスボージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想され、かつ、ネットディング・セットに含まれる全ての取引の契約期間にわたって、期待エクスボージャーが計測されていること。

十 期待エクスポート・ポージャーに係るカウンター・パーティ信用リスクの計測過程及びカウンターパーティ信用リスクの内部管理（期待エクスポート・ポージャー管理部署の運用内容を含む。）について、原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

「号を削る。」

十一・十二 「略」

十三 期待エクスポート・ポージャー管理部署は、一般誤方向リスク及び個別誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理を行うための体制を整備していること。

十四 クロス・プロダクト・ネットディング（複数の異なる取引を合計し、一の債権又は債務とすることにより取引相手方のエクスポート・ポージャーをネットで計測することをいう。以下この号において同じ。）を一の取引相手方に対する複数のレポ形式の取引又は一の取引相手方に対するレポ形式の取引及び派生商品取引に適用する場合には、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 次に掲げる法的要件

(1) 当事者の一方に取引を終了させることができる事が生じた場合において取引相手方から受領し、又は取引相手方へ支払う額は、法的に有効なネットディング契約に含まれるマスター・アグリーメントの清算価格及び当該ネッティング契約に含まれる全ての取引の時価の合計額であること。

十一 前号のリスク・ファクターに対し大きな変動が生じた場合に期待エクスポート・ポージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。

十二・十二の二 「同上」

十三 α を独自に推計している場合には、第七十五条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

「号を加える。」

- (2) 当事者の一方に取引を終了させることができる事由が生じた場合に、他方の当事者は、クロス・プロダクト・ネッティングの対象となる全ての取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。
- (3) クロス・プロダクト・ネッティングに係る契約が、当該契約に関係する全ての法令（外国の法令を含む。）に照らして有効であることを継続的に確認していること。

(4) 信用リスク削減手法の効果を反映する場合には、第五節の規定によること。

(5) クロス・プロダクト・ネッティングに係る契約に関する全ての文書が適切に保存されていること。

口 次に掲げる運用要件

- (1) クロス・プロダクト・ネッティングの効果を勘案した与信相当額が、通常のリスク管理手続に組み込まれていること。

(2) 取引相手方の与信相当額を信用供与枠の管理及び経済資本の額の計算に反映すること。

十五

流動性リスク管理に関する方針において、担保の返還や追加担保の差入れの可能性を考慮していること。

十六 第七十五条第四項の規定により α を推計しようとする場合には、同項各号に掲げる要件を満たしていること。

十七 派生商品取引及びレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第七十五条第十六項各号に掲げる条件を満たして

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

いること。

〔号を削る。〕

取引の種類	（カレント・エクスポートージャー方式）
原債務者の種類	〔第七十六条〕 〔略〕
（パーセント） 挂目	3 2 第一項のアドオンの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引において用いる場合に限る。 一　次のイ又はロに掲げる額（以下「グロスのアドオン」という。） イ　〔略〕 ロ　クレジット・デリバティブについては、次の表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額

取引の種類	（カレント・エクスポートージャー方式）
原債務者の種類	〔第七十六条〕 〔同上〕
（パーセント） 挂目	3 2 イ　〔同上〕 ロ　〔同上〕 クレジット・デリバティブについては、次の表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額

ていること。

十四 信用金庫連合会が債券等（第二百八十一條に規定する債券等をいう。）に係る個別リスクの算出に当たつて、第二百七十二条の承認を受けており、第二百七十条の二第二項の規定により先進的リスク測定方式を用いて派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出する場合には、第二百七十条の四の規定により適切にCVAリスク相当額を算出する体制を整備していること。

〔略〕

(注1) 「略」

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① 「略」

〔略〕

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、

外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者、経営管理会社、保険会社及び保険持株会社のうち第五十七条又は第五十八条及び第五十八条の二の基準に照らして二十分の一セントのリスク・ウェイトとすることが認められる主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である主体をいう。

(注3) 「略」

二 「略」

(未決済取引)
第七十七条 「略」

2 標準的手法採用金庫は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行つた場合であつて、反対取引の決済が行われていないとは、次に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行つた日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第五十

〔同上〕

(注1) 「同上」

(注2) 「同上」

① 「同上」

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、

外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第五十七条又は第五十八条の基準に照らして二十分の一セントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である主体をいう。

(注3) 「同上」

二 「同上」

(未決済取引)
第七十七条 「同上」

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行つた日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第五十

条から第六十一条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二 「略」

3 標準的手法採用金庫は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスボージャーの合計額が重要でないと認められるときは、第五十条から第六十一条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該非同時決済取引の全てに百分の一のリスク・ウェイトを用いることができる。

4 「略」

5 4 前各項の場合において、信用リスク・アセットの額を算出するときは、各項に掲げる同時決済取引又は非同時決済取引に係るエクスボージャーに対して、百パーセントの掛け目を適用するものとする。

(格付の使用)

第七十九条 適格格付機関がエクスボージャーに付与する格付に信用リスク削減手法の利用による効果が既に反映されてい場合には、標準的手法採用金庫は、当該エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出において信用リスク削減手法を適用するものとする。

2 標準的手法採用金庫は、信用リスク削減手法の適用において、元本のみの償還可能性を評価した格付を用いないものとする。

(開示)

条から第六十二条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二 「同上」

3 標準的手法採用金庫は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスボージャーの合計額が重要でないと認められるときは、第五十条から第六十二条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該非同時決済取引の全てに百分の一のリスク・ウェイトを用いることができる。

4 「同上」

5 4 「項を加える。」

第七十九条 適格格付機関がエクスボージャーに付与する格付に信用リスク削減手法の利用による効果が既に反映されてい場合には、標準的手法採用金庫は、当該エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出において信用リスク削減手法を適用してはならない。

2 標準的手法採用金庫は、信用リスク削減手法の適用において、元本のみの償還可能性を評価した格付を用いてはならない。

(開示)

第八十条 標準的手法採用金庫は、信用リスク削減手法を適用するためには、金融庁長官が別に定める事項を開示するものとする。

(法的有効性の確保)

第八十一条 リスク・アセットの額の算出において信用リスク削減手法を適用する場合、当該信用リスク削減手法の契約に係る文書は、取引に関係する全ての当事者を拘束するとともに、当該取引に関連する全ての法律に照らして有効なものとする。

2 標準的手法採用金庫は、前項に規定する法的有効性を継続的に検証するものとする。

第八十条 標準的手法採用金庫は、信用リスク削減手法を適用するためには、金融庁長官が別に定める事項を開示しなければならない。

(法的有効性の確保)

第八十一条 リスク・アセットの額の算出において信用リスク削減手法を適用する場合、当該信用リスク削減手法の契約に係る文書は、取引に関係するすべての当事者を拘束するとともに、当該取引に関連するすべての法律に照らして有効なものでなければならぬ。

2 標準的手法採用金庫は、前項に規定する法的有効性を継続的に検証しなければならぬ。

(信用リスク削減手法から生じるリスクへの措置)

第八十一条の二 標準的手法採用金庫は、信用リスク削減手法を用いる場合と信用リスク削減手法を用いない場合とを比較し、信用リスク削減手法を用いる場合に発生しうるリスクについて、適切に対応するための措置を講じるものとする。

(有価証券担保等のリスク・アセットの算出範囲)

第八十三条の二 標準的手法採用金庫は、有価証券の貸付又は有価証券による担保を提供する場合には、当該有価証券に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額又はマーケット・リスク相当額（マーケット・リスク相当額の算出を行つてある場合に限る。）及び取引の相手方に対する信用リス

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

ク・アセットの額を算出するものとする。

(担保の管理)

第八十四条 標準的手法採用金庫は、適格金融資産担保を信用リスク削減手法として用いる場合には、次の各号の条件を満たすものとする。

一 当該標準的手法採用金庫は、適格金融資産担保に係る担保権を維持し、実行するために必要な全ての措置を講じていること。

〔二・三 略〕

四 適格金融資産担保に係るマージン・アグリーメントが締結されている場合には、当該標準的手法採用金庫は、追加担保の管理を適切に実行するためには必要となる体制を整備し、かつ、当該適格金融資産担保に係るリスク管理方針を策定するとともに、次に掲げる全ての項目について管理及び監視並びに定期的な報告が行われていること。

イ 当該契約において担保として授受した有価証券の価格変動リスク及び流動性リスク

- ロ 特定の種類の担保への集中リスク
- ハ 受け入れた担保資産の再利用から生じるリスク
- ニ 取引相手方へ差し入れた担保の権利放棄

五 〔略〕

(担保の相関)

第八十五条 適格金融資産担保付取引の取引相手の信用リスク

(担保の管理)

第八十四条 標準的手法採用金庫は、適格金融資産担保を信用リスク削減手法として用いる場合には、次の各号の条件を満たさなければならない。

一 当該標準的手法採用金庫は、適格金融資産担保に係る担保権を維持し、実行するために必要なすべての措置を講じていること。

〔二・三 同上〕

〔号を加える〕

四 〔同上〕

(担保の相関)

第八十五条 適格金融資産担保付取引の取引相手の信用リスク

と当該適格金融資産担保の信用リスクが顕著な正の相関を有する場合、標準的手法採用金庫は、これを信用リスク削減手法として用いないとする。

(オフ・バランス取引の担保)

第八十六条 標準的手法採用金庫は、第七十二条第一項第七号に規定する取引において、有価証券の貸付に際して受入れた担保資産、現金若しくは有価証券による担保の提供において担保提供の原因となつている借入資産（取引の相手方に信用事由が発生したときに、担保と同等の効果を提供する資産）以下この条において「担保としての機能を持つ資産」という。)である場合に限る。)、買戻条件付資産売却における売却代金又は売戻条件付資産購入における購入資産（担保としての機能を持つ資産である場合に限る。）が次条又は第八十八条に掲げる資産である場合には、これを適格金融資産担保として扱うことができる。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第八十七条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

「一・二 略」

三 日本国政府若しくは我が国的地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、歐州連合、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイ

と当該適格金融資産担保の信用リスクが顕著な正の相関を有する場合、標準的手法採用金庫は、これを信用リスク削減手法として用いてはならない。

(オフ・バランス取引の担保)

第八十六条 標準的手法採用金庫は、第七十二条第一項第八号に規定する取引において、有価証券の貸付に際して受入れた担保資産、現金若しくは有価証券による担保の提供において担保提供の原因となつている借入資産、買戻条件付資産売却における売却代金又は売戻条件付資産購入における購入資産が次条又は第八十八条に掲げる資産である場合には、これを担保として扱うことができる。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第八十七条 「同上」

「一・二 同上」

三 日本国政府若しくは我が国的地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、歐州共同体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイ

が適用される国際開発銀行の発行する債券

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次の一からハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ 「略」

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第五十三条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第五十九条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十二条第一項第一号において同じ。）が2—3
3—3、3の3—3、4—3又は6—10（再証券化エクスボージャーに該当するものを除く。）以上であるものハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第五十三条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第六十条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十二条第一項第一号において同じ。）が5—3又は7—3（再証券化エクスボージャーに該当するものを除く。）以上である短期の債券

トが適用される国際開発銀行の発行する債券

四 「同上」

イ 「同上」

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第五十七条又は第五十八条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第六十条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十二条第一項第一号において同じ。）が2—2、4—3又は6—10（再証券化エクスボージャーに該当するものを除く。）以上であるものハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第五十七条又は第五十八条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第六十条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十二条第一項第一号において同じ。）が5—3又は7—3（再証券化エクスボージャーに該当するものを除く。）以上である短期の債券

五 適格格付機関が格付を付与していない債券であつて、次に掲げる全ての条件を満たすもの

イ 発行者が第五十七条から第五十八条の二までに掲げる主体であること。

「ロ・ハ 略」

二 発行者が負っている同順位の債務に対し、適格格付機

五 適格格付機関が格付を付与していない債券であつて、次に掲げるすべての条件を満たすもの

イ 発行者が第五十七条又は第五十八条に掲げる主体であること。

「ロ・ハ 同上」

二 発行者が負っている同順位の債務に対し、適格格付機

関が、3—3又は5—3の信用リスク区分に対応する格付を下回る格付を付与していないこと。

ホ 標準的手法採用金庫が、当該債券の信用度が信用リスク区分において3—3又は5—3を下回ると信ずるに足る情報を有しないこと。

ヘ 「略」

六 指定国（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年八月十七日金融庁告示第五十九号）第一条第四十号に掲げる指定国）をいう。次条第一号、第九十二条第一項第二号及び第一百五条第二項において同じ。）の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等（株式及び株式に転換する権利を付された社債をいう。以下この節において同じ。）

七 投資信託その他これに類する商品（以下「投資信託等」という。）であつて、次に掲げる全ての条件を満たすもの「イ・ロ 略」

（包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保）
第八十八条 包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保は、前条に掲げるもの及び次の各号に掲げるものとする。ただし、レポ形式の取引であつて、取引対象の資産がマーケット・リスク相当額の算出の対象になつているもの（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）については、適格金融資産担保の範囲を限定しない。

関が、4—3又は5—3の信用リスク区分に対応する格付を下回る格付を付与していないこと。

ホ 標準的手法採用金庫が、当該債券の信用度が信用リスク区分において4—3又は5—3を下回ると信ずるに足る情報を有しないこと。

ヘ 「同上」

六 指定国の代表的な株価指数（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年八月十七日金融庁告示第五十九号）第一条第二十四条に掲げる指定国）を構成する株式を発行する会社の株式等（株式及び株式に転換する権利を付された社債をいう。以下この節において同じ。）

七 投資信託その他これに類する商品（以下「投資信託等」という。）であつて、次に掲げるすべての条件を満たすもの「イ・ロ 同上」

（包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第八十八条 「同上」

一 「略」

二 次に掲げる全ての条件を満たす投資信託等

〔イ・ロ 略〕

(適格金融資産担保の計算方法の例外)

第八十八条の二 標準的手法採用金庫は、適格金融資産担保が次に掲げる要件の全てに該当する場合は、包括的手法又は簡便手法を用いないものとする。この場合において、エクスポートエージャーの額のうち当該適格金融資産担保に相当する部分について、当該エクスポートエージャーの取引相手方のリスク・ウェイトに代えて、第二号に規定する第三者の金融機関に対する直接のエクスポートエージャーに適用されるリスク・ウェイトを適用することができる。

一 第八十七条第一号に該当するものである。」
二 第三者の金融機関（外国銀行を含み、第一条第七号ロに掲げる者を除く。）において管理されていること（ただし、分別管理されている場合を除く。）。

2 前項の場合において、エクスポートエージャーと担保の通貨が異なるときは、適格金融資産担保に相当する部分の額は、次の算式により算出するものとする。

$$C^* = C \times (1 - Hfx)$$

C^* は、エクスポートエージャーと担保の通貨が異なる場合における適格金融資産担保に相当する部分の額
 C は、適格金融資産担保の額
 Hfx は、エクスポートエージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる

一 「回上」

二 次に掲げるすべての条件を満たす投資信託等

〔イ・ロ 同上〕

〔条を加える。〕

る場合に適用するボラティリティ調整率（次款に定める方法により算出するものとする。）

（所要自己資本の額の計算）

第八十九条 標準的手法採用金庫は、包括的手法を使用する場合、信用リスク削減手法を適用した後のエクスポートジャーラーの額（以下「信用リスク削減手法適用後エクスポートジャーラー額」といへ。）を、ボラティリティ調整率（エクスポートジャーラー又は適格金融資産担保の価格変動リスクを勘案してエクスポートジャーラー又は適格金融資産担保の額を調整するための値をいう。以下回し。）を用いて次の算式によつて算出する。

$$E* = E \times (1 + He) - C \times (1 - Hc - Hfx)$$

E*は、信用リスク削減手法適用後エクスポートジャーラー額（ただし、零を下回らない値とする。）

Eは、エクスポートジャーラーの額

Heは、エクスポートジャーラーが第七十三条第一項第七号に規定する与信相当額である場合において、取引相手方に引き渡された資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

Cは、適格金融資産担保の額

Heは、適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率 Hfxは、エクスポートジャーラーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率

（所要自己資本の額の計算）

第八十九条 標準的手法採用金庫は、包括的手法を使用する場合、信用リスク削減手法を適用した後のエクスポートジャーラーの額（以下「信用リスク削減手法適用後エクスポートジャーラー額」といへ。）を、ボラティリティ調整率（エクスポートジャーラー又は適格金融資産担保の価格変動リスクを勘案してエクスポートジャーラー又は適格金融資産担保の額を調整するための値をいう。以下回し。）を用いて次の算式によつて算出しなければならない。

$$E* = E \times (1 + He) - C \times (1 - Hc - Hfx)$$

E*は、信用リスク削減手法適用後エクスポートジャーラー額（ただし、零を下回らない値とする。）

Eは、エクスポートジャーラーの額

Heは、エクスポートジャーラーが第七十三条第一項第八号に規定する与信相当額である場合において、取引相手方に引き渡された資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

Cは、適格金融資産担保の額

Heは、適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率 Hfxは、エクスポートジャーラーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率

（ボラティリティ調整率の種類）

（ボラティリティ調整率の種類）

第九十一条 標準的手法採用金庫は、ボラティリティ調整率について、次目に定める標準的ボラティリティ調整率を用いるものとする。

適合の発行体	特定の発行体	特定の発行体以外	証券化	リスク区分等	適格格付機関の格付に対応する信用	適格格付機関の格付に対応する信用	リスク区分等
合(パー)の発行体	行体の場	行体以外	ジャード	の	ボラティリティ調整率	ボラティリティ調整率	ボラティリティ調整率

第九十二条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じ、次の表に定めるボラティリティ調整率

適合の発行体	特定の発行体	特定の発行体以外	証券化	リスク区分等	適格格付機関の格付に対応する信用	適格格付機関の格付に対応する信用	リスク区分等
合(パー)の発行体	行体の場	行体以外	ジャード	の	ボラティリティ調整率	ボラティリティ調整率	ボラティリティ調整率

第九十二条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

第九十二条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

年 以 下		年 以 下		十 年 超	五 年 以 下	五 年 超 十	三 年 以 下	三 年 超 五	一 年 以 下	一 年 超 三	一 年 以 下	セ ン ト
三	一		四				二		〇	・	五	
四	二	十二	六		四		三		一		ント	(パーセ)
十二	四		十六		八				二		ジ ヤ ー	ク ス ポ ー
											外 の 場 合	證 券 化 工
											一 セ ン ト	であ つて 場 合 (パ ー) セ ン ト

指定国 の代表的な 株価指 数を構成 する株式 を発行す る会社	資産種別	第五号の条件を満たす場合	第六号の条件を満たす場合又は第八十七条の場合			
			6—10、7—3若しくは7—3の場合	6—8、6—6、6—7、6—5、若しくは7—2の場合	5—3、5—2、4—2、	4—3、4—2、3—3、
		年以下	五年超十	年以下	三年超五	
		間 全ての期	十年超	年以下	五年超十	年以下
	十五		六			
	一		二十	十二		六
	一		二十四			

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧洲中央銀行、欧洲連合、欧洲安定メカニズム、欧洲金融安定ファシリティ及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国的地方公共団体、地方公共団体金融機関及び我が国の政府関係機関をいう。

二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

指定国 の代表的な 株価指 数を構成 する株式 を発行す る会社	資産種別	第五号の条件を満たす場合	第六号の条件を満たす場合又は第八十七条の場合			
			6—10、7—2若しくは7—3の場合	6—8、6—6、6—7、6—5、若しくは7—2の場合	5—3、5—2、4—2、	4—3、4—2、3—3、
		年以下	五年超十	年以下	三年超五	
		間 全ての期	十年超	年以下	五年超十	年以下
	十五		六			
	一		十二			
	一		二十四			

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧洲中央銀行、欧洲共同体、欧洲安定メカニズム、欧洲金融安定ファシリティ及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国的地方公共団体、地方公共団体金融機関及び我が国の政府関係機関をいう。

二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

<p>の株式等及び金</p> <p>上場株式（指定国の代表的な 株価指数を構成する株式を發 行する会社の株式等を除く。）</p>	<p>三十パーセント</p>
<p>適格金融資産担保以外の資産 (当該資産について第七十二 条第一項第七号に定める与信 相当額を算出する場合、S A — C C R を用いて派生商品取 引若しくは長期決済期間取引 に係る与信相当額を算出する 場合においてこれらの取引に 係る与信相当額が算出され る)</p> <p>「略」</p>	<p>投資信託等の投資対象に適 用されるボラティリティ調 整率のうち最も高いもの。 この場合において、当該投 資信託等の個々の資産及び 取引を直接保有する者とみ なすことができるときは、 当該資産及び取引に適用さ れるボラティリティ調整率 の加重平均値を用いること ができる。</p>

<p>の株式等及び金</p> <p>上場株式（指定国の代表的な 株価指数を構成する株式を發 行する会社の株式等を除く。）</p>	<p>二十五パーセント</p>
<p>適格金融資産担保以外の資産 (当該資産について第七十二 条第一項第八号に定める与信 相当額を算出する場合、S A — C C R を用いて派生商品取 引若しくは長期決済期間取引 に係る与信相当額を算出する 場合においてこれらの取引に 係る与信相当額が算出され る)</p> <p>「同上」</p>	<p>投資信託等の投資対象に適 用されるボラティリティ調 整率のうち最も高いもの。</p>

担保の提供に用いるとき又は
第八十八条ただし書の定める
ところによりレポ形式の取引
について第八十七条各号及び
第八十八条各号に掲げるもの
以外の資産を用いる場合に限
る。(以下同じ。)

2

〔略〕

第三目 削除

第九十三条 削除

第九十四条 削除

<p>(承認申請書の提出)</p> <p>第九十四条　自金庫推計ボラティリティ調整率の使用について 前条の承認を受けようとする標準的手法採用金庫は、次に掲 げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなけれ ばならない。</p> <p>一　名称</p> <p>二　自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名</p> <p>2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければ ならない。</p>	<p>(自金庫推計ボラティリティ調整率の使用の承認)</p> <p>第九十三条　標準的手法採用金庫は、金融庁長官の承認を受け た場合に、包括的手法におけるボラティリティ調整率として 自金庫推計ボラティリティ調整率を用いることができる。</p>	<p>第三目　自金庫推計ボラティリティ調整率</p>
---	---	----------------------------

- 一 理由書
二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 ボラティリティ調整率について自金庫推計を行う方法及び当該推計値の利用方法が承認の基準に適合していることを示す書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

(自金庫推計の承認の基準)

第九十五条 金融庁長官は、第九十三条の規定に基づき、包括的手法におけるボラティリティ調整率として自金庫推計ボラティリティ調整率を用いることを承認するときは、当該標準的手法採用金庫の推計が定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 ボラティリティ調整率の推計に用いられる資産のボラティリティ及び保有期間に係るデータが、信用供与枠管理を含む信用リスク管理において利用されていること。

二 リスク管理指針についての文書が作成され、その遵守勢が確立していること。

三 次の事項が、定期的に内部監査により確認されていること。

- イ 第一号に規定するデータが、信用供与枠管理を含む信用リスク管理において利用されていること。
ロ ボラティリティ調整率を推計する過程に関する重要な変更が行われた場合、その変更が妥当なものであること。

ハ ボラティリティ調整率の推計を行うべき対象を確定するため、標準的手法採用金庫が行っている適格金融資産担保付取引の状況に関する適切なデータが把握されていること。

ニ ボラティリティ調整率の推計で用いるデータが適時に入手され、一貫性及び信頼性を有すること。

ホ ボラティリティ調整率の推計の前提が適切であること。

3

第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 適格格付機関が債券に1—3、2—3、4—3又は5—3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与している場合、債券に関する発行者の種別、格付、残存期間及び修正デュレーションを勘案した債券の区分ごとにボラティリティ調整率を推計していること。ただし、推計値は、当該標準的手法採用金庫が実際に保有する債券又は当該標準的手法採用金庫に担保として差し入れられた債券に基づくものでなくてはならない。
- 二 適格格付機関が1—3、2—3、4—3若しくは5—3以上の信用リスク区分に対応する格付を下回る格付を付与している債券、株式等、投資信託等又は適格金融資産担保以外の資産に係るボラティリティ調整率を、個別の資産について推計していること。

- 三 適格金融資産担保とエクスボージャーの通貨が異なる場合には、当該適格金融資産担保の表示通貨建ての価格のボラティリティ調整率及び当該表示通貨とエクスボージャー

の通貨の間の為替レートの間の相関を反映せず、ボラティリティ調整率を個別に推計していること。

四 ボラティリティ調整率の推計のための信頼区間が、片側九十九パーセントであること。

五 保有期間の設定に当たつて信用リスクの高い資産の流动性が考慮されていること。

六 ボラティリティ調整率の推計に用いるヒストリカル・データの観測期間が一年以上であること。

七 ボラティリティ調整率の推計に用いるヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛け目を乗じて得たものの平均が六月以上であること。

八 ボラティリティ調整率の推計に用いるヒストリカル・データが、三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合は、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

(変更に係る届出)

第九十六条

自金庫推計ボラティリティ調整率の使用について
第九十三条の承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場

第九十六条

削除

合

三 前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場

合

2 前項第三号に規定する場合において、標準的手法採用金庫は、当該事由を改善する旨の計画を記載した書面又は承認の基準を満たさないことが当該標準的手法採用金庫のリスクの観点から重要な旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第九十七条 金融庁長官は、前条第一項各号に掲げる場合又は標準的手法採用金庫が同条第二項に定める提出義務を怠った場合であつて、自金庫推計ボラティリティ調整率を継続して適用させることが不適当と判断したときは、当該標準的手法採用金庫について第九十三条の承認を取り消すことができる。

(ボラティリティ調整率の調整)

第九十八条 適格金融資産担保付取引に包括的手法を用いる場合、標準的手法採用金庫は、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整及び担保額調整又は時価評価の頻度によるボラティリティ調整率の調整を行うものとする。

2 前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリティ調整率が前提としている保有期間及び第一号

(ボラティリティ調整率の調整)

第九十八条 適格金融資産担保付取引に包括的手法を用いる場合、標準的手法採用金庫は、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整及び担保額調整又は時価評価の頻度によるボラティリティ調整率の調整を行わなければならない。

2 前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリティ調整率が前提としている保有期間及び第一号

イからホまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第一号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合には、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次のイからホまでに掲げる取引及びネッティング・セットの区分に応じ、当該イからホまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの及び当該取引のみを含むネッティング・セット（ホに該当するものを除く。） 五営業日

ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの及び当該その他資本市場取引のみを含むネッティング・セット（ホに該当するものを除く。） 十営業日

ハ 「略」

二 レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの及びその他資本市場取引に該当する取引を含むネッティング・セット（いづれか一方の取引のみを含むネッティング・セットを除く。） 十営業日

ホ 「略」

一の二 前号の規定にかかるわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、ネッティング・セ

イからニまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合には、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの（二に該当するものを除く。） 五営業日

ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの（二に該当するものを除く。） 十営業日

ハ 「同上」

〔号の細目を加える。〕

一の二 前号の規定にかかるわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同号イからニま

ツトについて、担保額調整に係る係争により、同号の最低保有期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じたときは、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットティング・セントについては、同号に定める最低保有期間の少なくとも一倍以上の期間を最低保有期間とみなす。

- 〔一〕 「最低保有期間にによるボラティリティ調整率の調整」を行ったための式は、次に定めるものとする。

$$H_M = \overline{H_{10}} \sqrt{(T_M / \overline{T})}$$

H_M は、当該取引に適用される最低保有期間の下で、毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っている場合に適用されるボラティリティ調整率（以下同じ。）

T_M は、前号に定める最低保有期間（以下同じ。）
 H_{10} は、調整対象となる第九十二条に規定するボラティリティ調整率

〔3〕 [監]

(ボラティリティ調整率の適用除外)

第九十九条 標準的手法採用金庫は、次に掲げる要件の全てを満たすレポ形式の取引については、第八十九条又は第一百二条の算式においてボラティリティ調整率を適用することを要しない。

- 〔一〕 当該レポ形式の取引が、中核的市場参加者を取引の相手とする取引である」と。

〔二〕 [略]

〔三〕 当該レポ形式の取引が取引の実行日の翌営業日に終了す

でに掲げるいずれかの取引について、担保額調整に係る係争により、同号の最低保有期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じたときは、次の連続する二の四半期の間は、当該取引については、最低保有期間の少なくとも一倍以上の期間を最低保有期間とみなす。

- 〔一〕 [監上]

$$H_M = \overline{H_N} \sqrt{(T_M / \overline{T_N})}$$

H_M は、当該取引に適用される最低保有期間の下で、毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っている場合に適用されるボラティリティ調整率（以下同じ。）

T_M は、前号に定める最低保有期間（以下同じ。）
 H_N は、調整対象となるボラティリティ調整率

〔3〕 [監上]

(ボラティリティ調整率の適用除外)

第九十九条 標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第八十九条又は第一百二条の算式においてボラティリティ調整率を適用することを要しない。

〔号を加える〕

〔一〕 [監上]

〔三〕 当該取引が取引の実行日の翌営業日に終了する」と又は

ること又は標準的手法採用金庫がエクスポージャーと適格金融資産担保の双方につき毎営業日に時価評価を行うとともに担保額調整に服していること。

五〇九 「略」

2 「略」

(レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に対する法的に有効な相対ネッティング契約の適用)

第一百一条 標準的手法採用金庫は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネッティング契約下にある全てのレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができる。

2 「略」

(計算方法)

第一百二条 標準的手法採用金庫は、前条の条件を満たし、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について相対ネッティング契約の効果を勘案する場合、信用リスク削減手

標準的手法採用金庫がエクスポージャーと適格金融資産担保の双方につき毎営業日に時価評価を行うとともに担保額調整に服していること。

四〇八 「同上」

2 「同上」

(レポ形式の取引に対する法的に有効な相対ネッティング契約の適用)

第一百一条 標準的手法採用金庫は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネッティング契約下にある全てのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができる。

2 「同上」

(計算方法)

第一百二条 標準的手法採用金庫は、前条の条件を満たし、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引について相対ネッティング契約の効果を勘案する場合、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を次の算式によ

当社田澤日クルマードヤー總務部の職員による算出

による。

$$E* = (\sum E - \sum C) + \overline{0.4 \times ネット・エクスポート・ジャーナル} + \sum (E_{fx} \times H_{fx})$$

E*は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポート・ジャーナル（ただし、零を下回らない値とする。）

ΣE は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において相手方に提供している資産の時価の額の合計額

ΣC は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において相手方から受領している資産の時価の合計額

ネット・エクスポート・ジャーナルは、 $\Sigma (E_s \times H_s)$ により算出される額の絶対値

エクスポート・エクスポート・ジャーナルは、 $\Sigma (E_s \times |H_s|)$ により算出される額

\sqrt{N} は、ネットティング・セットに含まれる証券の数を指すNの平方根（ただし、Esがネットティング・セット内の最大のEsの値の十パーセント未満の証券は、Nの数に含めない。）

Esは、証券ごとのネット・ポジションの時価の絶対値）

Hsは、証券ごとのネット・ポジションの時価の符号が正の場合にあつては当該証券に適用すべきボラティリティ調整率、証券ごとのネット・ポジションの時価の符号が負の場合にあつては当該証券に適用すべきボラティリティ調整率にマ

る算出方法を定めた。

$$E* = (\sum E - \sum C) + \sum (E_s \times H_s) + \sum (E_{fx} \times H_{fx})$$

E*は、当該複数のレポ形式の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポート・ジャーナル（ただし、零を下回らない値とする。）

ΣE は、当該複数のレポ形式の取引のエクスポート・ジャーナルの額の合計額

ΣC は、当該複数のレポ形式の取引の担保の額の合計額

イナスーを乗じた値 |Hs|は、Hsの絶対値

Efxは、通貨ごとのネット・ポジションのうち、決済通貨と異なる通貨によるポジションの額の絶対値
Hfxは、エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用する場合に適用するボラティリティ調整率

第七回 レポ形式の取引及び信用取引及びその他 これに類する海外の取引におけるボラティリティ調整率の下限

(ボラティリティ調整率の下限の対象範囲)

第一百三十三条 包括的手法を用いる標準的手法採用金庫が、特定の取引相手と行う次に掲げる取引（第一百五条第一項及び第一百六条第一項において「対象証券金融取引」という。）については、ボラティリティ調整率の下限（適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案できない取引を判定するための基準をいう。以下同じ。）を適用するものとする。

一 次に掲げる要件の全てを満たすレポ形式の取引

イ 適格金融資産担保が中央政府等の債券以外である」と

ロ 証券の借入先となる取引の相手方に対し現金による担保の提供を行つてゐること又は証券の売戻条件付購入を行つてゐること。

二 証券の貸借取引（取引の相手方に対する現金による担保

Efxは、ネット・ポジションのうち、決済通貨と異なる通貨によるポジションの額の絶対値

Hfxは、エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率

第七回 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に対するエクスボージャー変動額推計モデルの使用

(エクスボージャー変動額推計モデルの使用の承認)

第一百三十三条 前条の規定にかかわらず、標準的手法採用金庫は、第一百一条の条件を満たす場合であつて、金融庁長官の承認を受けたときは、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引について、当該標準的手法採用金庫のエクスボージャー変動額推計モデル（法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引について、債券の価格のボラティリティと相関を勘案し、バリュー・アセット・リスクと同様の方法を用いてエクスボージャー変動額（複数のレポ形式の取引におけるネットティング後のエクスボージャーの変動額をいう。以下同じ。）を推計するモデルをいう。以下同じ。）を使用して信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額を算出することができる。ただし、当該モデルを用いる場合には、金融庁長官による承認の

の提供を行つてゐるもの(除く。)のうち、第一百五条第一項第二号ロに掲げる算式により算出される値が正の値である取引

三 適格金融資産担保付取引(取引の相手方が借り入れた金

銭を用いて購入する有価証券を当該標準的手法採用金庫に担保として供するものであり、取引の相手方が個人でないものに限る。)のうち、適格金融資産担保が中央政府等の債券以外である取引

四 前条の規定により信用リスク削減手法適用後のエクスボリージャー額を算出する法的に有効な相対ネッティング契約

下におけるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引のネッティング・セツトのうち、次に掲げるネットディング・セツト(ただし、ネッティング・セツトに含まれる全ての取引が現金又は中央政府等の債券に係るものであるネッティング・セツトを除く。)

イ 現金のネット・ポジションが正のネッティング・セツト

ロ 第百六条第一項第二号に掲げる算式により算出される値が正の値であるネッティング・セツト(イに該当するものを除く。)

ト 前項の「特定の取引相手」とは、次に掲げる者以外の者をいう。

一 中央政府等、我が国的地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関及び外国の中央政府以外の公共部門

取消しがなされた場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

二 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、銀行持株会社、バー・ゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準及び流動性比率の基準又はこれらと類似の基準の適用を受ける外国銀行及び銀行持株会社に準ずる外国の会社、第五十八条においてリスク・ウェイトが規定されている第一種金融商品取引業者（外国の者を除く。）及び経営管理会社（外国の者を除く。）、バー・ゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準及び流動性比率の基準又はこれらと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者（外国の者を除く。）及び経営管理会社（外国の者に限る。）、第五十八条の二においてリスク・ウェイトが規定されている保険会社及び保険持株会社、金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社、貸金業法施行令第一条の二第三号に基づき金融庁長官が指定する短資会社並びに前号に該当しない国際開発銀行

三 中央清算機関

（ボラティリティ調整率の下限の適用除外）

第一百四条 前条の規定にかかるわらず、次に掲げる取引について
は、ボラティリティ調整率の下限を適用することを要しない

一 次のイ又はロに掲げる場合に該当する現金担保付証券貸
借取引（証券を借り入れて、かつ、現金を担保として差し入
れる取引をいう。）

イ 証券が長期のマチユリティで貸し付けられる場合で

（承認申請書の提出）

第一百四条 エクスボージャー変動額推計モデルの使用について
前条の承認を受けようとする標準的手法採用金庫は、次に掲
げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなけれ
ばならない。

一 名称

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければ

あつて、取引の相手方が担保として差し入れられた現金を同一若しくはより短いマチュアリティにおいて再投資するとき

口 証券が短期のマチュアリティで貸し付けられている場合

合であつて、取引の相手方が金融安定理事会による提言を勘案した現金担保再投資の管理を行つてのことについて疎明できるとき

二 前条第一項第二号に掲げる取引であつて、かつ、取引の相手方に担保として差し入れた証券が次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

イ 再利用することが法令等により禁止されていること。

ロ 再利用されないことを疎明できること。

(適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案できない対象証券金融取引)

第一百五条 包括的手法を用いる標準的手法採用金庫は、ネッティング・セグメントに含まれない単一の証券（ポートフォリオ単位の取引を含む。）が取引される対象証券金融取引において次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合には、当該対象証券金融取引には適格金融資産担保を信用リスク削減手法として用いないものとする。

一 第百三条第一項第一号又は第三号に掲げる対象証券金融取引の場合 次のイに掲げる算式により算出される値が次の口に掲げる値を下回ること。

ならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 エクスボージャー変動額推計モデル及びその運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

（エクスボージャー変動額推計モデルの承認の基準）

第一百五条 金融庁長官は、第百三条の規定に基づき、エクスボージャー変動額推計モデルの使用を承認するときは、定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 エクスボージャー変動額の管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「エクスボージャー変動額の管理部署」という。）が、信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額を算出する対象となる取引に関する部署から独立して設置されていること。

$$\frac{C}{E} - 1$$

Eは、エクスポージャーの額をいう。

Cは、適格金融資産担保の額をいう。

口 次項に規定する借入証券、担保として差し入れられた証券又は売戻条件付購入した証券の種類に応じて適用されるボラティリティ調整率の標準的下限（複数の証券である場合には、証券の額で加重平均したボラティリティ調整率の標準的下限とする。）

口 第百三十三条第一項第二号に掲げる対象証券金融取引の場合次のイに掲げる算式により算出される値が次のロに掲げる算式により算出される値を下回ぬ。)

$$\frac{C_B}{C_A} - 1$$

C_Aは、貸出証券又は担保として差し入れられた証券の額をいう。

C_Bは、借入証券又は担保として差し入れられた証券の額をいう。

$$\frac{I + f_B}{I + f_A} - 1$$

f_Aは、貸出証券又は担保として差し入れた証券に適用されるボラティリティ調整率の標準的下限（ただし、中央政府等の債券の場合は零とし、複数の証券である場合は証券の額で加重平均したボラティリティ調整率の標準的下限とする。）をいう。

一 ハクスピーポージャー変動額の管理部署は、適切なバック・テスティング（次条第一項に定めるところにより、エクスポートレジヤー変動額推計モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレス・テスト（エクスピーポージャー変動額推計モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合におけるエクスピーポージャー変動額に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 標準的手法採用金庫の理事がレポ形式の取引に係るエクスピーポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四 エクスピーポージャー変動額推計モデルが、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

五 エクスピーポージャー変動額推計モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それが遵守されるための手段が講じられていること。

六 レポ形式の取引に係るエクスピーポージャー変動額の計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 エクスピーポージャー変動額の推計のための信頼区間が、片側九十九パーセントであること。

一 取引対象資産の保有期間（エクスピーポージャー変動額の推計値を算出する際に、当該資産を保有すると仮定する期間

f_B は、借入証券又は担保として差し入れられた証券に適用されるボラティリティ調整率の標準的下限（ただし、中央政府等の債券の場合は零とし、複数の証券である場合は証券の額で加重平均したボラティリティ調整率の標準的下限とする。）をいう。

前項の「ボラティリティ調整率の標準的下限」とは、証券の種類に応じ、次の表に定めるものをいう。

ボラティリティ調整率の標準的下限	当該証券の発行体	当該証券が証券化であつて、かつ、当該証券が証券化である場合（エクスポート）	当該証券が証券化である場合（パー	証券の種類
一	が中央政府等以外であつて、かつ、当該証券が証券化である場合（パー	エクスポート	エクスポート	年以下の債券
二	が中央政府等以外であつて、かつ、当該証券が証券化である場合（パー	エクスポート	エクスポート	残存期間が一年超五
三	が中央政府等以外であつて、かつ、当該証券が証券化である場合（パー	エクスポート	エクスポート	年以下の債券
四	が中央政府等以外であつて、かつ、当該証券が証券化である場合（パー	エクスポート	エクスポート	残存期間が五年超十
五	が中央政府等以外であつて、かつ、当該証券が証券化である場合（パー	エクスポート	エクスポート	残存期間が十年超の債券
六	が中央政府等以外であつて、かつ、当該証券が証券化である場合（パー	エクスポート	エクスポート	指定国の代表的な株

をいう。以下の日において同じ。）が、五営業日以上であること。ただし、五営業日を下回る保有期間によつて算出したエクスポート変動額の推計値を次の算式により換算した数値を、保有期間を五営業日として算出した数値とみなすことができる。

$$\text{エクスポート変動額の推計値}(t) \times \sqrt{(5/t)}$$

エクスポート変動額の推計値(t)は、保有期間を t 営業日として算出したエクスポート変動額（ただし、 t が五を下回る場合に限る。）

三 エクスポート変動額の推計に用いるヒストリカル・データの観測期間が、一年以上であること。

四 エクスポート変動額の推計に用いるヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数值を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛け目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。

五 エクスポート変動額の推計に用いるヒストリカル・データが三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

六 標準的手法採用金庫は、推計の対象となる取引で用いられる債券の流動性に鑑みて必要と認められる場合、前項第二号に定める保有期間を五営業日よりも長い期間としなければならない。

七 標準的手法採用金庫は、前項の規定にかかわらず、第九十

4

価指数を構成する株式を発行する会社の株式等	その他の資産
十	

3 取引の当事者（標準的手法採用金庫及び取引の相手方をいう。次条第二項において同じ。）によつて担保の徵求が行われた場合は、決済までの期間によらず、当該担保を第一項第一号イ並びに第二号イ及びロに掲げる算式において勘案することができる。

（適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案できな
い法的に有効な相対ネッティング契約下にある対象証券金融
取引）

第一百六条 包括的手法を用いる標準的手法採用金庫は、相対ネッティング契約下にある対象証券金融取引において、ネッティング・セットごとに計算する第一号に掲げる算式により算出される値が第二号に掲げる算式により算出される値を下回る場合は、当該ネッティング・セットに対して適格金融資產担保（前条第二項の表に掲げるものに限る。）を信用リスク削減手法として用いないものとする。この場合において、当該対象証券金融取引に対して期待エクスボージャー方式を用いるときは、ネッティング・セットの与信相当額の算出に適格金融資產担保（前条第二項の表に掲げるものに限る。）を勘案しないものとする。）を

八条第二項第一号ニ及び第一号の二の規定により算出する最低保有期間を適用する取引については、第三項第二号に定める保有期間には当該最低保有期間を適用しなければならない。

第一百六条 金融庁長官は、エクスボージャー変動額推計モデルの使用を承認するに当たり、前条に定める基準のほか、エクスボージャー変動額推計モデルの検証に係る追加的な基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 前項に規定する追加的な基準は、検証の適切性の確保の観点から、金融庁長官が別に定めるものとする。

$$1 - \frac{(\sum_t c_t - \sum_s E_s)}{\sum_s E_s}$$

$\sum_t c_t$ は、ネッティング・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、
ネット・ポジションでは借入れとなる証券又は現金の取引額の合計額（次号において同じ。）

$\sum_s E_s$ は、ネッティング・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、
ネット・ポジションでは貸付けとなる証券又は現金の取引額の合計額（次号において同じ。）

$$\left[\left(\frac{\sum_s \left(\frac{E_s}{I + f_s} \right)}{\sum_s E_s} \right) \middle/ \left(\frac{\sum_t \left(\frac{c_t}{I + f_t} \right)}{\sum_t c_t} \right) \right] - 1$$

E_s は、ネッティング・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、
ネット・ポジションでは貸付けとなる特定の証券又は現金の取引額

f_s は、ネッティング・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは貸付けとなる証券又は現金の前条第二項に規定するボラティリティ調整率の標準的下限（ただし、現金の場合は零とする。）をいう。

C_t は、ネッティング・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは借入れとなる特定の証券又は現金の取引額

ftは、ネットディング・セットに含まれるレポ形式の取引及び
信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット
ト・ポジションでは借入れとなる証券又は現金の前条第
二項に規定するボラティリティ調整率の標準的下限（た
だし、現金の場合は零とする。）をいう。

2 取引の折算額は、当該担保を前項各号に掲げる算式によ
り算出するが、決済
日までの期間によるか、当該担保を前項各号に掲げる算式によ
り算出する。

第四十七条 計算

第四十七条 ハクスピーポージャー変動額推計モデルを用いる場合、
法的に有効な相対ネットディング契約下にある複数のレポ形式
の取引について、信用リスク削減手法適用後のハクスピーポージ
ヤー額を次の算式により算出する。

$$E^* = (\Sigma E - \Sigma C) + (\text{算出基準日の前営業日におけるエ
クスピーポージャー変動額推計モデルによるエクスピーポージャ
ー変動額の推計値})$$

E^* は、当該複数のレポ形式の取引の信用リスク削減手法適
用後エクスピーポージャー額（ただし、零を下回らない値とする
。）

ΣE は、当該複数のレポ形式の取引のエクスピーポージャーの額
の合計額

ΣC は、当該複数のレポ形式の取引の担保の額の合計額

（変更と遅延権）

第一百三条の承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 第百五条及び第百六条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に規定する場合において、標準的手法採用金庫は、当該事由を改善する旨の計画を記載した書面又は承認の基準を満たさないことが当該標準的手法採用金庫のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

3 第一項第三号に規定する場合において、標準的手法採用金庫は、前項の書面に記載する事項について金融庁長官の承認を得るまでの間は、エクスポート・変動額推計モデルに代えて第二条の定めるところによりレポ形式の取引に係るエクスポート・変動額推計モデルを継続して算出しなければならない。

(承認の取消し)

第一百九条 金融庁長官は、前条第一項各号に掲げる場合又は標準的手法採用金庫が同条第二項に定める提出義務を怠った場合であつて、エクスポート・変動額推計モデルを継続して使用させることが不適当と判断したときは、当該標準的手法

採用金庫について第百三条の承認を取り消すことができる。

(その他資本市場取引への準用)

第百十条 第百三条から前条までの規定は、その他資本市場取引のうち派生商品取引以外のものについて準用する。この場合において、第一百五条第三項第二号及び第四項中「五」とあるのは「十」と、「5」とあるのは「10」と読み替えるものとする。

第一百十条 削除

(カレント・エクスポートージャー方式による計算方法)

第一百十一条 【略】

2 法的に有効な相対ネットティング契約が存在する場合は、前項のRCは第七十六条第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、アドオンは同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとする。

3 【略】

(SA—CCR等による計算方法)

第一百十一条の二 標準的手法採用金庫が包括的手法を用いる場合であつて、第七十三条第一項の規定により先渡、スマップ及びオプションその他の派生商品取引についてSA—CCRを使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポートージャーの額は、次の算式により算出するものとする。

$$E^* = \alpha \times (RC + PFE)$$

E*は、信用リスク削減手法適用後のエクスポートージャー額(た

(計算方法)

第一百十一条 【同上】

2 法的に有効な相対ネットティング契約が存在する場合は、前項のRCは第七十六条第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、また、アドオンは同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとする。

3 【同上】

【条を加える。】

だし、零を下回る場合にあっては零とする。)

α は、1.4

RCは、第七十四条第一項に定める再構築コスト
PFEは、第七十四条第一項に定める将来の潜在的なエクスボ
ージャー額

2 前条及び前項の規定にかかわらず、標準的手法採用金庫が
第七十五条第一項の承認を受けた場合は、信用リスク削減手
法適用後のエクスボージャー額を期待エクスボージャー方式
により算出することができる。

(前提条件)

第一百十二条 標準的手法採用金庫は、適格金融資産担保につい
て簡便手法を用いる場合、次の条件を満たすものとする。

一 「略」

二 当該適格金融資産担保が、時価評価され、かつ、少なく
とも六月に一回以上再評価される」と。

(一十パーセント・フロアの適用除外)

第一百十四条 適格金融資産担保付取引が次の各号に掲げるもの

である場合には、前条の規定にかかわらず、当該各号に定め
るリスク・ウェイトを適用することができる。

一 レポ形式の取引であつて、かつ、第九十九条第一項各号
に掲げる全ての要件を満たすとき。 零パーセント

二 レポ形式の取引であつて、かつ、第九十九条第一項第二

(前提条件)

第一百十二条 標準的手法採用金庫は、適格金融資産担保につい
て簡便手法を用いる場合、次の条件を満たさなければならな
い。

一 「同上」

二 当該適格金融資産担保が、少なくとも六月に一回以上再
評価される」と。

(一十パーセント・フロアの適用除外)

第一百十四条 「同上」

一 第九十九条に該当するレポ形式の取引であるとき。 零
パーセント

二 レポ形式の取引であつて、取引相手が中核的市場参加者

号から第九号までに掲げる要件の全てを満たすとき。十

パーセント

「三・四 略」

五 エクスボージャーと担保が同一の通貨建てであり、かつ
、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき（前各号に該当
する場合を除く。）。零パーセント

「イ・ロ 略」

（担保付派生商品取引の計算方法等）

第一百四条の二 前款第七目及び第八目の規定（第六百六条を除
く。）は、標準的手法採用金庫が、適格金融資産担保につい
て簡便手法を用いる場合について準用する。この場合におい
て、第一百三条第一項、第一百五条第一項、第一百十一条第一項及
び第一百十一条の二第一項中「包括的手法」とあるのは、「簡
便手法」と読み替えるものとする。

（担保付派生商品取引の計算方法の例外）

第一百四条の三 前条において準用する第一百十一条の規定にか
かわらず、標準的手法採用金庫が、カレント・エクスボージ
ャー方式を用いる場合、第七十六条に規定する方法で適格金
融資産担保を用いないときの与信相当額を計算し、第一百十三
条及び第一百十四条に規定する方法により当該適格金融資産担
保による信用リスク削減効果を勘案することができる。

（貸出金と自金庫預金の相殺）

に該当しないことを除き第九十九条の条件を満たすとき。

十パーセント

「三・四 同上」

五 エクスボージャーと担保が同一の通貨建てであり、かつ
、次のイ又はロに該当するとき（レポ形式の取引又は派生商
品取引である場合を除く。）。零パーセント

「イ・ロ 同上」

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

（貸出金と自金庫預金の相殺）

第一百十五条 標準的手法採用金庫は、次に掲げる条件を全て満たす場合には、相殺契約下にある貸出金と自金庫預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額とすることができる。ただし、貸出金と自金庫預金の通貨が同一でない場合には、第九十二条第二項に定めるところに従つて、担保とエクスボージャーの通貨が異なる場合のボラティリティ調整率を預金の額に適用することを要する。

2 「一～四 略」

(保証及びクレジット・デリバティブに共通の条件)

第一百六条 標準的手法採用金庫が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、当該保証又はクレジット・デリバティブは、次の各号に掲げる全ての条件を満たすものとする。

「一～三 略」

三の二 保証人又はプロテクション提供者が合意された残存期間を事後において変更できないこと。

「四～六 略」

(保証に関する条件)

第一百七条 標準的手法採用金庫が保証を信用リスク削減手法として用いる場合、当該保証は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる全ての条件を満たすものとする。

第一百十五条 標準的手法採用金庫は、次に掲げる条件をすべて満たす場合には、相殺契約下にある貸出金と自金庫預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額とすることができる。ただし、貸出金と自金庫預金の通貨が同一でない場合には、第九十二条第二項又は第九十五条第三項第三号に定めるところに従つて、担保とエクスボージャーの通貨が異なる場合のボラティリティ調整率を預金の額に適用することを要する。

2 「一～四 同上」

(保証及びクレジット・デリバティブに共通の条件)

第一百六条 標準的手法採用金庫が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、当該保証又はクレジット・デリバティブは、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

「一～三 同上」

「号を加える。」

「四～六 同上」

(保証に関する条件)

第一百七条 標準的手法採用金庫が保証を信用リスク削減手法として用いる場合、当該保証は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

2 「一・二 略」

(クレジット・デリバティブに関する条件)

第一百八条 標準的手法採用金庫がクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、当該クレジット・デリバティブは、第百十六条に定めるもののほか、次の各号に掲げる全ての条件を満たすものとする。

「一・三 略」

四 当該標準的手法採用金庫は、プロテクション提供者に第一号に掲げる事由の発生を通知する権利を有しており、かつ、当該事由の発生の有無を判断する者が、明確であること。ただし、当該判断はプロテクション提供者のみが行いうるものでないものとする。

「五・七 略」

(条件の一部を満たさない場合)

第一百九条 クレジット・デリバティブが、前条第一号ハに掲げる事由の発生による支払を受けられないことを除き前条に掲げる全ての条件を満たす場合、標準的手法採用金庫は、前条の規定にかかわらず、原債権のうち当該クレジット・デリバティブの想定元本額の六十パーセントに相当する額について信用リスク削減効果を勘案することができる。ただし、想定元本額が原債権の額を上回る場合、信用リスク削減効果を勘案できる額は、原債権の額の六十パーセントを限度とする

2 「一・二 同上」

(クレジット・デリバティブに関する条件)

第一百八条 標準的手法採用金庫がクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、当該クレジット・デリバティブは、第百十六条に定めるもののほか、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

「一・三 同上」

四 当該標準的手法採用金庫は、プロテクション提供者に第一号に掲げる事由の発生を通知する権利を有しており、かつ、当該事由の発生の有無を判断する者が、明確であること。ただし、当該判断はプロテクション提供者のみが行いうるものであつてはならない。

「五・七 同上」

(条件の一部を満たさない場合)

第一百九条 クレジット・デリバティブが、前条第一号ハに掲げる事由の発生による支払を受けられないことを除き前条に掲げるすべての条件を満たす場合、標準的手法採用金庫は、前条の規定にかかわらず、原債権のうち当該クレジット・デリバティブの想定元本額の六十パーセントに相当する額について信用リスク削減効果を勘案することができる。ただし、想定元本額が原債権の額を上回る場合、信用リスク削減効果を勘案できる額は、原債権の額の六十パーセントを限度とす

。

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第一百二十条 標準的手法採用金庫が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものとする。

一 被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国的地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び第五十七条から第五十八条の二までに掲げる主体

二 「略」

(免責額の扱い)

第一百二十三条 標準的手法採用金庫が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用金庫は、当該水準に相当する額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

る。

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第一百二十条 標準的手法採用金庫が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならぬ。

一 被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国的地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び第五十七条又は第五十八条に掲げる主体

二 「同上」

(免責額の扱い)

第一百二十三条 標準的手法採用金庫が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用金庫は、当該水準に相当する額について第八章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第一百二十五条 標準的手法採用金庫がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法採用金庫が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法採用金庫は、当該留保した部分について第八章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用するものとする。

(エクスポージャーの通貨と保証又はクレジット・デリバティブの通貨の不一致)

第一百二十六条 「略」

2 標準的手法採用金庫は、前項のボラティリティ調整率について第九十八条第二項及び第三項の規定によりボラティリティ調整率を調整するものとする。この場合において、最低保有期間は十営業日とし、同項の調整は、為替リスクに関する時価評価の間隔が一営業日よりも長い場合において行うとする。

3 「略」

(中央政府等又は我が国的地方公共団体による再保証等)

第一百二十七条 エクスポージャーに対する保証について、中央

政府等又は我が国的地方公共団体が再保証を行っている場合には、標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる条件を満たすときに限り、当該保証を中央政府等又は我が国的地方公共

第一百二十五条 標準的手法採用金庫がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法採用金庫が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法採用金庫は、当該留保した部分について第八章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

(エクスポージャーの通貨と保証又はクレジット・デリバティブの通貨の不一致)

第一百二十六条 「同上」

2 標準的手法採用金庫は、前項のボラティリティ調整率について第九十八条第二項及び第三項の規定によりボラティリティ調整率を調整しなければならない。この場合において、最低保有期間は十営業日とし、同項の調整は、為替リスクに関する時価評価の間隔が一営業日よりも長い場合において行うものとする。

3 「同上」

(中央政府等又は我が国的地方公共団体による再保証等)

第一百二十七条 「同上」

団体によるものとして扱うことができる。

一 「略」

二 エクスボージャーに対する保証及び中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証が、それぞれ保証の適格要件の全てを満たしていること。ただし、中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証は第百六条第一号及び第二号の要件を満たすことを要しない。

三 「略」

2|| 前項の規定は、中央政府等又は我が国の地方公共団体が再保証以外の形態で行う信用の補完を用いて信用リスク削減効果を勘案しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「再保証」とあるのは「再保証以外の形態で行う信用の補完」と、同項第三号中「保証した」とあるのは「信用の補完を行つた」と、「保証の提供範囲」とあるのは「信用の補完が行われる範囲」と読み替えるものとする。

(残存期間の定義)

第一百二十八条 標準的手法採用金庫は、信用リスク削減手法を使用する場合、次の各号の規定に従い、エクスボージャーの残存期間及び信用リスク削減手法の残存期間を、ともに保守的な値とするものとする。

一 エクスボージャーの残存期間は、原則として、債務の履行がなされる期日として考え方のうち最も遅い期日に基づいて計算するものとし、猶予期間（支払義務の不履行が期限の利益を喪失させるまでに必要な期間をいう。以下

一 「同上」

二 エクスボージャーに対する保証及び中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証が、それぞれ保証の適格要件のすべてを満たしていること。ただし、中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証は第百六条第一号及び第二号の要件を満たすことを要しない。

三 「同上」

2|| 前項の規定は、中央政府等又は我が国の地方公共団体が再保証以外の形態で行う信用の補完が、保証と同等の効果を提供している場合について準用することができる。

(残存期間の定義)

第一百二十八条 標準的手法採用金庫は、信用リスク削減手法を使用する場合、次の各号の規定に従い、エクスボージャーの残存期間及び信用リスク削減手法の残存期間を、ともに保守的な値としなければならない。

一 エクスボージャーの残存期間は、原則として、債務の履行がなされる期日として考え方のうち最も遅い期日に基づいて計算するものとし、猶予期間（支払義務の不履行が期限の利益を喪失させるまでに必要な期間をいう。以下

同じ。)が設けられている場合にはこれを残存期間に含めるものとする。

二 信用リスク削減手法の残存期間（前号に規定する場合において、当該標準的手法採用金庫の利用する信用リスク削減手法が当該猶予期間の終了時点まで延長されるものであり、かつ、猶予期間を考慮しない場合のエクスボージャーの最終支払期日において当該延長を行いうるものであるときは、信用リスク削減手法の残存期間は、猶予期間を含むものとして扱うことができる。）は、原則として、次のイ及びロに定めるほか、信用リスク削減手法に組み込まれたオプションがその残存期間を短縮する可能性を考慮に入れたらえで最短の残存期間を用いるものとする。

〔イ・ロ 略〕

(計算方法)

第一百三十条 標準的手法採用金庫は、信用リスク削減手法の残存期間がエクスボージャーの残存期間を下回る場合、信用リスク削減手法の効果を、次の算式により調整するものとする。

$$Pa = P \times \{(t - 0.25) / (T - 0.25)\}$$

Paは、残存期間調整後の信用リスク削減手法の額

Pは、信用リスク削減手法の額（第一百二十六条に定めるところによりボラティリティ調整率が適用される場合には、その調整後の額とする。）

tは、信用リスク削減手法の残存期間を年数で表示した値。た

同じ。)が設けられている場合にはこれを残存期間に含めなければならない。

二 信用リスク削減手法の残存期間（前号に規定する場合において、当該標準的手法採用金庫の利用する信用リスク削減手法が当該猶予期間の終了時点まで延長されるものであり、かつ、猶予期間を考慮しない場合のエクスボージャーの最終支払期日において当該延長を行いうるものであるときは、信用リスク削減手法の残存期間は、猶予期間を含むものとして扱うことができる。）は、原則として、次のイ及びロに定めるほか、信用リスク削減手法に組み込まれたオプションがその残存期間を短縮する可能性を考慮に入れたらえで最短の残存期間を用いなければならない。

〔イ・ロ 同上〕

(計算方法)

第一百三十条 標準的手法採用金庫は、信用リスク削減手法の残存期間がエクスボージャーの残存期間を下回る場合、信用リスク削減手法の効果を、次の算式により調整しなければならない。

$$Pa = P \times \{(t - 0.25) / (T - 0.25)\}$$

Paは、残存期間調整後の信用リスク削減手法の額

Pは、信用リスク削減手法の額（第一百二十六条に定めるところによりボラティリティ調整率が適用される場合には、その調整後の額とする。）

tは、信用リスク削減手法の残存期間を年数で表示した値。た

だし、 t が T よりも大きい場合には T を用いる。
 T は、エクスポージャーの残存期間を年数で表示した値。ただし、エクスポージャーの残存期間が五年を超える場合には、五を用いる。

(複数の信用リスク削減手法)

第一百三十一条 標準的手法採用金庫は、一のエクスポージャーに複数の信用リスク削減手法の効果を勘案する場合、エクスポージャーをそれぞれの信用リスク削減手法を適用する部分に任意に分割し、分割後のエクスポージャーごとに一の信用リスク削減手法を用いるものとする。

(同一提供者による通貨又は残存期間の異なる保証又はクレジット・デリバティブ)

第一百三十二条 一の主体が一のエクスポージャーに対して複数の保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合であつて、それらの通貨又は残存期間が異なるときは、標準的手法採用金庫は、エクスポージャーをそれぞれの保証又はクレジット・デリバティブを適用する部分に分割するものとする。

(複数の信用リスク削減手法)

第一百三十一条 標準的手法採用金庫は、一のエクスポージャーに複数の信用リスク削減手法の効果を勘案する場合、エクスポージャーをそれぞれの信用リスク削減手法を適用する部分に任意に分割し、分割後のエクスポージャーごとに一の信用リスク削減手法を用いなければならない。

(同一提供者による通貨又は残存期間の異なる保証又はクレジット・デリバティブ)

第一百三十二条 一の主体が一のエクスポージャーに対して複数の保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合であつて、それらの通貨又は残存期間が異なるときは、標準的手法採用金庫は、エクスポージャーをそれぞれの保証又はクレジット・デリバティブを適用する部分に分割しなければならない。

(プロテクションを取得した場合)

第一百三十三条 標準的手法採用金庫は、信用リスク削減手法としてファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを用いる場合、当該クレジット・デリバティブによるプ

だし、 t が T よりも大きい場合には T を用いる。
 T は、エクスポージャーの残存期間を年数で表示した値。ただし、エクスポージャーの残存期間が五年を超える場合には、五を用いる。

第一百三十三条 削除

ロテクションの提供対象となりうるエクスボージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスボージャーに限り、信用リスク削減効果を勘案することができる。

(プロテクションを取得した場合)

第一百三十五条 標準的手法採用金庫は、信用リスク削減手法としてセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを用いる場合、次の各号に定める場合に限り、当該各号に定める扱いをすることができる。

- 一 標準的手法採用金庫が、当該セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに加え、プロテクションの提供対象となりうるエクスボージャーを同じくするファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによつてプロテクションを取得している場合 プロテクションの提供対象となりうるエクスボージャーのうち、当該セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が二番目に小さい一のエクスボージャーに限り、信用リスク削減効果を勘案する。
- 二 プロテクションの提供対象となりうるエクスボージャーのいずれか一について既に信用事由が発生している場合

プロテクションの提供対象となりうるエクスポートヤーであつて信用事由の発生していないもののうち、当該セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポートヤーに限り、信用リスク削減効果を勘案する。

(特定順位参照型クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合)

第一百三十七条 第百三十四条の規定は、標準的手法採用金庫が特定順位参照型クレジット・デリバティブ(ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。)によるプロテクションの提供における信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

第一百三十七条 前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブ(ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。)について準用する。

中「ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「特定順位参照型クレジット・デリバティブ(ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。)」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポートヤーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリ

スク・ウェイトを適用したときに、信用リスク・アセットの額の削減効果において、最も小さい一のエクスポート・ジャーラ数えて当該特定順位参照型クレジット・デリバティブ（アースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）におけるあらかじめ特定された順位から一を減じて得られる順位までのエクスポート・ジャーラについて削減される信用リスク・アセットの額の合計額を控除することができる」と読み替えるものとする。

（承認申請書の提出）

第一百三十九条 内部格付手法の使用について前条の承認を受けようとする信用金庫又は信用金庫連合会は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

〔一・二 略〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

〔一・六 略〕

3 前項第四号に掲げる内部格付手法実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、先進的内部格付手法採用金庫が一部の事業単位又は資産区分（同一の事業単位において保有する事業法人向けエクスポート・ジャーラン向けエクスポート・ジャーラ、金融機関等向けエクスポート・ジャーラ、居住用不動産向けエクスポート・ジャーラ、適格リボルビング型リテ

（承認申請書の提出）

第一百三十九条 内部格付手法の使用について前条の承認を受けようとする信用金庫又は信用金庫連合会は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一・六 同上〕

3 前項第四号に掲げる内部格付手法実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、先進的内部格付手法採用金庫が一部の事業単位又は資産区分（同一の事業単位において保有する事業法人向けエクスポート・ジャーラン向けエクスポート・ジャーラ、金融機関等向けエクスポート・ジャーラ、居住用不動産向けエクスポート・ジャーラ、適格リボルビング型リテ

ール向けエクスポート及びその他リテール向けエクスポートをいう。以下この章において同じ。）のうち、第百四十五条第二項各号に掲げるエクスポートに該当しないものにおいてLGD及びEADの自金庫推計値を使用しないことを妨げない。

〔一・二 略〕

4 第二項第五号に掲げる先進的内部格付手法移行計画には、
第一百四十五条第二項各号に掲げるエクスポート以外の事業法人等向けエクスポートについてLGD及びEADの自金庫推計値を使用する範囲及び使用を開始する時期に関する事項を記載するものとする。ただし、一部の事業単位又は資産区分についてLGD及びEADの自金庫推計値を使用しないことを妨げない。

（予備計算）

第一百四十条 内部格付手法の使用について承認を受けようとする信用金庫又は信用金庫連合会は、内部格付手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度以降において、承認を得ようとする内部格付手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、当該前事業年度の中間予備計算報告書（事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの内部格付制度（第一百七十九条第一項に規定する内部格付制度をいう。以下この款において同じ。）の運用状況及び当該事業年度の九月三十日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）及び当該前事

リテール向けエクスポート、その他リテール向けエクスポート及び株式等エクスポートをいう。以下この章において同じ。）においてLGD及びEADの自金庫推計値を使用しないことを妨げない。

〔一・二 同上〕

4 第二項第五号に掲げる先進的内部格付手法移行計画には、事業法人等向けエクスポートについてLGD及びEADの自金庫推計値を使用する範囲及び使用を開始する時期に関する事項を記載しなければならない。ただし、一部の事業単位又は資産区分についてLGD及びEADの自金庫推計値を使用しないことを妨げない。

（予備計算）

第一百四十条 内部格付手法の使用について承認を受けようとする信用金庫又は信用金庫連合会は、内部格付手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度以降において、承認を得ようとする内部格付手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、当該前事業年度の中間予備計算報告書（事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの内部格付制度（第一百七十九条第一項に規定する内部格付制度をいう。以下この款において同じ。）の運用状況及び当該事業年度の九月三十日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）及び当該前事

業年度の予備計算報告書（事業年度の内部格付制度の運用状況及び当該事業年度の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）を作成するものとする。ただし、内部格付手法採用金庫、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号。第三百四十四条第一項において「信用協同組合告示」という。）第一条第二号に規定する内部格付手法を採用する信用協同組合等又は労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年四月十二日／金融庁／厚生労働省／告示第七号。第三百四十四条第一項において「労働金庫告示」という。）第一条第二号に規定する内部格付手法採用金庫が行う合併その他の組織再編成により新たに設立される信用金庫若しくは信用金庫連合会当該組織再編成後に存続する信用金庫若しくは信用金庫連合会が内部格付手法の使用について承認を受けようとする場合において、当該組織再編成が内部格付手法に基づく自己資本比率の計算の継続性に重要な影響を及ぼすものでなく、かつ当該承認を受けようとする信用金庫又は信用金庫連合会が

業年度の予備計算報告書（事業年度の内部格付制度の運用状況及び当該事業年度の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。ただし、内部格付手法採用金庫、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号。第三百四十四条第一項において「信用協同組合告示」という。）第一条第二号に規定する内部格付手法を採用する信用協同組合等又は労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年四月十二日／金融庁／厚生労働省／告示第七号。第三百四十四条第一項において「労働金庫告示」という。）第一条第二号に規定する内部格付手法採用金庫が行う合併その他の組織再編成により新たに設立される信用金庫若しくは信用金庫連合会当該組織再編成後に存続する信用金庫若しくは信用金庫連合会が内部格付手法の使用について承認を受けようとする場合において、当該組織再編成が内部格付手法に基づく自己資本比率の計算の継続性に重要な影響を及ぼすものでなく、かつ当該承認を受けようとする信用金庫又は信用金庫連合会が

当該組織再編成前に内部格付手法を採用していた金融機関（預金保険法第二条第一項第三号から第八号までに掲げる者に限る。第三百四十四条第一項において同じ。）における数値等に基づく中間予備計算報告書及び予備計算報告書に準ずる書類を作成することができるときは、この限りでない。

2 前項に定める自己資本比率の予備的な計算を行おうとする信用金庫又は信用金庫連合会は、前条第一項及び第二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、金融庁長官に届出を行うものとする。

3 信用金庫又は信用金庫連合会は、承認申請書の提出に先立つて、第一項に掲げる中間予備計算報告書及び予備計算報告書に前条第一項及び第二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、それぞれ当該報告書の対象である期間の経過後三月以内に金融庁長官に提出するものとする。

4 【略】

（承認の基準）

第一百四十二条 金融庁長官は、次の各号に掲げる場合、当該各号に定める基準に適合するかどうかを審査するものとする。

「一・二 略」

（変更に係る届出）

第一百四十二条 内部格付手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨及びその

会が当該組織再編成前に内部格付手法を採用していた金融機関（預金保険法第二条第一項第三号から第八号までに掲げる者に限る。第三百四十四条第一項において同じ。）における数値等に基づく中間予備計算報告書及び予備計算報告書に準ずる書類を作成することができるときは、この限りでない。

2 前項に定める自己資本比率の予備的な計算を行おうとする信用金庫又は信用金庫連合会は、前条第一項及び第二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、金融庁長官に届出を行わなければならない。

3 信用金庫又は信用金庫連合会は、承認申請書の提出に先立つて、第一項に掲げる中間予備計算報告書及び予備計算報告書に前条第一項及び第二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、それぞれ当該報告書の対象である期間の経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

4 【同上】

（承認の基準）

第一百四十二条 金融庁長官は、次の各号に掲げる場合、当該各号に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

「一・二 同上」

（変更に係る届出）

第一百四十二条 内部格付手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨及びその

内容を金融庁長官に届け出るものとする。

〔一〇三 略〕

- 2 前項第三号に掲げる事由が生じた場合、内部格付手法採用金庫は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該信用金庫又は信用金庫連合会のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

(内部格付手法の適用)

- 第一百四十四条 内部格付手法採用金庫は、全てのエクスボージャーに対して、内部格付手法を適用するものとする。ただし、内部格付手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

- 内容を金融庁長官に届け出なければならない。
- 〔一〇三 同上〕
- 2 前項第三号に掲げる事由が生じた場合、内部格付手法採用金庫は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該信用金庫又は信用金庫連合会のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

(内部格付手法の適用)

- 第一百四十四条 内部格付手法採用金庫は、全てのエクスボージャーについて、内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

〔項を加える〕

- 2 前項の規定にかかわらず、アセツト・クラス（次に掲げるエクスボージャーで構成されるポートフォリオの区分であつて、信用リスク・アセツトの額の算出において内部格付手法を適用する単位をいう。以下この号及び第一百四十六条において同じ。）のうち、内部格付手法が適さないと判断されるアセツト・クラスに対しては、内部格付手法を適用しないものとする。ただし、当該アセツト・クラス内のポートフォリオ構成の大きな変化その他の事情が生じた場合は、この限りでない。

一 ソブリン向けエクスボージャー

二 金融機関等向けエクスポート

三 事業法人向けエクスポート（特定貸付債権及び購入債権を除く。）

四 特定貸付債権

五 購入事業法人等向けエクスポート

六 居住用不動産向けエクスポート

七 適格リボルビング型リテール向けエクスポート

八 その他リテール向けエクスポート

九 購入リテール向けエクスポート

3|| 前二項の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、自金庫の信用リスク・アセットに関連する事業の大部分にわたる会社分割その他の特段の事情がある場合は、金融庁長官の承認を得たときに限り、内部格付手法に代えて標準的手法を用いることができる。

(先進的内部格付手法への移行)

第一百四十五条 先進的内部格付手法採用金庫は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に従つて、事業法人等向けエクスポートの LGD 及び EAD を推計するものとする。

2|| 前項の規定にかかわらず、先進的内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポートのうち、次に掲げるエクスポートについて LGD 及び EAD の自金庫推計値を用いないものとする。

一 事業法人の連結売上高（当該事業法人が連結財務諸表を

2||

前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、自金庫の信用リスク・アセットに関連する事業の大部分にわたる会社分割その他の特段の事情がある場合は、金融庁長官の承認を得たときに限り、内部格付手法に代えて標準的手法を用いることができる。

(先進的内部格付手法への移行)

第一百四十五条 先進的内部格付手法採用金庫は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に従つて、事業法人等向けエクスポートの LGD 及び EAD を推計しなければならない。

〔項を加える。〕

作成している場合及び内部格付手法採用金庫が同一のグループに属するものとして管理している場合は連結の売上高であつて、直近三年間の平均値又は三年ごとに更新される直近の値。)が五百億円を超える事業法人向けエクスポートジヤー

二 次のイ又はロに掲げるものに対するエクスポートジヤー(前号に該当するものを除く。)

イ 規制金融機関

ロ 金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含む。)であつて、イに該当しないもの(第一百五十五条第二項第二号及び第三号において「非規制金融機関等」という。)

(適用除外)

第一百四十六条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用

金庫は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要な事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 内部格付手法を適用するアセット・クラス内の標準的手法を用いて算出する信用リスク・アセットの額の合計額の、内部格付手法を適用するアセット・クラスの信用リスク・アセットの額の合計額(内部格付手法を適用するアセット・クラス内の標準的手法を用いて算出する信用リスク・アセ

(適用除外)

第一百四十六条 「同上」

- 一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用金庫の第一百五十条第一号イ及びロ又は第二号イ及びロに掲げる額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

トの額の合計額を含む。次号において同じ。)に占める割合が十パーセントを超える場合

- 二 内部格付手法を適用するアセット・クラス内の標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額の、内部格付手法を適用するアセット・クラスの信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

〔項を削る。〕

二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用金庫の第百五十条第一号イ及びロ又は第二号イ及びロに掲げる額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

2|| 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、株式等エクスボージャーの直近一年間における平均残高が、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会の区分に応じ、当該各号に定めるものに十パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスボージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスボージャーにより構成されている場合は、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会の区分に応じ、当該各号に定めるものに五パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限る。

- 一 國際統一基準金庫である内部格付手法採用金庫 総自己資本の額
二 国内基準金庫である内部格付手法採用金庫 自己資本の額

(スロックティング・クライテリアの利用)

第一百四十七条 内部格付手法採用金庫は、第一百五十一条第四項

(スロックティング・クライテリアの利用)

第一百四十七条 内部格付手法採用金庫は、第一百五十一条第四項

及び第六項の規定によりスロットティング・クライテリアを利
用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・
ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動
産向け貸付けの区分ごとに利用するものとする。

(期待損失額)

第一百四十八条 事業法人等向けエクスポートジャーナー（第一百五十一
条第四項及び第六項の規定によりスロットティング・クライテ
リアに割り当てられた特定貸付債権を除く。）及びリテール
向けエクスポートジャーナーの期待損失額は、当該エクスポートジャ
ーのPD、LGD及びEADを乗じた額とする。ただし、デフォル
トした場合は、第二百十六条第六項に定めるEL_{default}にEAD
を乗じた額とする。

〔2・3 略〕

4 第百三十四条の規定は、前三項の規定による期待損失額を
算出する場合について準用する。この場合において、同条中
「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫
」と、「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限とし
て合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当
該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセ
ツトの額を算出するものとする」とあるのは「PD及びLGDを

及び第六項の規定によりスロットティング・クライテリアを利
用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・
ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動
産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

(期待損失額)

第一百四十八条 事業法人等向けエクスポートジャーナー（第一百五十一
条第四項及び第六項の規定によりスロットティング・クライテ
リアに割り当てられた特定貸付債権並びに第二百五十三条に規
定するダブル・デフォルト効果を勘案したものと除く。）、リ
テール向けエクスポートジャーナー（第二百五十三条に規定するダブ
ル・デフォルト効果を勘案したものと除く。）及び第二百六
十五条第九項に定めるPD／LGD方式の適用対象となる株式等
エクスポートジャーナーの期待損失額は、当該エクスポートジャーナーの
PD、LGD及びEADを乗じた額とする。ただし、デフォルトし
た場合は、第二百十六条第六項に定めるEL_{default}にEADを乗
じた額とする。

〔2・3 同上〕

4 第百三十四条の規定は、前三項の規定による期待損失額を
算出する場合について準用する。この場合において、同条中
「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫
」と、「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限とし
て合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当
該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセ
ツトの額を算出するものとする」とあるのは「PD及びLGDを

乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEADを乗ずることにより、期待損失額を算出するものとする」と読み替えるものとする。

5 第百三十六条の規定は、前各項の規定による期待損失額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中

「第一百三十四条」とあるのは「第一百四十八条第四項において、読み替えて準用する第一百三十四条」と、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「算出するものとする」とあるのは「算出するものとする」と、「当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される期待損失額を控除することができる」と読み替えるものとする。

6 第百三十七条の規定は、第一項から第四項までの規定による期待損失額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「第一百三十四条」とあるのは「第一百四十八条第四項において、読み替えて準用する第一百三十四条」と、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるの

額を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEADを乗ずることにより、期待損失額を算出しなければならない」と読み替えるものとする。

5 第百三十六条の規定は、前各項の規定による期待損失額を算出において準用する。この場合において、「第一百三十四条」

とあるのは「第一百四十八条第四項において読み替えた後の第一百三十四条」と、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」と、「当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される期待損失額を控除することができる」と読み替えるものとする。

〔項を加える。〕

は「算出するものとする」と、「当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスボージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに、信用リスク・アセットの額の削減効果において、最も小さい一のエクスボージャーから数えて当該特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）におけるあらかじめ特定された順位から一を減じて得られる順位までのエクスボージャーについて削減される期待損失額を控除することができる」と読み替えるものとする。

7・8　〔略〕

（一般貸倒引当金の配分）

第一百四十九条 内部格付手法採用金庫は、信用リスク・アセットの額の算出に当たり標準的手法と内部格付手法を併用する場合は、一般貸倒引当金の総額（証券化エクスボージャーに係るもの）を標準的手法により算出される信用リスクに対応する部分と内部格付手法により算出される信用リスクに対応する部分に信用リスク・アセットの額の割合で区分しなければならない。ただし、標準的手法のみを用いる標準的手法採用金庫又は当該標準的手法採用金庫の運営に係るもの）の割合で区分するものと

6・7　〔同上〕

（一般貸倒引当金の配分）

第一百四十九条 内部格付手法採用金庫は、信用リスク・アセットの額の算出に当たり標準的手法と内部格付手法を併用する場合は、一般貸倒引当金の総額（証券化エクスボージャーに係るもの）を標準的手法により算出される信用リスクに対応する部分と内部格付手法により算出される信用リスクに対応する部分に信用リスク・アセットの額の割合で区分しなければならない。ただし、標準的手法のみを用いる標準的手法採用金庫又は当該標準的手法採用金庫の運営に係るもの）の割合で区分するものと

する。ただし、標準的手法のみを用いる標準的手法採用金庫又は当該標準的手法採用金庫の連結子法人等が計上する一般貸倒引当金は、標準的手法により算出される信用リスクに対応するものとし、内部格付手法のみを用いる内部格付手法採用金庫又は当該内部格付手法採用金庫又は当該内部格付手法採用金庫の連結子法人等が計上する一般貸倒引当金（証券化エクスポートの除外。）は、内部格付手法により算出される信用リスクに対応するものとする。

2 内部格付手法採用金庫は、前項の規定にかかわらず、信用リスク管理指針に別段の定めがある場合は当該信用リスク管理指針にのつとつて、一般貸倒引当金（証券化エクスポートの除外。）に係るものを除く。）を区分することができる。

（内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額）

第一百五十条 内部格付手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 国内基準金庫である内部格付手法採用金庫 次に掲げる額の合計額

イ 内部格付手法採用金庫が内部格付手法により算出する

次に掲げる信用リスク・アセットの額の合計額

(1) 事業法人等向けエクスポート・リテール向けエクスポートの額（購入債権、リース料（第一百七十三条第一項に規

結子法人等が計上する一般貸倒引当金は、標準的手法により算出される信用リスクに対応するものとし、内部格付手法のみを用いる内部格付手法採用金庫又は当該内部格付手法採用金庫の連結子法人等が計上する一般貸倒引当金は、内部格付手法により算出される信用リスクに対応するものとする。

2 内部格付手法採用金庫は、前項の規定にかかわらず、信用リスク管理指針に別段の定めがある場合は当該信用リスク管理指針にのつとつて、一般貸倒引当金を区分することができる。

（内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額）

第一百五十条 「同上」

一 「同上」

イ

内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポート・リテール向けエクスポート・リース等の額（購入債権、リース料（第一百七十三条第一項に規定するリース料をいう。次号において同じ。）

定するリース料をいう。次号において同じ。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）

- (2) 第百六十六条の規定により算出される信用リスク・アセットの額
- (3) 第百七十八条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額
- (4) 第百七十八条の三第一項及び第二項の規定により算出される信用リスク・アセットの額
- (5) 第百七十八条の四の規定により算出される信用リスク・アセットの額
- (6) 第百七十八条の四の三第一項及び第二項の規定により算出される信用リスク・アセットの額
- (7) 株式等エクスボージャー、その他資産（第百七十八条第二項に規定する資産をいう。次号において同じ。）及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額

〔口くホ 略〕

二 國際統一基準金庫である内部格付手法採用金庫 次に掲

げる額の合計額
イ 内部格付手法採用金庫が内部格付手法により算出する

- 次に掲げる信用リスク・アセットの額の合計額
- (1) 事業法人等向けエクスボージャー、リテール向けエクスボージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料、同時決済取引及び非同時

、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第百六十五条第一項第二号に掲げるPD／LGD方式の適用対象となる株式等エクスボージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百六十六条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第百七十八条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第百七十八条第三項の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第百七十八条の四の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第百七十八条の四の三第一項及び第二項の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第百七十八条の四の四の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第百七十八条の四の三第一項及び第二項の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額並びに第百六十六条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスボージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

〔口くホ 同上〕

二 （同上）

イ 内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人

- 等向けエクスボージャー、リテール向けエクスボージャー及び株式等エクスボージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を

決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。)」

(2) 第百六十六条の規定により算出される信用リスク・アセットの額

(3) 第百七十八条の二の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額

(4) 第百七十八条の四の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額

(5) 第百七十八条の四の三第三項の規定により算出される信用リスク・アセットの額

(6) 株式等エクスポート・ジャード、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額

「口くホ 略」

(事業法人等向けエクスポート・ジャードの信用リスク・アセットの額)

第一百五十二条 事業法人等向けエクスポート・ジャードの信用リスク・アセットの額は、第百五十四条に定めるPD、第百五十五条に定めるLGD、第百五十六条に定めるEAD及び第百五十七条に定めるマチュリティ(M)（ただし、PDが百パーセントの場合の一とする。以下同じ。）を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(K)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整(b)は、それぞれ第三号及び第四号に掲げる算式により算出される額とする。

含む。)、第百六十五条第一項第一号に掲げるPD/LGD方の適用対象となる株式等エクスポート・ジャードの期待損失額に千二百五десятのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百六十六条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第百七十八条の四の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第百七十八条の四の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額並びに第百六十六条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスポート・ジャード、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

「口くホ 同上」

(事業法人等向けエクスポート・ジャードの信用リスク・アセットの額)

第一百五十二条 「同上」

1 [監]

$$11 \text{ 所要自己資本率 } (K) = [LGD \times N \{ (1-R)^{-0.5} \times G (PD) + (R / (1-R))^{0.5} \times G (0.999) \} - EL] \times \{ 1 - 1.5 \times b \}^{-1} \times \{ 1 + (M - 2.5) \times b \}$$

ただし、零を下回る場合は零とする。

$N \{ x \}$ は、標準正規分布の累積分布関数。ただし、 PD が百パーセントの場合は一とする（以下同じ。）。

$G (x)$ は、 $N \{ x \}$ の逆関数（以下同じ。）

EL は、 PD にLGDを乗じた率。ただし、 PD が百パーセントの場合は、第二百十六条第六項に定める EL_{default} とする（以下同じ。）。

[11]・回 質

[2～6 質]

7 第百三十四条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、

おいて、同条中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第一項及び第四項において準用する場合に「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずる」とにより、信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずる」とにより、信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八

1 [回4]

$$11 \text{ 所要自己資本率 } (K) = [LGD \times N \{ (1-R)^{-0.5} \times G (PD) + (R / (1-R))^{0.5} \times G (0.999) \} - EL] \times \{ 1 - 1.5 \times b \}^{-1} \times \{ 1 + (M - 2.5) \times b \}$$

ただし、零を下回る場合は零とする。

$N \{ x \}$ は、標準正規分布の累積分布関数。ただし、 PD が百パーセントの場合は一とする（以下同じ。）。

$G (x)$ は、 $N \{ x \}$ の逆関数（以下同じ。）

EL は、 PD にLGDを乗じた率。ただし、 PD が百パーセントの場合は、第二百十六条第六項に定める EL_{default} とする（第百五十三条第三項第三号を除き、以下同じ。）。

[11]・回 回4

[2～6 回上]

7 第百三十四条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、

同条中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第一項及び第四項において準用する場合に「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずる」とにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八

一セントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

8 第百三十六条の規定は、第一項から第六項までの規定による信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「第百三十四条」とあるのは「第一百五十五条第七項において読み替えて準用する第一百三十四条」と、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「「控除することができる」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「「控除することができる」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「控除する」とあるのは「控除する」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポートジャーヤーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスクを控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポートジャーヤーのうち、当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポートジャーヤーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

9 第百三十七条の規定は、第一項から第六項までの規定によ

り百分で除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

8 第百三十六条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「第百三十四条」とあるのは「第一百五十五条第七項において読み替えて準用する第一百三十四条」と、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「控除する」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「控除する」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「控除する」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポートジャーヤーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポートジャーヤーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポートジャーヤーのうち、当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポートジャーヤーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

る信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「第百三十四条」とあるのは「第一百五十一条第七項において読み替えて準用する第百三十四条」と、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「「控除することができる」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポートのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに、信用リスク・アセットの額の削減効果において、最も小さい一のエクスポートから數えて当該特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）におけるあらかじめ特定された順位から一を減じて得られる順位までのエクスポートにについて削減される信用リスク・アセットの額の合計額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポートのうち、当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに、信用リスク・アセットの額の削減効果において、最も小さい一のエクスポートから數えて当該特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレ

ジット・デリバティブを除く。）におけるあらかじめ特定された順位から一を減じて得られる順位までのエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額の合計額を控除することができる」と読み替えるものとする。

10| 内部格付手法採用金庫は、B A — C V A 又は S A — C V A を用いて C V A リスク相当額を計測するネッティング・セットに含まれるエクスポートージャーに対し、第一項第二号に定める所要自己資本率（K）の算式を適用する場合にあっては、当該算式における $\{1 - 1.5 \times b\}^{-1} \times \{1 + (M - 2.5) \times b\}$ の部分について一を上限とすることができる。

（事業法人等向けエクスポートージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い）

第一百五十二条 前条の規定にかかるわらず、内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポートージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

ただし、保証人又はプロテクション提供者に対する直接のエクスポートージャーの信用リスク・アセットの額の算出において適用する方法が標準的手法である場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分について、当該保証人又はプロテクション提供者に対する直接のエクスポートージャーとみなすことができる。

〔項を加える。〕

（事業法人等向けエクスポートージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い）

第一百五十二条 前条の規定にかかるわらず、内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポートージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

2

先進的内部格付手法採用金庫は、第百四十五第二項に掲げるエクスボージャーに該当しない事業法人等向けエクスボージャー（以下「先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスボージャー」という。）に保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、次の各号に掲げる保証人又はプロテクション提供者に対する直接のエクスボージャーの信用リスク・アセztトの額の算出において適用される方法に応じ、当該各号に定める方法により保証又はクレジット・デリバティブの信用リスク削減効果を勘案することができる。

一 先進的内部格付手法 被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブを勘案したPD又はLGDのいずれかを適用する方法

二 基礎的内部格付手法 被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセztトの額の算式、PD及びLGDを適用する方法

三 標準的手法 被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分について、当該保証人はプロテクション提供者に対する直接のエクスボージャーとみなす方法

3|| 先進的内部格付手法採用金庫が、前項第一号の規定により被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブを勘案

2

先進的内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブを勘案したPD又はLGDを適用することができる。

3|| 第一項の場合において、内部格付手法採用金庫は、被保証債権又は原債権の債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者により完全に代替されないときは、同項に規定

したLGDを適用する場合は、ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの信用リスク削減効果を勘案することができる。

4 第八十二条、第一百六条から第百十九条まで及び第一百二十三条から第一百三十条までの規定は、基礎的内部格付手法採用金庫が第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは、「基礎的内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

第一百五十三条 削除

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

4 第八十二条、第一百六条から第百十九条まで、第一百二十三条から第一百二十七条まで、第一百三十三条、第一百三十五条及び第一百三十七条の規定は、第一項において準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

第一百五十三条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポート（スロットティング・クライティアを適用している特定貸付債権を除く。）又はその他リテール向けエクスポート（事業法人に対する一億円未満のエクスポートに限る。）に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であつて、かつ、第一百六条から第百十九条まで及び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果（被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。）を勘案することができる。

ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第百三十三条、第三号に該当する場合には第百三十五条又は第百三十七条の規定に従うものとする。

- 一 単一の債務者の信用事由に基づいて信用リスク削減効果が提供される保証又はクレジット・デリバティブ
- 二 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ
- 三 特定順位参照型クレジット・デリバティブ（前号に掲げるものを除く。）

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

- 一 ダブル・デフォルト効果の勘案対象となる被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトが、他の信用リスク削減手法の効果を勘案していないこと。
- 二 保証又はクレジット・デリバティブが、第百二十七条の規定により中央政府等又は我が国的地方公共団体によるものとして扱われるものでないこと。
- 三 保証人又はプロテクション提供者が、第五十七条若しくは第五十八条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者（保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行つてている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準

若しくはこれと類似の基準の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4-3以上であること。

口 保証又はクレジット・デリバティブが付されてから算出基準日までのいずれかの時点において、4-2以上の信用リスク区分（第五十七条又は第五十八条に掲げる主体の格付については、第五十九条第一項の表を準用するものとする。ハにおいて同じ。）に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付が付与されていること。
ハ 算出基準日において、4-3以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付が付与されていること。

四 被保証債権又は原債権の債務者が次に掲げる者でないこと。

イ 第五十条から第五十二条まで、第五十四条第一項及び第五十四条の二から第五十八条までに掲げる主体
ロ 前号に掲げる保険会社及び外国保険業者
ハ 保証人又はプロテクション提供者の子法人等又は関連法人等
ニ 保証人又はプロテクション提供者を子法人等又は関連法人等とする主体
ホ デフォルトしている主体

五 内部格付手法採用金庫は、保証人又はプロテクション提
供者に対して、訴訟による請求を行うことなしに、速やかに
支払（被保証債権又は原債権の債務者が行うこととしてい

た支払予定に沿つた支払の形態を取るものも含む。)を請求できること。

六 保証又はクレジット・デリバティブに基づく支払を受けるために、被保証債権又は原債権の債務者に対する貸出債権、社債その他の債権を譲渡することが予定されている場合には、内部格付手法採用金庫は、法的確実性を確保して当該譲渡を行うことができるのこと。

七 前号の場合において、内部格付手法採用金庫が譲渡対象債権を市場から調達することを予定しているときは、当該市場に調達のための十分な流動性があること。

八 希薄化リスクについて保証又はクレジット・デリバティブの信用リスク削減効果を勘案する場合、当該保証人又はプロテクション提供者がプロテクションの提供対象である購入債権の売り手又は当該購入債権の売り手の子法人等若しくは関連法人等でなく、かつ、当該購入債権の売り手を子法人等又は関連法人等としていないこと。

九 保証人又はプロテクション提供者が、被保証債権又は原債権の債務者とデフォルトの相関関係が過大となる要因を有する者でないことが信用金庫又は信用金庫連合会の内部プロセスによって確認され、そのような関係がない場合のみダブル・デフォルト効果の勘案を行う扱いとなつていること。

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスボージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第百五十五条に定めるLGD、第百五十六条に定めるEAD及び第百五十七条

に定めるマチュリティ (M) (ただし、保証又はクレジット・デリバティブの M を用いるものとし、一年を下回ることはできない。) を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率 (K_{DD}) は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率 (K_o) は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数 (R) 及びマチュリティ調整 (b) は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一 信用リスク・アセットの額 = $K_{DD} \times 12.5 \times EAD_g$

EAD_g は、保証人又はプロテクション提供者の EAD
 $= K_{DD} \times (0.15 + 160 \times PD_g)$

PD_g は、保証人又はプロテクション提供者の PD
三 所要自己資本率 (K_o) = $[LGD_g \times N \{ (1 - R)^{-0.5} \times G (PD_o + (R \times (1 - R))^{0.5} \times G (0.999)) + EL \}] \times \{ 1 - 1.5 \times b \}^{-1} \times \{ 1 + (M - 2.5) \} \times b$

LGD_g は、被保証債権若しくは原債権の債務者の LGD 又は保証人若しくはプロテクション提供者の LGD のうち、当該取引の性質に照らして適切と認められる数値

PD_o は、被保証債権又は原債権の債務者の PD
 EL は、 $PD_o \times LGD_g$ を乗じた率

四 相関係数 (R) は、第一百五十一条に定めるところによる。

五 マチュリティ調整 (b) は、第一百五十一条第一項第四号に規定するところによる。この場合において、 PD は、被保証債権若しくは原債権の債務者又は保証人若しくはプロテク

シヨン提供者のPDのうち、いずれか低い方を用いるものとする。

4 内部格付手法採用金庫は、第一項及び第二項の要件を満たすエクスボージャーごとに、ダブル・デフォルト効果を勘案するか否かを判断することができる。

(事業法人等向けエクスボージャーのPD)

第一百五十四条 事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算式及び期待損失の算出に用いるPDは、当該事業法人等向けエクスボージャーに付与された債務者格付に係る一年間のPDの推計値とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業法人向けエクスボージャー及び金融機関等向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算式及び期待損失の算出に用いるPDは、〇・〇五パーセントを下回らないものとする。

3 「略」

(事業法人等向けエクスボージャーのLGD)

第一百五十五条 先進的内部格付手法採用金庫が先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算式に用いるLGDは、当該先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスボージャーについてデフォルト時に生じる経済的損失額のEADに対する割合を百分率で表した推計値とする。

2 基礎的内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスボー

(事業法人等向けエクスボージャーのPD)

第一百五十五条 事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算式に用いるPDは、当該事業法人等向けエクスボージャーに付与された債務者格付に係る一年間のPDの推計値とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業法人向けエクスボージャー及び金融機関等向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算式に用いるPDは、〇・〇三一ペーセントを下回らないものとする。

3 「同上」

(事業法人等向けエクスボージャーのLGD)

第一百五十五条 先進的内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算式に用いるLGDは、当該先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスボージャーについてデフォルト時に生じる経済的損失額のEADに対する割合を百分率で表した推計値とする。

2 基礎的内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスボー

ジャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるLGDは、次の各号に掲げるエクスボージャーの区分に応じ、当該各号に定める値とする。ただし、劣後債権の場合は、七十五パーセントとする。

- 一 ソブリン向けエクスボージャー 四十五パーセント
- 二 規制金融機関及び非規制金融機関等に対するエクスボージャー 四十五パーセント
- 三 事業法人向けエクスボージャー（規制金融機関及び非規制金融機関等に対するエクスボージャーを除く。）四十パーセント

3|| 前項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスボージャー（劣後債権を除く。）に適格債権担保、適格不動産担保若しくは適格その他資産担保（以下「適格資産担保」という。）又は適格金融資産担保が設定されている場合は、基礎的内部格付手法採用金庫は、次の算式により信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。ただし、当該事業法人等向けエクスボージャーが、レポ形式の取引又は信用取引その他これに類する海外の取引であつて、適格金融資産担保の信用リスク削減効果を勘案する場合は、次条第二項の規定によりEADを算出するものとし、LGDには前項第一号又は第二号に定める値を用いるものとする。

$$LGD^* = LGD_U \cdot \frac{E \cdot (1 + H_E) - E_S}{E \cdot (1 + H_E)} + LGD_S \cdot \frac{E_S}{E \cdot (1 + H_E)}$$

LGD^{*}は、信用リスク削減手法の効果を勘案したLGDをいう。

ジャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるLGDは、四十五パーセントとする。ただし、劣後債権の場合は、七十五パーセントとする。

「号を加える。」
「号を加える。」

「号を加える。」

3|| 前項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスボージャー（劣後債権を除く。）に適格金融資産担保が設定される場合は、法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に関する場合を除き、基礎的内部格付手法採用金庫は、次に掲げる算式により信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

$LGD = 45\% \times (第六章第六節第三款に規定する包括的手法に基づいて信用リスク削減手法の効果を勘案した後の事業法人等向けエクスボージャー(劣後債権を除く。)の額) / (当該事業法人等向けエクスボージャー(劣後債権を除く。)の額)$

LGD_Uは、前項各号に掲げるエクスボージャーの区分に応じて設定される値をいう。第六項において同じ。

LGD_Sは、次項の表に掲げる担保資産の区分に応じ、同表において設定される値をいう。

Eは、エクスボージャーの額をいう。第六項及び第八項並びに第一百六十四条第三項において同じ。

E_Sは、C・(1 - H_C - H_{Fx})により計算される値をいう（この場合において、E_Sの上限をE・(1 + H_E)とする。）。第六項及び第八項並びに第一百六十三条第三項において同じ。

Cは、受入担保の現在価値をいう。第六項において同じ。

H_Cは、次項の表に掲げる担保資産の区分に応じ、同表において設定されるボラティリティ調整率をいう。第六項において同じ。

H_{Fx}は、エクスボージャーと適格資産担保の通貨が異なる場合において、前章第六節第三款の規定により適用するボラティリティ調整率をいう。第六項において同じ。

H_Eは、エクスボージャーが第七十二条第一項第七号に該当す

る場合において、取引の相手方に引き渡した資産の種類に応じて前章第六節第三款の規定により適用するボラティリティ調整率をいう。第六項及び第八項並びに第一百六十三条第三項において同じ。

4|| 前項の算式を用いる場合において、基礎的内部格付手法採用金庫は、次の表に掲げる担保資産の区分に応じ、同表に定めるLGD_S及びボラティリティ調整率を用いるものとする。

担保資産の区分	LGD _S	ボラティリティ調整率
---------	------------------	------------

〔項を加える。〕

適格金融資産担保	(パーセント)
零	
適格債権担保	
適格不動産担保	
適格その他資産担保	
二十五	二十
四十	四十

5|| 基礎的内部格付手法採用金庫は、第三項の規定により信用リスク削減手法の効果を勘案するためには、事業法人等向けエクスポート（劣後債権を除く。）を被担保債権とする適格資産担保又は適格金融資産担保について、その担保の種類に応じて次に掲げる運用要件を満たすものとする。

4|| 第二項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポート

、適格不動産担保又は適格その他資産担保（以下「適格資產担保」という。）が設定されており、次に掲げる運用要件を満たす場合であつて、当該エクスポートの額に対する適格資産担保の額の割合が次の表に定める最低所要担保カバー率以上であるときは、基礎的内部格付手法採用金庫は、当該事業法人等向けエクスポートについて、当該適格資産担保の額を次の表に定める超過担保カバー率で除した額に相当する部分について、次の表に定めるLGDを適用することができます。ただし、同一の被担保債権に複数の適格金融資産担保又は適格資産担保が設定されている場合は、適格不動産担保及び適格その他資産担保の各最低所要担保カバー率は、適格金融資産担保及び適格債権担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポートの額に対する適格不動産担保及び適格その他資産担保のそれぞれの額を基準として算

「表を削る。」

担保	適格その他資産三十	零	百二十五	三十五	四十	最低所要担保カバー率(パーセント)	超過担保カバード(パーセント)
						一率(パーセント)	LGD(パーセント)

出する。

一 適格債権担保の目的たる債権（以下この号において「適格債権」という。）の運用要件は、次に掲げる要件をいう。

イ 「略」

ロ 担保権の実行のために必要な措置が全て講じられていること。

ハト 「略」

チ 被担保債権の額と当該適格債権の額との差額には、回収費用、当該適格債権のブールにおける一の第三債務者の集中度合い、信用金庫又は信用金庫連合会のエクスボージャー全体の中の集中リスクその他の勘案すべき要素が全て織り込まれていること。

リ 「略」

二 適格不動産担保の目的たる不動産（以下この号において「適格不動産」という。）の運用要件は、次に掲げるものをいう。

一 適格債権担保の目的たる債権（以下この号において「適格債権」という。）の「運用要件」は、次に掲げる要件をいう。

イ 「同上」

ロ 担保権の実行のために必要な措置がすべて講じられていること。

ハト 「同上」

チ 被担保債権の額と当該適格債権の額との差額には、回収費用、当該適格債権のブールにおける一の第三債務者の集中度合い、信用金庫又は信用金庫連合会のエクスボージャー全体の中の集中リスクその他の勘案すべき要素がすべて織り込まれていること。

リ 「同上」

二 適格不動産担保の目的たる不動産（以下この号において「適格不動産」という。）の「運用要件」は、次に掲げるものをいう。

「イ」
略

ト 適格不動産について、内部格付手法採用金庫よりも先される法的に有効な請求権（先順位の担保権を含む。）の設定額及びその内容が継続的に監視されていること。

手
〔略〕

リイに掲げる要件を満たす劣後する担保権が設定されている場合は、ボラティリティ調整率を考慮した担保価値から全ての先順位の担保権を保有する者のエクスポージャーの額を控除した額（以下このリにおいて「先順位の担保権考慮後の担保価値」という。）を適格不動産の担保価値とすること。この場合において、同順位の担保権を保有する者がいる場合にあつては、先順位の担保権考慮後の担保価値を、当該同順位の担保権を保有する者の担保権の設定額を考慮して按分した額を、適格不動産の担保価値とするものとする。

適格その他資産担保の目的たる資産（以下この号において「適格その他資産」という。）の運用要件は次に掲げる要件をいう。

イ 前号イからチまでに掲げる要件を満たすこと。この場合において、これらの規定中「適格不動産担保」とあるのは「適格その他資産担保」と、「不動産」とあるのは「資産」と、「適格不動産」とあるのは「適格その他資産」と、「登記」とあるのは「対抗要件が具備」と、「不動産鑑定士又は担保評価額の評価の精度が高いと認めるに足りる者により当該不動産」とあるのは「担保評価額の評価の

「イシヘ 同上」

ト 適格不動産について先順位の担保権の設定額及びその内容を継続的に監視されていること。

チ [同上]

三 適格その他資産担保の目的たる資産（以下この号において「適格その他資産」という。）の「運用要件」は次に掲げる要件をいう。

イ 前号イからチまでに掲げる要件を満たすこと。この場合において、「適格不動産担保」とあるのは「適格その他資産担保」と、「不動産」とあるのは「資産」と、「適格不動産」とあるのは「適格その他資産」と、「登記」とあるのは「対抗要件が具備」と、「不動産鑑定士又は担保評価額の評価の精度が高いと認めるに足りる者により当該不動産」とあるのは「担保評価額の評価の精度が高いと認

精度が高いと認めるに足りる者により当該資産」と、「優先される法的に有効な請求権（先順位の担保権を含む。）」とあるのは「優先される法的に有効な請求権」と読み替えるものとする。

口 「略」

ハ 適格その他資産担保の設定に関する契約において、担保の詳細、調査権及び内部格付手法採用金庫の求めに応じて担保価値が再評価されることについて記載されていること。

〔二～ト 略〕

四 適格金融資産担保の目的たる資産の運用要件は、第八十一条、第八十四条から第八十六条まで、第八十八条及び第一百二十八条から第一百三十条までに規定するものをいう。

〔項を削る。〕

めるに足りる者により当該資産」と読み替えるものとする。

口 「同上」

ハ 適格その他資産担保の設定に関する契約において、担保の詳細について記載されていること。

〔二～ト 同上〕

〔号を加える。〕

5 前三項により一のエクスポートージャーに複数の信用リスク削減手法の効果を勘案する場合は、内部格付手法採用金庫は、任意に分割した被担保債権の価額ごとに一の信用リスク削減手法のみを勘案することができる。

〔項を加える。〕

6 第二項及び第三項の規定にかかわらず、担保資産の区分に応じて前項各号に規定する運用要件を満たす複数の担保が事業法人等向けエクスポートージャーに設定されている場合は、次の算式により信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

$$LGD^{**} = LGD_U \cdot \frac{E \cdot (1 + H_E) - \sum_i E_{S_i}}{E \cdot (1 + H_E)} + \sum_i LGD_{S_i} \cdot \frac{E_{S_i}}{E \cdot (1 + H_E)}$$

LGD^{**}は、複数の担保の信用リスク削減手法の効果を勘案し

たLGDをいう。

*i*は、設定された担保の担保資産の区分をいい、適格金融資産担保、適格債権担保、適格不動産担保又は適格その他資産担保をいう。

LGD_{S_i} は、設定された担保の担保資産の区分に応じ、第四項の規定により設定されるLGDsをいう。

E_{S_i} は、設定された担保の担保資産の区分に応じ、 $C \cdot (1 - H_C - H_{fx})$ により計算される値をいう。ただし、 $\sum_i E_{S_i}$ が $E \cdot (1 + H_E)$ を上回る場合には、 $\sum_i E_{S_i}$ が $E \cdot (1 + H_E)$ と等しくなるよう、当該担保の担保資産の区分に応じて算出される $C \cdot (1 - H_C - H_{fx})$ を上限として値を調整するものとする。

7 第一項の規定にかかる「先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスボージャーに該当する事業法人におけるエクスボージャー（以下「先進的内部格付手法を適用できる事業法人向けエクスボージャー」という。）の信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いる自金庫推計したLGDは、二十五パーセントを下回らないものとする。

〔項を加える。〕

8 前項の規定にかかる「先進的内部格付手法を適用できる事業法人向けエクスボージャーに適格金融資産担保又は適格資産担保が設定されている場合において、先進的内部格付手法採用金庫は、当該エクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いる自金庫推計したLGDの下限を、次の算式により算出した信用リスク削減手法の効果を勘案した値とする」とができる。

$$LGD_{\text{floor}} = LGD_{\text{floor}} \cdot \frac{E \cdot (1 + H_E) - E_S}{E \cdot (1 + H_E)} + LGD_S_{\text{floor}} \cdot \frac{E_S}{E \cdot (1 + H_E)}$$

LGD_{floor} は、信用リスク削減手法の効果を勘案したLGDの自己金庫推計値の下限をいう。

LGD_U_{floor} は、二十五パーセント

LGD_S_{floor} は、次項の表に掲げる担保資産の区分に応じ、同表において設定される値をいう。

前項の算式を用いる場合において、先進的内部格付手法採用金庫は、次の表に掲げる担保資産の区分に応じ、同表の下欄に定める値を LGD_S_{floor} として用いるものとする。

担保資産の区分	LGD_S_{floor} (ペーセンテ)
金融資産担保	零
債権担保	十
不動産担保	十
その他資産担保	十五

〔項を加える。〕

10 第五項の規定は、第八項の規定によりLGDの下限に信用リスク削減手法の効果を勘案する場合について準用する。この場合において、第五項中「基礎的内部格付手法採用金庫」とあるのは「先進的内部格付手法採用金庫」と、「事業法人等向けエクスボージャー（劣後債権を除く。）」とあるのは「先進的内部格付手法を適用できる事業法人向けエクスボージャー」と読み替えるものとする。

11 先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスボージャーがレポ形式の取引又は信用取引その他これに類す

〔項を加える。〕

る海外の取引であつて、適格金融資産担保の信用リスク削減効果を勘案する場合は、次条第二項の規定によりEADを算出するものとし、担保による信用リスク削減効果を勘案しないLGDを用いるものとする。

12|| 第二項から第五項までの規定は、先進的内部格付手法採用金庫が先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスボージャーに該当しない事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるLGDを設定する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎的内部格付手法採用金庫」とあるのは「先進的内部格付手法採用金庫」と、「事業法人等向けエクスボージャー」とあるのは「事業法人等向けエクスボージャー（先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスボージャーを除く。）」と、読み替えるものとする。

13||

第二項から第五項までの規定は、先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスボージャーのうち一部の事業

単位又は資産区分において、LGDの推計に係る第四節に定める最低要件を充足しない場合において、当該事業単位又は資産区分に含まれるエクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるLGDを設定する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎的内部格付手法採用金庫」とあるのは、「先進的内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

14|| 先進的内部格付手法採用金庫が、先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスボージャーのうち、担保が設

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

定されていないエクスボージャー（一部が担保により保全されているエクスボージャーのうち、担保により保全されない部分を含む。）に適用するLGDの推計についてのみ、当該推計に係る第四節に定める最低要件を充足する場合は、当該担保が設定されていないエクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出において自金庫推計したLGDを用いることができる。この場合において、LGDの推計には担保の効果を勘案してはならず、先進的内部格付手法を適用できる事業法人向けエクスボージャーのLGDは二十五パーセントを下回らないものとする。

¹⁵ 第三項から第五項までの規定は、前項の場合において先進的内部格付手法採用金庫が適格金融資産担保又は適格資産担保が設定されている先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスボージャーのLGDを推計する場合について準用する。この場合において、第三項から第五項までの規定中「基礎的内部格付手法採用金庫」とあるのは「先進的内部格付手法採用金庫」と、第三項中「前項各号に掲げるエクスボージャー」の区分に応じて設定される値をいう。第六項において同じ。」とあるのは「担保が設定されていないエクスボージャー（一部が担保により保全されているエクスボージャーのうち、担保により保全されない部分を含む。）に適用する自金庫推計したLGD」と読み替えるものとする。

¹⁶ 内部格付手法採用金庫は、第六章第六節第四款に規定する簡便手法を用いて信用リスク削減効果を勘案しないものとする。

〔項を加える。
〕

〔項を加える。
〕

(事業法人等向けエクスポートのEAD)

第一百五十六条 事業法人等向けエクスポートの信用リスク
・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオン・バ
ランス資産項目のEADは、当該エクスポートを全額償却
した場合に減少する自己資本の額並びに個別貸倒引当金、部
分直接償却額及びデフォルトした購入債権をデイスカウント
で購入した場合の当該デイスカウントの額（返金を要しない
ものに限る。）の合計額を下回らない額とする。

2 前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、第八
十一条、第八十六条、第八十九条から第百六条まで、第一百
五条、第百二十六条及び第百二十八条から第百三十条までの
規定を準用し、次の各号に定める信用リスク削減手法の効果
をEADで勘案することができる。この場合において、「これら
の規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法
採用金庫」と読み替えるものとする。

一 適格金融資産担保（レポ形式の取引及び信用取引その他
これに類する海外の取引に限る。）

二 「略」

3 先進的内部格付手法採用金庫が先進的内部格付手法を適用
できる事業法人等向けエクスポートのうち、リボルビン
グ型の信用供与の信用リスク・アセットの額の算式及び期待
損失の算出に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、信用
供与枠の未引出額に掛目の自金庫推計値を乗じた額又は信用
供与枠から直接的に推計される額とする。ただし、基礎的内
供与枠から直接的に推計される額とする。ただし、基礎的内

(事業法人等向けエクスポートのEAD)

第一百五十六条 事業法人等向けエクスポートの信用リスク
・アセットの額の算式に用いるオン・バランス資産項目の
EADは、当該エクスポートを全額償却した場合に減少す
る自己資本の額並びに個別貸倒引当金、部分直接償却額及び
デフォルトした購入債権をデイスカウントで購入した場合の
当該デイスカウントの額（返金を要しないものに限る。）の
合計額を下回らない額とする。

2 前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、第八
十一条、第八十九条から第百十条まで、第一百十五条、第一百
十六条及び第百二十八条から第百三十条までの規定を準用し
、次の各号に定める信用リスク削減手法の効果をEADで勘案
することができる。この場合において、「標準的手法採用金
庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるもの
とする。

一 法的に有効な相対ネッティング契約（レポ形式の取引に
限る。）

二 「同上」

3 先進的内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスポート
の信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バ
ランス資産項目のEADは、信用供与枠の未引出額に掛目の自
金庫推計値を乗じた額をいう。ただし、基礎的内部格付手法
採用金庫において百パーセントの掛け目が適用される場合は、
掛け目として百パーセントを乗じた額をいう。

部格付手法採用金庫において百パーセントの掛目が適用される場合にあつては掛目として百パーセントを乗じた額を、リボルビング型の信用供与に該当しない場合にあつては第五項に規定する方法により算出した額とする。

4|| 第一項及び前項の規定にかかわらず、先進的内部格付手法を適用できる事業法人向けエクスポートの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオン・バランス資産項目及びオフ・バランス資産項目のEADの合計額は、オン・バランス資産項目のEADの合計額及び第七十二条に規定するオフ・バランス取引の与信相当額に五十パーセントを乗じて得た額の合計額を下限とする。

5|| 基礎的内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスポートの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオフ・バランス資産項目のEAD、信用供与枠の未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に第七十二条に掲げる掛け目を乗じて得た額をいう。ただし、信用供与枠を提供する約束がある場合は、内部格付手法採用金庫は、適用可能な掛け目のうち低い方をするものとする。

〔号を削る。〕

〔項を加える。〕

4|| 基礎的内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスポートの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、次に掲げる場合を除き、信用供与枠の未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に第七十二条に掲げる掛け目を乗じて得た額をいう。ただし、信用供与枠を提供する約束がある場合は、内部格付手法採用金庫は、適用可能な掛け目のうち低い方を適用するものとする。

1 ノーチームメント、NIFs (Note Issuance Facilities) 及び

RUFs (Revolving Underwriting Facilities) の掛け目は七十五パーセントとする。ただし、任意の時期に無条件で取消し可能な場合又は債務者の信用力の悪化に伴い自動的に取り消し得る場合は、零パーセントとする。

「号を削る。」

8|| 6
• 7
「略」

第五項の規定は、先進的内部格付手法採用金庫が先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスボージャーに該当しない事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオフ・バランス資産項目のEADを推計する場合について準用する。この場合において、同項中「基礎的内部格付手法採用金庫」とあるのは「先進的内部格付手法採用金庫」と、「事業法人等向けエクスボージャー」とあるのは「事業法人等向けエクスボージャー（先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスボージャーを除く。）」と読み替えるものとする。

二 任意の時期に無条件で取消し可能な事業法人等向けの当座貸越枠の未引出額又はその他の信用供与枠の未引出額の掛目は、零パーセントとする。
5|| 5
• 6
「同上」
「項を加える。」

9|| 第五項の規定は、先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスボージャーのうち一部の事業単位又は資産区分において、EADの推計に係る第四節に定める最低要件を充足しない場合において、当該事業単位又は資産区分に含まれるエクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるEADを設定する場合について準用する。この場合において、同項中「基礎的内部格付手法採用金庫」とあるのは、「先進的内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(有価証券担保等のリスク・アセットの算出範囲)

第一百五十六条の二

〔条を加える。〕

第八十三条の二の規定は、内部格付手法採用金庫が有価証券の貸付又は有価証券による担保を提供する場合について準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用金庫」とあるのは、「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(マチユリティ)

第一百五十七条

〔略〕

第一百五十七条

〔略〕

(マチユリティ)
〔同上〕
〔同上〕

第一百五十七条

〔同上〕
〔同上〕

第一項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に該当する短期のエクスボージャーのうち契約当初の満期が一年未満のものについては、一年の下限を適用しない。この場合において、マチユリティは、一日以上の実効マチユリティを用いるものとする。

一 「略」

二 次に掲げる全ての要件を満たすその他資本市場取引によるエクスボージャー

(マチユリティ)

ロ 每営業日に時価評価を行うとともに担保額調整に服していることが、契約上定められていること。

ハ 相手方の期限の利益喪失時又は担保額調整に係る義務

が履行されない場合に担保の速やかな処分又は相殺が可能であることが、契約上定められていること。

三 短期かつ流動性の高い貿易取引及び貿易関連の信用状取引その他これに類するもの

三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務その他これに類するもの

四 前号に含まれない短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務その他これに類するもの

「号を加える。」

五 「略」

四 「同上」

「項を加える。」

4|| 前三項の規定にかかわらず、リボルビング型エクスボージャーに係る実効マチユリティは取引の契約が終了する日までの期間その他の保守的な値を用いるものとする。

5|| 派生商品取引又は第三項に規定する取引であつて、法的に有効な相対ネッティング契約の適用を受けるものについては、第一項に定める実効マチユリティの算出に当たつて、当該取引に係る想定元本額その他の名目額で加重平均したマチユリティを用いるものとする。

6|| 前項の規定にかかわらず、第三項に該当する取引のうち法的に有効な相対ネッティング契約の適用を受けるもののマチユリティは、第九十八条第二項第一号に規定する最低保有期間（当該相対ネッティング契約の適用対象に「同号イからハまでに該当する個別取引のうち複数の最低保有期間に該当するものを含む場合にあつては、それらの個別取引の最低保有期間のうち最も長いものとする。）を下限とする。ただし、同号に定めのない場合には五日を下限とする。

「略」

8|| 前項の規定にかかわらず、ネッティング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満であり、かつ、全ての取引が第三項各号に掲げるものに係る取引である場合には、当該ネッティング・セットを一のエクスボージャーとみなして、第一項から第六項までの規定を適用する。

4|| 派生商品取引又は前項に規定する取引であつて、法的に有効な相対ネッティング契約の適用を受けるものについては、第一項に定める実効マチユリティの算出に当たつて、当該取引に係る想定元本額その他の名目額で加重平均したマチユリティを用いるものとする。

5|| 前項の規定にかかわらず、第三項に該当する取引のうち法的に有効な相対ネッティング契約の適用を受けるもののマチユリティは、第九十八条第二項第一号に規定する最低保有期間（当該相対ネッティング契約の適用対象に複数の最低保有期間に該当する取引を含む場合には、そのうち最も長い最低保有期間）を下限とする。ただし、同号に定めのない場合は五日を下限とする。

「同上」

7|| 前項の規定にかかわらず、ネッティング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満であり、かつ、全ての取引が第三項各号に掲げるものに係る取引である場合には、当該ネッティング・セットを一のエクスボージャーとみなして、第一項から第五項までの規定を適用する。

「項を削る。」

8|| 前各項の規定にかかわらず、第八章の二第三節に定める先进的なリスク測定方式によりCVAリスク相当額を算出する場合において、第二百七十二条の承認を受けて用いる内部モデルにより格付遷移リスクを計測しているときは、派生商品取引のマチユリティについて一年を上限とすることができる。

(リテール向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第一百六十一条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合で、債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者に完全に代替されるときは、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保証人又はプロテクション提供者に対する直接のエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算出において適用される方法の区分に応じ、当該各号に定める方法により保証又はクレジット・デリバティブの効果を勘案することができる。

一 内部格付手法 被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分について、保証又はクレジット・デリバティブを勘案したPD又はLGDのいずれかを適用すること

二 標準的手法 被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分について、当該保証人又はプロテクション提供者に対する直接のエクスボージャーとみなすこと

(リテール向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第一百六十一条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合で、債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者に完全に代替されるときは、前三条の規定にかかわらず、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブを勘案したPD又はLGDのいずれかを適用することができる。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

(リテール向けエクスポートのPD)

第一百六十二条 リテール向けエクスポートの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるPDは、当該リテール向けエクスポート又は当該リテール向けエクスポートの属するポージャーの属するブールに対応する一年間のデフォルト確率を百分率で表した推計値とする。

(リテール向けエクスポートのPD)

第一百六十二条 リテール向けエクスポートの信用リスク・アセットの額の算式に用いるPDは、当該リテール向けエクスポート又は当該リテール向けエクスポートの属するブールに対応する一年間のデフォルト確率を百分率で表した推計値とする。ただし、○・○三パーセントを下回らないものとする。

〔項を加える。〕

2|| 前項のリテール向けエクスポートのPDは、次の各号に掲げるエクスポートの区分に応じ、当該各号に定める值を下回らないものとする。

- 一 トランザクターに対する適格リボルビング型リテール向けエクスポート ○・一パーセント
- 二 前号に掲げるエクスポート以外のリテール向けエクスポート ○・〇五パーセント

(リテール向けエクスポートのLGD)

第一百六十三条 リテール向けエクスポートの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるLGDは、当該リテール向けエクスポート又は当該リテール向けエクスポートの属するブールについて、デフォルト時に生じる経済的損失額のEADに対する割合を百分率で表した推計値とする。

(リテール向けエクスポートのLGD)

第一百六十三条 リテール向けエクスポートの信用リスク・アセットの額の算式に用いるLGDは、当該リテール向けエクスポート又は当該リテール向けエクスポートの属するブールについて、デフォルト時に生じる経済的損失額のEADに対する割合を百分率で表した推計値とする。

2|| リテール向けエクスポートの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるLGDは、次の各号に掲

〔項を加える。〕

げるエクスボージャーの区分に応じ、当該各号に定める値を下回らないものとする。

- 一 居住用不動産向けエクスボージャー 五パーセント
- 二 適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー 五十パーセント

- 三 その他リテール向けエクスボージャー 三十パーセント
- 前項第三号の規定にかかるらず、その他リテール向けエクスボージャーに適格金融資産担保又は適格資産担保が設定されている場合において、内部格付手法採用金庫は、当該エクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いる自金庫推計したLGDの下限を、次の算式により算出した信用リスク削減手法の効果を勘案した値とすることができる。

$$LGD_{R\text{floor}} = LGD_{R\text{U floor}} \cdot \frac{E \cdot (1 + H_E) - E_S}{E \cdot (1 + H_E)} + LGD_{R\text{S floor}}$$
$$\cdot \frac{E_S}{E \cdot (1 + H_E)}$$

$LGD_{R\text{floor}}$ は、信用リスク削減手法の効果を勘案したその他リテール向けエクスボージャーに適用されるLGDの自金庫推計値の下限をいう。

$LGD_{R\text{U floor}}$ は、三十パーセント

$LGD_{R\text{S floor}}$ は、次項の表に掲げる担保資産の区分に応じ、同表において設定される値をいう。

- 4|| 前項の算式を用いる場合において、内部格付手法採用金庫は、次の表に掲げる担保資産の区分に応じ、同表の下欄に定める値を $LGD_{R\text{S floor}}$ として用いるものとする。

〔項を加える。〕

担保資産の区分	LGD _{RS floor} (パーセント)
金融資産担保	零
債権担保	十
不動産担保	
その他資産担保	十五

5|| 第百五十五条第五項の規定は、内部格付手法採用金庫が第三項の規定によりLGDの下限に担保の信用リスク削減手法の効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「基礎的内部格付手法採用金庫」とあるのは、「内部格付手法採用金庫」と、「第三項」とあるのは「第三項において準用する同条第三項」と、「事業法人等向けエクスポート」とあるのは「その他リテール向けエクスポート」と読み替えるものとする。

〔項を加える。〕

(リテール向けエクスポートのEAD)

第一百六十四条 リテール向けエクスポートの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオン・バランス資産項目のEADは、当該リテール向けエクスポートを全額償却した場合を全額償却した場合に減少する自己資本の額並びに個別貸倒引当金、部分直接償却額及びデフォルトした購入債権をディスカウントで購入スカウントで購入した場合の当該ディスカウントの額（返金を要しないものに限りる。）の合計額を下回らない額とする。

(リテール向けエクスポートのEAD)

第一百六十四条 リテール向けエクスポートの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオン・バランス資産項目のEADは、当該リテール向けエクスポートを全額償却した場合に減少する自己資本の額並びに個別貸倒引当金、部分直接償却額及びデフォルトした購入債権をディスカウントで購入した場合の当該ディスカウントの額（返金を要しないものに限りる。）の合計額を下回らない額とする。ただし、内部格付手法採用金庫は、EADについて貸出金と自金庫預金の相殺による効果を勘案するときは、第一百五十五条及び第二十八条から第

百三十条までの規定を準用することができる。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

2|| リテール向けエクスボージャーのうち、リボルビング型の信用供与の信用リスク・アセツトの額の算式及び期待損失の算出に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、信用供与の未引出額に掛目の自金庫推計値を乗じた額又は自金庫の未引出額に掛目の自金庫推計値を乗じた額又は自金庫

した追加的な引出が行われうる額とする。ただし、第七十二条において百パーセントの掛目が適用されるオフ・バランス資産項目にあつては当該未引出額に掛目として百パーセントを乗じた額を、リボルビング型の信用供与に該当しない場合にあつては当該未引出額に第七十二条第一項の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引の種類一から六までに応じた掛けた額とする。

3|| 前二項の規定にかかわらず、リテール向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算式及び期待損失の算出に用いるオン・バランス資産項目及びオフ・バランス資産項目のEADの合計額は、オン・バランス資産項目のEADの合計額及び第七十二条に規定するオフ・バランス取引の与信相当額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額の合計額を下限とする。

4・5 「略」

6|| 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスボージャーのEADの推計において貸出金と自金庫預金との相殺の効果を勘案することができる。

2|| リテール向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、信用供与の未引出額に掛目の自金庫推計値を乗じた額又は自金庫推計した追加的な引出が行われうる額とする。

〔項を加える。〕

3・4 「同上」
〔項を加える。〕

第八十一条、第一百十五条及び第二百二十八条から第三百三十条までの規定は、内部格付手法採用金庫が前項の規定により貸出金と自金庫預金の相殺の効果を勘案する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは、「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(株式等エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額)

第一百六十五条 第七十一条第一項及び第三項の規定は、内部格付手法採用金庫が株式等エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスボージャー（第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスボージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エクスボージャー（第一百六十六条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスボージャーを除く。）」と読み替えるものとする。

(株式等エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額)

第一百六十五条 株式等エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額は、次に掲げるいずれかの方式により算出する。ただし、標準的手法において債権のリスク・ウェイトが零パーセントとされる事業体に対する株式等エクスボージャーには、第七十条の規定に従い信用リスク・アセツトの額を算出することができる。

一 マーケット・ベース方式
二 PD/LGD方式

2 内部格付手法採用金庫は株式等エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を算出するに当たっては、各株式等エクスボージャーのポートフォリオごとに一貫して同じ方式及び手法を用いなければならない。

3 第一項第一号に掲げる「マーケット・ベース方式」とは、ポートフォリオごとに次に掲げるいずれかの手法により算出する方式をいう。

一 簡易手法
二 内部モデル手法

〔項を加える。〕

4 前項第一号に掲げる「簡易手法」とは、株式等エクスポート・リスキーの額に、上場株式については三百パー・セント、非上場株式については四百パー・セントのリスク・ウェイトを乗じた額をもつて株式等エクスポート・リスキーの信用リスク・アセットの額とする方式をいう。

5 前項及び第九項の方式において、現物資産のショート・ポジション及び派生商品取引のショート・ポジション（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつているものを除く。次項において同じ。）は、当該ポジションが内部格付手法採用金庫の保有する特定の保有株式のヘッジとして明示的に仕組まれており、かつ、それらの残存マチュリティが一年以上である場合は、同一の個別銘柄のロング・ポジションと相殺することができる。ただし、マチュリティ・ミスマッチがある場合は第百二十八条から第百三十条までを準用する。

6 前項に掲げる場合を除き、第一項第二号及び第三項第一号の算出においては、現物資産のショート・ポジション及び派生商品取引のショート・ポジションは、ロング・ポジションとみなす。

7 第三項第二号に掲げる「内部モデル手法」とは、長期の標本期間にわたつて算出された、四半期の収益率と適切なリスクフリー・レートとの差につき、片側九十九パー・セントの信頼区間を前提として内部格付手法採用金庫の内部のバリュー・アセット・リスク・モデルを用いて算出した、内部格付手法採用金庫が保有する株式に係る損失額（以下内部モデル手法の対象となる株式等エクスポート・リスキーについては、当該損失

額を所要自己資本率（K）とする。）を八パーセントで除して得た額をもつて株式等エクスポートの信用リスク・アセットの額とする手法をいう。ただし、個々の株式等エクスポートの信
用リスク・アセットの額は、上場株式については株式等エクスポートの額に二百パーセントを乗じた額を、非上場株式については株式等エクスポートの額に三百パーセントを乗じた額を下回らないものとする。

8 内部格付手法採用金庫は、内部モデル手法により計算する場合、エクイティ・デリバティブその他の信用リスク削減手法（担保の形態を取るものを除く。）による信用リスク削減の効果を認識することができる。

9 第一項第二号に掲げる「PD／LGD方式」とは、株式等エクスポートの事業法人等向けエクスポートとみなして信用リスク・アセツトの額を算出する方式をいう。ただし、LGDは九十パーセント、マチユリティは五年とする。

10 前項に規定するPD／LGD方式において、内部格付手法採用金庫は、株式等エクスポートの対象となる事業法人に対して株式等エクスポート以外のエクスポートを保有しておらず、かつ、当該事業法人のデフォルトに関する十分な情報をもたない場合で、第四節第一款から第八款までに定める最低要件を満たしているときは、自金庫推計したPDを用いて当該株式等エクスポートの信用リスク・アセツトの額を算出することができる。ただし、当該信用リスク・アセツトの額は、自金庫推計したPDを用いて算出された額を一・五倍したものとする。

¹¹ 第九項において、内部格付手法採用金庫は、株式等エクスポートの対象となる事業法人に対する事業法人等向けエクスポートを保有していないために、当該事業法人のデフォルトに関する十分な情報をもたない場合で、第四節第一款から第八款までに定める最低要件を満たしていないときは、第四項に定める簡易手法により信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

¹² 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポートの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポートの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポートの額に、上場株式については二百パーセント、非上場株式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。

¹³ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる株式等エクスポートの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポートの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポートのEADに百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を下回らないものとする。

- 一 上場株式であつて、当該株式投資が長期的な顧客取引の一部をなしており、短期的な売買により譲渡益を取得することが期待されておらず、長期的にトレンド以上の譲渡益を取得することが予定されていないもの
- 二 非上場株式であつて、当該株式投資に対する回収が譲渡

益ではなく定期的なキャッシュ・フローに基づいており、トレンド以上の将来の譲渡益又は利益を実現させることを予定していないもの

(内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットのみなし計算)

第一百六十六条 「略」

「略」

3 前項の場合において、内部格付手法採用金庫が保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットのみ

ボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該内部格付手法採用金庫を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第一百五十条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（ニに掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号イ及び第二号イ中「信用リスク・アセットの額を含む」とあるのは「信用リスク・アセットの額を含むものとし、第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引については、第一百五十五条第七項又は第一百六十三条第五項の規定により算出されるEADに一・五を乗じて得た額を当該派生商品取引のEADとして算出した信用リスク・アセットの額とする」と、同条第一号ロ及び第二号ロ中「と読み替える」とあるのは「と、同条第一項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合

(内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットのみなし計算)

第一百六十六条 「同上」

「同上」

3 前項の場合において、内部格付手法採用金庫が保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットのみ

総額を算出するに当たっては、当該内部格付手法採用金庫を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第一百五十条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（ニに掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号イ及び第二号イ中「信用リスク・アセットの額を含む」とあるのは「信用リスク・アセットの額を含むものとし、第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引については、第一百五十六条第六項又は第一百六十四条第四項の規定により算出されるEADに一・五を乗じて得た額を当該派生商品取引のEADとして算出した信用リスク・アセットの額とする」と、同条第一号ロ及び第二号ロ中「と読み替える」とあるのは「と、同条第一項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合

にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替える」と読み替えるものとする。

4 内部格付手法採用金庫が前項の規定により保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等に含まれる証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額は次章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式により算出するものとする。
「号を削る。」

4 内部格付手法採用金庫が前項の規定により保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる当該裏付けとなる資産等のエクスボージャーの信用リスク・アセットの額を当該各号に定めるところにより算出するものとする。

- 一 内部格付手法採用金庫が第百四十六条第二項の規定により株式等エクスボージャーに標準的手法を適用している場合において、保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスボージャー 前条第三項第一号に掲げる手法
- 二 内部格付手法採用金庫が内部格付手法実施計画において標準的手法を適用する旨を記載している事業単位における保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスボージャー（前条第一項第二号に掲げる方式を適用する株式等エクスボージャーを除く。） 前号に定める手法
- 三 前号に規定する保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等に含まれる証券化エクスボージャー 次章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式

「号を削る。」

6 5 「略」

前項の規定により保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を算出する場合にあつては、当該裏付けとなる資産等のエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を、次の各号に掲げる当該エクスボージャーの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスボージャー 前項の第三者を当該株式等エクスボージャーを直接保有する内部格付手法採用金庫とみなして、第百五十条の規定（第一号イ及び第二号イに係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは、「イに掲げる額（当該額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）」と読み替えるものとする。

7
〔二・三 略〕

8 前項の場合において、内部格付手法採用金庫が保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき信用リスク・アセツトの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を、当該構成に

6 5 「同上」

前項の規定により保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を算出する場合にあつては、当該裏付けとなる資産等のエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を、次の各号に掲げる当該エクスボージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスボージャー 前項の第三者を当該株式等エクスボージャーを直接保有する内部格付手法採用金庫とみなして、第百五十条の規定（第一号イ及び第二号イに係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは、「イに掲げる額（当該額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（株式等エクスボージャーにあつては、第百六十五条第三項第一号に掲げる手法に限る。）により」と読み替えるものとする。

7
〔二・三 同上〕

8 前項の場合において、内部格付手法採用金庫が保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき信用リスク・アセツトの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を、当該構成に

おける次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスポートヤーの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスポートヤー 当該内部格付手法採用金庫を当該株式等エクスポートヤーを直接保有する者とみなして、第一百五十条の規定（第一号イ及び第二号イに係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは、「イに掲げる額」と読み替えるものとする。

〔二・三 略〕

〔9 11 略〕

（適格購入事業法人等向けエクスポートヤーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額）

第一百六十九条 「略」

2 基礎的内部格付手法採用金庫は、適格購入事業法人等向けエクスポートヤーのPD推計が困難である場合で、かつ、当該エクスポートヤーの属する適格購入事業法人等向けエクスポートヤーのブールに劣後債権が含まれない場合は、当該適格購入事業法人等向けエクスポートヤーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たつて、第一百五十四条に定めるPDに代えて、適格購入事業法人等向けエクスポートヤープールに対応する一年間のデフォルト率

おける次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスポートヤーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスポートヤー 当該内部格付手法採用金庫を当該株式等エクスポートヤーを直接保有する者とみなして、第一百五十条の規定（第一号イ及び第二号イに係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは、「イに掲げる額」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（株式等エクスポートヤーにあつては、第一百六十五条第三項第一号に掲げる手法に限る。）により」と読み替えるものとする。

〔二・三 同上〕

〔9 11 同上〕

（適格購入事業法人等向けエクスポートヤーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額）

第一百六十九条 「同上」

2 基礎的内部格付手法採用金庫は、適格購入事業法人等向けエクスポートヤーのPD推計が困難である場合で、かつ、当該エクスポートヤーの属する適格購入事業法人等向けエクスポートヤーのブールに劣後債権が含まれない場合は、当該適格購入事業法人等向けエクスポートヤーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たつて、第一百五十四条に定めるPDに代えて、適格購入事業法人等向けエクスポートヤープールに対応する一年間のデフォルト率

を百分率で表した推計値（ただし、〇・〇五パーセントを下回らないものとする。）又はELを四十パーセントで除した値をPDとし、LGDを四十分パーセントとすることができる。

〔略〕

4 3 先進的内部格付手法採用金庫は、第一百五十五条の規定にかわらず、適格購入事業法人等向けエクスボージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、LGDの自金庫推計値に代えて適格購入事業法人等向けエクスボージャープールに対応する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）をPDで除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第二百六十六条第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回らないものとする。

〔5・6 略〕

7 リボルビング型購入債権に係る信用供与枠の未引出額に係るEADは、信用供与枠の未引出額に四十パーセントを乗じた額から希薄化リスクに係る所要自己資本の額を除いた額とする。ただし、零を下回る場合は零とする。

〔8・9 略〕

（購入債権における保証の取扱い）

第一百七十二条 〔略〕

〔2～6 略〕
〔項を削る。〕

を百分率で表した推計値（ただし、〇・〇三パーセントを下回らないものとする。）又はELを四十五パーセントで除した値をPDとし、LGDを四十五パーセントとすることができる。

〔同上〕

4 3 先進的内部格付手法採用金庫は、第一百五十五条の規定にかわらず、適格購入事業法人等向けエクスボージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、LGDの自金庫推計値に代えて適格購入事業法人等向けエクスボージャープールに対応する长期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）をPDで除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第二百六十六条第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回つてはならない。

〔5・6 同上〕

7 リボルビング型購入債権に係る信用供与枠の未引出額に係るEADは、信用供与枠の未引出額に七十五パーセントを乗じた額から希薄化リスクに係る所要自己資本の額を除いた額とする。ただし、零を下回る場合は零とする。

〔8・9 同上〕

（購入債権における保証の取扱い）

第一百七十二条 〔同上〕

〔2～6 同上〕

7 第百五十三条の規定は、第一項及び第二項に規定する場合について準用する。この場合において、保証が希薄化リスク

に関するものであるときは、同条第三項中「PD_o」とあるのは「ELdilution」と、「LGD_g」とあるのは「百パーセント」と、「第百五十七条に定めるマチユリティ(M)（ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることはできない。）」とあるのは「第百七十二条第五項に定めるマチユリティ」と読み替えるものとする。

(未決済取引)

第一百七十七条　【略】

〔略〕

3 2 内部格付手法採用金庫は、前項第一号の場合において、同

号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスボージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。

一　【略】

二　当該非同時決済取引の約定額に第五十条から第六十一条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセツトの額とすること。

三　【略】

4 先進的内部格付手法採用金庫は、前項第一号の場合において、第一百五十五条又は第六十三条の規定にかかわらず、当該非同時決済取引に係るエクスボージャーのLGDを四十五ペーセントとすることができます。

5　【略】

(重要な出資のエクスボージャー)

(重要な出資のエクスボージャー)

(未決済取引)

第一百七十七条　【同上】

〔同上〕

3 2 〔同上〕

一　【同上】

二　当該非同時決済取引の約定額に第五十条から第六十二条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセツトの額とすること。

三　【同上】

4 先進的内部格付手法採用金庫は、前項第一号の場合において、第一百五十五条第一項又は第六十三条の規定にかかわらず、当該非同時決済取引に係るエクスボージャーのLGDを四十五ペーセントとすることができます。

5　【同上】

第一百七十八条の二 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第一百五十一条から前条までの規定にかかるわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポートの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポートの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 「略」

第一百七十八条の二の二 内部格付手法採用金庫が国際統一基準金庫である場合にあつては、第一百五十一条から前条までの規定にかかるわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポートの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポートの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 「略」

第一百七十八条の二の二 内部格付手法採用金庫が国際統一基準金庫である場合にあつては、第一百五十条から前条までの規定にかかるわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポートの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポートの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 「同上」

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポート
ヤー）

第一百七八条の三 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第一百五十一条から前条までの規定にかかるわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートの信用リスク・アセ

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポート
ヤー）

第一百七八条の三 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第一百五十条から前条までの規定にかかるわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートの信用リスク・アセ

第一百七十八条の二 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第一百五十条から前条までの規定にかかるわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポートの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポートの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

ツトの額は、当該エクスボージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセント（ただし、第七十条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスボージャーについては、四百パーセント。）のリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 内部格付手法採用金庫である国内基準金庫が信用金庫である場合にあっては、第一百五十一条から前条までの規定にかかるわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち信用金庫連合会の対象普通出資等であつて第二条又は第十一條の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額については、当該エクスボージャーの額の合計額のうち少数出資に係る十パーセント基準額に相当する部分に係るエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額は、当該エクスボージャーの額（EADをいう。）に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とし、それ以外の部分に係るエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額は、当該エクスボージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスボージャー）

第一百七十八条の四 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、第一百五十一条から前条までの規定にかかるわらず、特定項目のうち第二条又は第十一條の算式におけるコ

トの額は、当該エクスボージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 内部格付手法採用金庫である国内基準金庫が信用金庫である場合にあっては、第一百五十条から前条までの規定にかかるわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち信用金庫連合会の対象普通出資等であつて第二条又は第十一條の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額については、当該エクスボージャーの額の合計額のうち少数出資に係る十パーセント基準額に相当する部分に係るエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額は、当該エクスボージャーの額（EADをいう。）に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とし、それ以外の部分に係るエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額は、当該エクスボージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスボージャー）

第一百七十八条の四 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、第一百五十条から前条までの規定にかかるわらず、特定項目のうち第二条又は第十一條の算式におけるコ

コア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスポート・エクスポートの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポート・エクスポートの額（EADをいう。）に二百五十分の二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

第一百七十八条の四の二 内部格付手法採用金庫が国際統一基準金庫である場合にあつては、第一百五十二条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第十九条第一号又は第三十条第一号の算式における普通出資等 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスポート・エクスポートの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポート・エクスポートの額（EADをいう。）に二百五十分の二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポート・エクスポート)

第一百七十八条の四の三 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第一百五十二条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段（特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この項において「発行者」という。）が当該特例外部TLAC調達手段の額のうち自己のその他外部TLAC調達手段に相当するものに算入している額が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の

ア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスポート・エクスポートの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポート・エクスポートの額（EADをいう。）に二百五十分の二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

第一百七十八条の四の二 内部格付手法採用金庫が国際統一基準金庫である場合にあつては、第一百五十三条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第十九条第一号又は第三十条第一号の算式における普通出資等 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスポート・エクスポートの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポート・エクスポートの額（EADをいう。）に二百五十分の二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポート・エクスポート)

第一百七十八条の四の三 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第一百五十四条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段（特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この項において「発行者」という。）が当該特例外部TLAC調達手段の額のうち自己のその他外部TLAC調達手段に相当するものに算入している額が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の

の合計額に占める割合を、当該内部格付手法採用金庫が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乘じて得られた額に係る部分に限る。以下この条において同じ。)に関するエクスポート・エージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポート・エージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

- 2 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、第一百五十二条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に関するエクスポート・エージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポート・エージャーの額(EADをいう。)に百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。
- 3 内部格付手法採用金庫が国際統一基準金庫である場合にあっては、その他外部TLAC関連調達手段のうち第十九条第三号又は第三十二条第三号の算式におけるTier 2資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスポート・エージャーの信用リスク・アセットの額は、第一百五十二条から前条までに定めるところによる。

(国内基準金庫である場合に損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出)

第一百七十八条の五 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫であ

合計額に占める割合を、当該内部格付手法採用金庫が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乘じて得られた額に係る部分に限る。以下この条において同じ。)に関するエクスポート・エージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポート・エージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

- 2 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、第一百五十条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に関するエクスポート・エージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポート・エージャーの額(EADをいう。)に百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。
- 3 内部格付手法採用金庫が国際統一基準金庫である場合にあっては、その他外部TLAC関連調達手段のうち第十九条第三号又は第三十二条第三号の算式におけるTier 2資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスポート・エージャーの信用リスク・アセットの額は、第一百五十条から前条までに定めるところによる。

(国内基準金庫である場合に損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出)

第一百七十八条の五 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫であ

る場合にあっては、損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信
用リスク・アセットの額の算出に当たっては、時価による評
価替え又は再評価を行わない場合の額を用いるものとする。

(内部格付制度)

第百七十九条 内部格付手法採用金庫は、信用リスクの評価、
エクスポート・ジャマーに対する内部格付の付与並びにPD、LGD及び
EADの推計（先進的内部格付手法を適用できる事業法人等
向けエクスポート・ジャマーのLGD及びEADの推計については先
進的内部格付手法採用金庫に限る。）を行う方法、手続、統制
、データの収集及び情報システム（以下「内部格付制度」と総
称する。）を設けるものとする。

3 2
〔略〕

3 内部格付手法採用金庫は、前項に基づき複数の内部格付制
度を設ける場合、各債務者を当該債務者のリスクを判定する
のに最もふさわしい内部格付制度に割り当てるための基準を
作成し、当該基準を記載した書類を整備するものとする。

4 内部格付手法採用金庫は、第二項に基づき複数の内部格付
制度を設ける場合、自己資本比率を向上させるために、債務
者を内部格付制度に対して恣意的に割り当てないものとする
。

る場合にあっては、損益又は評価差額がその他の包括利益累
計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信
用リスク・アセットの額の算出に当たっては、時価による評
価替え又は再評価を行わない場合の額を用いなければなら
い。

(内部格付制度)

第百七十九条 内部格付手法採用金庫は、信用リスクの評価、
エクスポート・ジャマーに対する内部格付の付与並びにPD、LGD及び
EADの推計（事業法人等向けエクスポート・ジャマーのLGD及び
EADの推計については先進的内部格付手法採用金庫に限る。
）を行う方法、手續、統制、データの収集及び情報システム（
以下「内部格付制度」と総称する。）を設けなければならない
。

3 2
〔同上〕

3 内部格付手法採用金庫は、前項に基づき複数の内部格付制
度を設ける場合、各債務者を当該債務者のリスクを判定する
のに最もふさわしい内部格付制度に割り当てるための基準を
作成し、当該基準を記載した書類を整備しなければなら
い。

4 内部格付手法採用金庫は、第二項に基づき複数の内部格付
制度を設ける場合、自己資本比率を向上させるために、債務
者を内部格付制度に対して恣意的に割り当ててはならない。

(事業法人等向けエクスボージャーの内部格付制度)

第一百八十一条 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについて債務者格付と案件格付からなる内部格付制度を設けるものとする。ただし、内部格付手法採用金庫は、特定貸付債権についてスロッティング・クライテリアを適用している場合は、当該特定貸付債権については期待損失率に応じた内部格付制度を用いることができる。

2 債務者格付は、次に掲げる性質の全てを有するものとする。

〔一・二 略〕

3 内部格付手法採用金庫は、信用リスク管理指針に次に掲げる性質を全て満たすような事業法人等向けエクスボージャーの債務者格付に関する規定を記載するものとする。

〔一・三 略〕

4 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについてLGDに対応した案件格付を設けるものとする。ただし、基礎的内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーの案件格付を設けるに当たっては、債務者及び取引に特有の要素を勘案することができる。

(リテール向けエクスボージャーの内部格付制度)

第一百八十二条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスボージャーについて債務者及びエクスボージャーに係る取引のリスクに基づく、これらの特性を考慮した内部格付制度を設けるものとする。

(事業法人等向けエクスボージャーの内部格付制度)

第一百八十一条 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについて債務者格付と案件格付からなる内部格付制度を設けなければならない。ただし、内部格付手法採用金庫は、特定貸付債権についてスロッティング・クライテリアを適用している場合は、当該特定貸付債権については期待損失率に応じた内部格付制度を用いることができる。

2 債務者格付は、次に掲げる性質のすべてを有するものでなければならない。

〔一・二 同上〕

3 内部格付手法採用金庫は、信用リスク管理指針に次に掲げる性質をすべて満たすような事業法人等向けエクスボージャーの債務者格付に関する規定を記載しなければならない。

〔一・三 同上〕

4 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについてLGDに対応した案件格付を設けなければならない。ただし、基礎的内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーの案件格付を設けるに当たっては、債務者及び取引に特有の要素を勘案することができる。

(リテール向けエクスボージャーの内部格付制度)

第一百八十二条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスボージャーについて債務者及びエクスボージャーに係る取引のリスクに基づく、これらの特性を考慮した内部格付制度を設けなければならない。

2 内部格付手法採用金庫は、次に掲げる要件を満たすように、リテール向けエクスポート・リージャーを各プールに割り当てるものとする。

「一～三 略」

3 内部格付手法採用金庫は、前項に掲げる各プールへの割当てに当たっては、次の各号に掲げる要素その他のリスク特性を考慮するものとする。

一 「略」

二 取引のリスク特性（共同担保条項がある場合は、これを必ず考慮するものとする。）

三 「略」

4 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスポート・リージャーについてプールごとに、PD、LGD及びEADを推計するものとする。ただし、複数のプールのPD、LGD又はEADの推計値が同一となることを妨げない。

（事業法人等向けエクスポート・リージャーの格付の構造）

第一百八十二条 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポート・リージャーを各債務者格付及び案件格付に過度に集中することのないよう適切に分布させるものとする。ただし、当該債務者格付に対応するPDの範囲及び当該債務者格付が付与される債務者のデフォルト・リスクが当該範囲に収まることが、十分な実証されたデータにより裏付けられている場合、この限りでない。

2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポート・リージャ

2 内部格付手法採用金庫は、次に掲げる要件を満たすように、リテール向けエクスポート・リージャーを各プールに割り当てなければならない。

「一～三 同上」

3 内部格付手法採用金庫は、前項に掲げる各プールへの割当てに当たっては、次の各号に掲げる要素その他のリスク特性を考慮しなければならない。

一 「同上」

二 取引のリスク特性（共同担保条項がある場合は、これを必ず考慮しなければならない。）

三 「同上」

4 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスポート・リージャーについてプールごとに、PD、LGD及びEADを推計しなければならない。ただし、複数のプールのPD、LGD又はEADの推計値が同一となることを妨げない。

（事業法人等向けエクスポート・リージャーの格付の構造）

第一百八十二条 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポート・リージャーを各債務者格付及び案件格付に過度に集中することのないよう適切に分布させなければならない。ただし、当該債務者格付に対応するPDの範囲及び当該債務者格付が付与される債務者のデフォルト・リスクが当該範囲に収まることが、十分な実証されたデータにより裏付けられている場合は、この限りでない。

2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポート・リージャ

一について、少なくともデフォルトしていないエクスボージャーについて七以上の債務者格付を、デフォルトしたエクスボージャーについて一以上の債務者格付を設けるものとする。

3 内部格付手法採用金庫は、各債務者格付の定義を規定するに当たっては、当該債務者格付を付与される債務者に典型的なリスクの水準及び当該格付に相当する信用リスクの程度を判断するために使用する基準を設けるものとする。

4 先進的内部格付手法採用金庫は、LGDが大きく異なるエクスボージャーに対して同一の案件格付を付与することのないよう、十分な数の案件格付を設けるものとする。

5 先進的内部格付手法採用金庫が案件格付の定義付けに用いる基準は、実証されたデータに基づくものとする。

6 前各項の規定にかかわらず、特定貸付債権についてスロットティング・クライテリアを利用して内部格付手法採用金庫は、デフォルトしていない債権について四以上の格付を、デフォルトした債権について一以上の格付を設けるものとする。

(リテール向けエクスボージャーの格付の構造)

第一百八十三条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスボージャーをブールに割り当てるに当たり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

「一
四
略」

一について、少なくともデフォルトしていないエクスボージャーについて七以上の債務者格付を、デフォルトしたエクスボージャーについて一以上の債務者格付を設けなければならない。

3 内部格付手法採用金庫は、各債務者格付の定義を規定するに当たっては、当該債務者格付を付与される債務者に典型的なリスクの水準及び当該格付に相当する信用リスクの程度を判断するために使用する基準を設けなければならない。

4 先進的内部格付手法採用金庫は、LGDが大きく異なるエクスボージャーに対して同一の案件格付を付与することのないよう、十分な数の案件格付を設けなければならない。

5 先進的内部格付手法採用金庫が案件格付の定義付けに用いる基準は、実証されたデータに基づくものでなければならない。

6 前各項の規定にかかわらず、特定貸付債権についてスロットティング・クライテリアを利用して内部格付手法採用金庫は、デフォルトしていない債権について四以上の格付を、デフォルトした債権について一以上の格付を設けなければならない。

(リテール向けエクスボージャーの格付の構造)

第一百八十三条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスボージャーをブールに割り当てるに当たり、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

「一
四
同上」

(格付の基準)

第一百八十四条 内部格付手法採用金庫は、エクスボージャーに對して格付の体系の中の各格付を付与し、又はエクスボージャーをブールに割り当てるために、明確な格付及びブールの定義、手続及び基準を設けるものとする。

2 内部格付手法採用金庫は、事業部門、各部署及び地理的位置にかかわらず、同様のリスクを有する債務者及びエクスボージャーに対して一貫して同一の格付を付与し、又は同一のブールに割り当てるなどを可能とするように、同一の格付及び同一のブールの定義及び基準を十分に詳細に規定するものとする。

3 内部格付手法採用金庫は、債務者及びエクスボージャーの種類により異なる格付の基準及びブールへの割当ての基準並びに格付の付与及びブールへの割当ての手続を適用する場合は、不整合な点がないか監視するとともに、一貫性を向上するよう適時に格付基準を変更するものとする。

4 内部格付手法採用金庫は、独立した機能を有する内部の監査部署その他の第三者が格付の付与を理解し、格付を付与する手続の再現を通して当該格付の付与及びブールへの割当てが適切であることを評価することができる程度に、格付及びブールの定義及び基準を明確かつ詳細に規定するものとする。

5 格付の付与及びブールへの割当ての基準は、内部格付手法採用金庫の信用供与の基準並びに問題の生じた債務者及びエ

(格付の基準)

第一百八十四条 内部格付手法採用金庫は、エクスボージャーに對して格付の体系の中の各格付を付与し、又はエクスボージャーをブールに割り当てるために、明確な格付及びブールの定義、手続及び基準を設けなければならない。

2 内部格付手法採用金庫は、事業部門、各部署及び地理的位置にかかわらず、同様のリスクを有する債務者及びエクスボージャーに対して一貫して同一の格付を付与し、又は同一のブールに割り当てるなどを可能とするように、同一の格付及び同一のブールの定義及び基準を十分に詳細に規定しなければならない。

3 内部格付手法採用金庫は、債務者及びエクスボージャーの種類により異なる格付の基準及びブールへの割当ての基準並びに格付の付与及びブールへの割当ての手続を適用する場合は、不整合な点がないか監視するとともに、一貫性を向上するよう適時に格付基準を変更しなければならない。

4 内部格付手法採用金庫は、独立した機能を有する内部の監査部署その他の第三者が格付の付与を理解し、格付を付与する手続の再現を通して当該格付の付与及びブールへの割当てが適切であることを評価することができる程度に、格付及びブールの定義及び基準を明確かつ詳細に規定しなければならない。

5 格付の付与及びブールへの割当ての基準は、内部格付手法採用金庫の信用供与の基準並びに問題の生じた債務者及びエ

クスボージャーの取扱方針と一貫したものとする。

(情報の利用)

第一百八十五条 内部格付手法採用金庫は、エクスボージャーに對して債務者格付及び案件格付を付与し、又はエクスボージャーをブールに割り当てる場合は、入手可能であり、かつ、重要な関連する最新の情報を全て考慮に入れるものとする。

2 内部格付手法採用金庫は、保有する情報量が少ない場合は、債務者格付及び案件格付の付与又はブールへの割当てを、より保守的に行うものとする。

3 「略」

(特定貸付債権の取扱い)

第一百八十六条 内部格付手法採用金庫は、特定貸付債権にスロットティング・クライテリアを用いる場合は、当該特定貸付債権に対して、この節に定める最低要件に合致した自金庫の基準、格付の体系及び手続に基づき格付を付与するものとする。

2 内部格付手法採用金庫は、前項に掲げる格付を第百五十二条第四項及び第六項に定める区分に紐付けるものとする。

(格付の基準と格付付与手続の見直し等)

クスボージャーの取扱方針と一貫したものでなければならぬ。

(情報の利用)

第一百八十五条 内部格付手法採用金庫は、エクスボージャーに對して債務者格付及び案件格付を付与し、又はエクスボージャーをブールへの割当てを、より保守的に行わなければならない。

2 内部格付手法採用金庫は、保有する情報量が少ない場合は、債務者格付及び案件格付の付与又はブールへの割当てを、より保守的に行わなければならない。

3 「同上」

(特定貸付債権の取扱い)

第一百八十六条 内部格付手法採用金庫は、特定貸付債権にスロットティング・クライテリアを用いる場合は、当該特定貸付債権に対して、この節に定める最低要件に合致した自金庫の基準、格付の体系及び手続に基づき格付を付与しなければならない。

2 内部格付手法採用金庫は、前項に掲げる格付を第百五十二条第四項及び第六項に定める区分に紐付けしなければならない。

(格付の基準と格付付与手続の見直し等)

第一百八十七条 内部格付手法採用金庫は、現在の自金庫の資産全体の構成と外部の状況に対して格付及びプールの基準並びに格付の付与及びプールへの割当ての手続が十分に適用可能であるかどうかを判断するためには、当該基準及び当該手続を定期的に見直すものとする。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第一百八十八条 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーに対する債務者格付及びリテール向けエクスボージャーのプールへの割当てについて、一年以上にわたる期間を評価の対象とするものとする。

〔項を削る。〕

第一百八十七条 内部格付手法採用金庫は、現在の自金庫の資産全体の構成と外部の状況に対して格付及びプールの基準並びに格付の付与及びプールへの割当ての手続が十分に適用可能であるかどうかを判断するためには、当該基準及び当該手続を定期的に見直さなければならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第一百八十八条 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーに対する債務者格付及びリテール向けエクスボージャーのプールへの割当てについて、一年以上にわたる期間を評価の対象としなければならない。

2) 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスボージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従つて債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

一 事業法人等向けエクスボージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスボージャーのプールについて PD及びLGDの推計を行うに当たつて特定の適切なストレス・シナリオを利用すること。

二 経済状況の悪化又は予期せぬ事態に対する債務者の耐性を反映する特質を適切に考慮すること。

三 債務者の特性に応じ、ストレスがかかった状況における資産価値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させるこ

「項を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

(格付け与及びプールへの割当てにおける評価方法)

第一百八十八条の二 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスボージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従つて債務を履行する能力及び意思を評価するものとする。

2 前項に定める評価に当たつて、内部格付手法採用金庫は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 評価において考慮する経済状況の範囲に、次に掲げる経済状況が含まれていること。

イ 現在の経済状況

ロ 債務者の属する業種別又は地域別の景気循環において

と。

3|| 前項に定める評価に当たつて、内部格付手法採用金庫は、評価対象期間及び各産業又は地域の景気循環の中で生じうる経済状況を考慮しなければならない。

4|| 第二項に定める評価に当たつて、内部格付手法採用金庫は、将来の事象及び将来の事象が特定の債務者の財務状況に及ぼす影響を予測することが困難なことに鑑み、将来に関する予測情報を保守的に評価しなければならない。

5|| 第二項に定める評価に当たつて、入手可能な将来に関する情報が限定的である場合は、内部格付手法採用金庫は、より保守的に分析を行わなければならない。

「条を加える。」

発生しうる経済状況

二 格付及びポートの遷移が、次に掲げる変化のいずれかに起因して行われるよう設計されていること。

- イ エクスパート又は債務者における固有の変化
- ロ エクスパート又は債務者が属する事業環境における固有の変化

ハ 景気循環の中で生じ得る変化

三 債務者が高いレバレッジをかけている場合又は当該債務者の保有資産が特定取引等に係る資産である場合には、ストレスがかかつた状況におけるボラティリティに基づく原資産のパフォーマンスに係る評価を反映したものであること。

四 将来の事象及び将来の事象が特定の債務者の財務状況に及ぼす影響を予測することが困難なことに鑑み、将来に関する予測情報が保守的に評価されていること。

五 入手可能な将来に関する情報が限定的である場合は、より保守的に分析が行われること。

(モデルの利用)

第一百八十九条 内部格付手法採用金庫は、債務者格付若しくは案件格付の付与又はPD、LGD及びEADの推計に統計的モデルその他の機械的な手法（以下「モデル」と総称する。）を用いる場合は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 モデル及び入力値は、次に掲げる全ての性質を有するも

(モデルの利用)

第一百八十九条 内部格付手法採用金庫は、債務者格付若しくは案件格付の付与又はPD、LGD及びEADの推計に統計的モデルその他の機械的な手法（以下「モデル」と総称する。）を用いる場合は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならぬ。

一 モデル及び入力値は、次に掲げるすべての性質を有するも

のこと。

「イ・ハ 略」

「二・三 略」

四 モデルを人的判断と組み合わせて用いている場合は、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 人的判断は、モデルにおいて考慮されていない全ての関連する重要な情報を網羅したものであること。

ロ 「略」

「五・六 略」

(内部格付制度及び運用に関する書類の作成)

第一百九十条 内部格付手法採用金庫は、信用リスク管理指針に内部格付制度の設計及び運用について詳細に記載するものとする。

2 前項に掲げる信用リスク管理指針は、内部格付手法採用金庫がこの節（ただし、第七款から第九款までを除く。）に掲げる最低要件を遵守していることを証明するものとする。

3 内部格付手法採用金庫は、信用リスク管理指針に次に掲げる事項その他の事項を記載するものとする。

「一・六 略」

(モデルに関する追加事項の記載)

第一百九十二条 内部格付手法採用金庫は、格付の付与及びプロへの割当ての手続においてモデルを使用している場合は、

のこと。

「イ・ハ 同上」

「二・三 同上」

四 モデルを人的判断と組み合わせて用いている場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

イ 人的判断は、モデルにおいて考慮されていないすべての関連する重要な情報を網羅したものであること。

ロ 「同上」

「五・六 同上」

(内部格付制度及び運用に関する書類の作成)

第一百九十条 内部格付手法採用金庫は、信用リスク管理指針に内部格付制度の設計及び運用について詳細に記載しなければならない。

2 前項に掲げる信用リスク管理指針は、内部格付手法採用金庫がこの節（ただし、第七款から第九款までを除く。）に掲げる最低要件を遵守していることを証明するものでなければならない。

3 内部格付手法採用金庫は、信用リスク管理指針に次に掲げる事項その他の事項を記載しなければならない。

「一・六 同上」

(モデルに関する追加事項の記載)

第一百九十二条 内部格付手法採用金庫は、格付の付与及びプロへの割当ての手続においてモデルを使用している場合は、

信用リスク管理指針に次に掲げる事項を記載するものとする。

信用リスク管理指針に次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一～三 略」

（事業法人等向けエクスボージャーに対する格付の付与）

第百九十二条 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについては、当該エクスボージャーの債務者及び保証人又はプロテクション提供者（当該保証人又はプロテクション提供者による保証又はクレジット・デリバティブにつき信用リスク削減効果を勘案する場合に限る。）に対して債務者格付を付与し、かつ、審査手続において案件の特性に応じて当該エクスボージャーを案件格付と関連付けるものとする。

2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等単位で個別に付与するものとする。ただし、内部格付手法採用金庫が当該事業体等の親法人等、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

3|| 前項ただし書の場合には、内部格付手法採用金庫は、個別誤方向リスクを特定する方法を当該方針に規定するものとし、個別誤方向リスクが特定された場合は、個別誤方向リスクが特定されたエクスボージャーをネッティング・セットから除外してEADを算出するものとする。

「一～三 同上」

（事業法人等向けエクスボージャーに対する格付の付与）

第百九十二条 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについては、当該エクスボージャーの債務者及び保証人又はプロテクション提供者（当該保証人又はプロテクション提供者による保証又はクレジット・デリバティブにつき信用リスク削減効果を勘案する場合に限る。）に対して債務者格付を付与し、かつ、審査手続において案件の特性に応じて当該エクスボージャーを案件格付と関連付けなければならない。

2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等単位で個別に付与しなければならない。ただし、内部格付手法採用金庫が当該事業体等の親法人等、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

〔項を加える。〕

(リテール向けエクスパートナーのプールへの割当て)

第百九十三条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスパートナーについては、各エクスパートナーを信用供与の審査手続においてプールに割り当てるものとする。

- 2 前項におけるプールへの割当てにおいて、保証又はクレジット・デリバティブルによる信用リスク削減効果を勘案してい る場合は、前項に掲げる割当ての他に、保証又はクレジット・デリバティブルがないと仮定した場合のプールへの割当て並びにそれに基づくPD、LGD及びEADの推計を行うものとする。

(事業法人等向けエクスパートナーに対する格付け与手続の健全性の維持)

第百九十四条 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスパートナーについては一年に一回以上、リスクの高い債務者や問題のあるエクスパートナーについてはより頻繁に、債務者格付及び案件格付を見直すものとする。

- 2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスパートナーの債務者又はエクスパートナーについて重要な情報が判明した場合、速やかに債務者格付又は案件格付を見直すものとする。

- 3 最終的な格付の付与及び前二項に掲げる格付の見直しは、信用供与によって直接利益を受けることがない立場にある者が行うか又はその者の承諾を得るものとする。

(リテール向けエクスパートナーのプールへの割当て)

第百九十三条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスパートナーについては、各エクスパートナーを信用供与の審査手続においてプールに割り当てなければならない。

- 2 前項におけるプールへの割当てにおいて、保証又はクレジット・デリバティブルによる信用リスク削減効果を勘案してい る場合は、前項に掲げる割当ての他に、保証又はクレジット・デリバティブルがないと仮定した場合のプールへの割当て並びにそれに基づくPD、LGD及びEADの推計を行わなければならない。

(事業法人等向けエクスパートナーに対する格付け与手続の健全性の維持)

第百九十四条 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスパートナーについては一年に一回以上、リスクの高い債務者や問題のあるエクスパートナーについてはより頻繁に、債務者格付及び案件格付を見直さなければならない。

- 2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスパートナーの債務者又はエクスパートナーについて重要な情報が判明した場合、速やかに債務者格付又は案件格付を見直さなければならない。

- 3 最終的な格付の付与及び前二項に掲げる格付の見直しは、信用供与によって直接利益を受けることがない立場にある者が行うか又はその者の承諾を得なくてはならない。

4 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについて、PDに影響する債務者の特性並びにLGD及びEADに影響する案件の特性に関する重要な情報を収集し、債務者格付及び案件格付を更新する有効な手続を設けるものとする。

(リテール向けエクスボージャーのプールへの割当ての手続の健全性の維持)

第百九十五条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスボージャーについて、年一回以上の割合で各プールの損失特性及び延滞状況を見直すものとする。

2 内部格付手法採用金庫は、各リテール向けエクスボージャーが継続的に適切なプールに割り当てられていることを確認するために、当該プールに属するリテール向けエクスボージャーの代表的な標本の調査その他の方法により、年一回以上各プール内の個々の債務者の状況を見直すものとする。

(格付の書換え)

第百九十六条 内部格付手法採用金庫は、人的判断に基づく内部格付制度の運用を行っている場合は、次に掲げる事項その他の格付及び推計値の変更に係る事項について明確な規定を設けるものとする。

「一～三 略」

2 内部格付手法採用金庫は、モデルに基づく内部格付制度の

4 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについて、PDに影響する債務者の特性並びにLGD及びEADに影響する案件の特性に関する重要な情報を収集し、債務者格付及び案件格付を更新する有効な手続を設けなければならない。

(リテール向けエクスボージャーのプールへの割当ての手続の健全性の維持)

第百九十五条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスボージャーについて、年一回以上の割合で各プールの損失特性及び延滞状況を見直さなければならない。

2 内部格付手法採用金庫は、各リテール向けエクスボージャーが継続的に適切なプールに割り当てられていることを確認するために、当該プールに属するリテール向けエクスボージャーの代表的な標本の調査その他の方法により、年一回以上各プール内の個々の債務者の状況を見直さなければならない。

(格付の書換え)

第百九十六条 内部格付手法採用金庫は、人的判断に基づく内部格付制度の運用を行っている場合は、次に掲げる事項その他の格付及び推計値の変更に係る事項について明確な規定を設けなければならない。

「一～三 同上」

2 内部格付手法採用金庫は、モデルに基づく内部格付制度の

運用を行つてはいる場合は、次に掲げる事項を監視するための手続及びガイドラインを設けるものとする。

〔一～三 略〕

- 3 前項に掲げるガイドラインは、格付付与又は推計結果の変更に関する責任者を特定するものとする。
- 4 内部格付手法採用金庫は、格付及び推計値について変更を行つた場合は、当該変更ごとに変更後の実績を記録するものとする。

(事業法人等向けエクスボージャーに関するデータの維持管理)

- 第百九十七条 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについて次に掲げる情報を保存するものとする。

〔一～三 略〕

- 2 先進的内部格付手法採用金庫は、先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスボージャーについて次に掲げる情報を保存するものとする。

〔一～四 略〕

(リテール向けエクスボージャーに関するデータの維持管理)

- 第百九十八条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスボージャーについて次に掲げる情報を保存するものとする。

運用を行つてはいる場合は、次に掲げる事項を監視するための手続及びガイドラインを設けなければならない。

〔一～三 同上〕

- 3 前項に掲げるガイドラインは、格付付与又は推計結果の変更に関する責任者を特定するものでなければならない。
- 4 内部格付手法採用金庫は、格付及び推計値について変更を行つた場合は、当該変更ごとに変更後の実績を記録しなければならない。

(事業法人等向けエクスボージャーに関するデータの維持管理)

- 第百九十七条 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについて次に掲げる情報を保存しなければならない。

〔一～三 同上〕

- 2 先進的内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについて次に掲げる情報を保存しなければならない。

〔一～四 同上〕

(リテール向けエクスボージャーに関するデータの維持管理)

- 第百九十八条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスボージャーについて次に掲げる情報を保存しなければならない。

(自己資本の充実度を評価するためのストレス・テスト)

第二百九十九条 内部格付手法採用金庫は、自己資本の充実度を評価するために適切なストレス・テストを実施するものとする。

2 前項に掲げるストレス・テストは、経済状況の悪化、市場環境の悪化及び流動性の悪化その他の内部格付手法採用金庫の信用リスクに係るエクスボージャーに好ましくない効果を与える事態の発生又は経済状況の将来変化を識別するものであつて、かつ、こうした好ましくない変化に対する内部格付手法採用金庫の対応能力の評価を含むものとする。

(信用リスクのストレス・テスト)

第二百条 内部格付手法採用金庫は、特定の条件が信用リスクに対する所要自己資本の額に及ぼす影響を評価するために、自金庫のエクスボージャーの大部分を占めるポートフォリオについて、少なくとも緩やかな景気後退シナリオの効果を考慮した有意義かつ適度に保守的な信用リスクのストレス・テストを定期的に実施するものとする。

2 内部格付手法採用金庫は、前項に定めるストレス・テストを実施するに当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

「一〇三 略」

(自己資本の充実度を評価するためのストレス・テスト)

第二百九十九条 内部格付手法採用金庫は、自己資本の充実度を評価するために適切なストレス・テストを実施しなければならない。

2 前項に掲げるストレス・テストは、経済状況の悪化、市場環境の悪化及び流動性の悪化その他の内部格付手法採用金庫の信用リスクに係るエクスボージャーに好ましくない効果を与える事態の発生又は経済状況の将来変化を識別するものであつて、かつ、こうした好ましくない変化に対する内部格付手法採用金庫の対応能力の評価を含むものでなければならぬ。

(信用リスクのストレス・テスト)

第二百条 内部格付手法採用金庫は、特定の条件が信用リスクに対する所要自己資本の額に及ぼす影響を評価するために、自金庫のエクスボージャーの大部分を占めるポートフォリオについて、少なくとも緩やかな景気後退シナリオの効果を考慮した有意義かつ適度に保守的な信用リスクのストレス・テストを定期的に実施しなければならない。

2 内部格付手法採用金庫は、前項に定めるストレス・テストを実施するに当たっては、次に掲げる要件を満たさなければならない。

「一〇三 同上」

「項を削る。」

3||

内部格付手法採用金庫は、第百五十三条の規定を適用する場合は、第一項に定めるストレス・テストを実施するに当たつて、前項の要件に加えて次に掲げる要件も満たさなければならない。

一 保証人又はプロテクション提供者が格付の変化により同条第二項第三号の要件を満たさないこととなるときの影響を考慮すること。

二 保証人若しくは被保証債権の債務者のいづれか又はプロテクション提供者若しくは原債権の債務者のいづれかがデフォルトした場合の影響を考慮すること。

(理事会等の関与)

第二百一条 内部格付手法採用金庫は、内部統制について次に掲げる基準を満たすものとする。

一 格付け与手続（事業法人等向けエクスボージャーに対する格付け与及びリテール向けエクスボージャーのブールへの割当て並びに各エクスボージャーのPD、LGD及びEADの推計に関する一連の手続を総称している。以下この款において同じ。）に関する全ての重要事項は、理事会等及び担当理事の承認を得ていること。

〔二〕七 略

(信用リスク管理部署)

第二百二条 内部格付手法採用金庫は、内部格付制度の設計又は選択、実施及び実績について責任を負い、独立して信用リ

(理事会等の関与)

第二百一条 内部格付手法採用金庫は、内部統制について次に掲げる基準を満たさなければならない。

一 格付け与手続（事業法人等向けエクスボージャーに対する格付け与及びリテール向けエクスボージャーのブールへの割当て並びに各エクスボージャーのPD、LGD及びEADの推計に関する一連の手続を総称している。以下この款において同じ。）に関するすべての重要事項は、理事会等及び担当理事の承認を得ていること。

〔二〕七 同上

(信用リスク管理部署)

第二百二条 内部格付手法採用金庫は、内部格付制度の設計又は選択、実施及び実績について責任を負い、独立して信用リ

スクを管理する部署（以下「信用リスク管理部署」という。）を設けるものとする。

2 信用リスク管理部署は、与信部門及び与信業務の担当者から機能的に独立したものとする。

3 信用リスク管理部署は、次に掲げる事項について責任を負うものとする。

〔一〇六 略〕

4 信用リスク管理部署は、格付付与手続で使用するモデルの開発、選択、実施及び検証に積極的に参画するものとする。

5 信用リスク管理部署は、前項に掲げるモデルについて管理及び監督並びに当該モデルの継続的な見直し及び変更について責任を負うものとする。

（監査）

第二百三条 独立した機能を有する内部の監査部署は、年一回以上の割合で信用リスク管理部署の管理状況、PD、LGD及びEADの推計値、該当する全ての最低要件の遵守状況等、内部格付制度及びその運用状況を見直し、その結果に関する監査報告書を作成するものとする。

（格付の利用）

第二百四条 格付並びにPD及びLGDは、内部格付手法採用金庫の与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制において、重要な役割を果たすものとする。

スクを管理する部署（以下「信用リスク管理部署」という。）を設けなければならない。

2 信用リスク管理部署は、与信部門及び与信業務の担当者から機能的に独立したものでなければならない。

3 信用リスク管理部署は、次に掲げる事項について責任を負うものでなければならない。

〔一〇六 同上〕

4 信用リスク管理部署は、格付付与手続で使用するモデルの開発、選択、実施及び検証に積極的に参画しなければならない。

5 信用リスク管理部署は、前項に掲げるモデルについて管理及び監督並びに当該モデルの継続的な見直し及び変更について責任を負わなければならぬ。

（監査）

第二百三条 独立した機能を有する内部の監査部署は、年一回以上の割合で信用リスク管理部署の管理状況、PD、LGD及びEADの推計値、該当するすべての最低要件の遵守状況等、内部格付制度及びその運用状況を見直し、その結果に関する監査報告書を作成しなければならない。

（格付の利用）

第二百四条 格付並びにPD及びLGDは、内部格付手法採用金庫の与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制において、重要な役割を果たすものでなければならない。

2 自己資本比率の算出のために使用するPD又はLGDと与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制のために用いる推計値が相違する場合は、内部格付手法採用金庫は、信用リスク管理指針に当該相違点及びその理由を記載するものとする。

(デフォルトの定義)

第二百五条 この章においてデフォルトとは、債務者について次に掲げる事由（以下「デフォルト事由」という。）が生じることをいう。

一 内部格付手法採用金庫が、債務者に対するエクスボージャーを金融再生法施行規則第四条第二項に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、同条第三項に規定する「危険債権」又は同条第四項に規定する「要管理債権」に該当するものと査定する事由が生じること。ただし、リテール向けエクスボージャーについては、同項に規定する「三月以上延滞債権」に該当する事由が生じた場合であっても、元金又は利息の支払が約定日の翌日を起算日として延滞する期間が、六月を超えない範囲で信用リスク管理指針に記載された一定の日数を超えないときは、除くものとする。

〔二・三 略〕

デフォルト事由が生じたエクスボージャーについて、デフ

3 2

2 自己資本比率の算出のために使用するPD又はLGDと与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制のために用いる推計値が相違する場合は、内部格付手法採用金庫は、信用リスク管理指針に当該相違点及びその理由を記載しなければならない。

(デフォルトの定義)

第二百五条 「同上」

一 内部格付手法採用金庫が、債務者に対するエクスボージャーを金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号）第四条第二項に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、同条第三項に規定する「危険債権」又は同条第四項に規定する「要管理債権」に該当するものと査定する事由が生じること。ただし、リテール向けエクスボージャーについては、同項に規定する「三月以上延滞債権」に該当する事由が生じた場合であっても、元金又は利息の支払が約定日の翌日を起算日として延滞する期間が、百八十日を超えない範囲で信用リスク管理指針に記載された一定の日数を超えないときは、除くものとする。

〔二・三 同上〕

デフォルト事由が生じたエクスボージャーについて、デフ

3 2

オルト事由が解消されたと認められる場合は、内部格付手法採用金庫は、当該エクスボージャーに対してもデフォルトしていない債権としての債務者格付を付与し、先進的内部格付手法採用金庫は、LGD及びEADを推計するものとする。

4 前項のエクスボージャーについて再度デフォルト事由が生じた場合は、内部格付手法採用金庫は新たにデフォルト事由が生じたものとして扱うものとする。

5 第一項の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、次の各号に掲げる延滞の月数の長さの区分に応じ、当該各号に定める日数をデフォルト事由の判定に用いることができる。

一 三月 九十日
二 六月 百八十日

(延滞日数の見直し等)

第二百六条 内部格付手法採用金庫は、エクスボージャーの延滞日数の見直し並びに既存の債務に関する返済の猶予、繰延べ、契約内容の更改及び借換えの承認その他の延滞日数の計算に関する事項（以下この条において「延滞日数の見直し等」という。）について、次に掲げる事項を含む、明確かつ書面に記載された方針を有しているものとする。

〔一〕五 略

2 内部格付手法採用金庫は、前項に掲げる方針を一貫して長期にわたって利用するものとする。

3 内部格付手法採用金庫は延滞日数の見直し等を行ったエクスボージャーを信用金庫又は信用金庫連合会の内部のリスク

オルト事由が解消されたと認められる場合は、内部格付手法採用金庫は、当該エクスボージャーに対してデフォルトしていない債権としての債務者格付を付与し、先進的内部格付手法採用金庫は、LGD及びEADを推計しなければならない。

4 前項のエクスボージャーについて再度デフォルト事由が生じた場合は、内部格付手法採用金庫は新たにデフォルト事由が生じたものとして扱わなければならない。

〔項を加える。〕

(延滞日数の見直し等)

第二百六条 内部格付手法採用金庫は、エクスボージャーの延滞日数の見直し並びに既存の債務に関する返済の猶予、繰延べ、契約内容の更改及び借換えの承認その他の延滞日数の計算に関する事項（以下この条において「延滞日数の見直し等」という。）について、次に掲げる事項を含む、明確かつ書面に記載された方針を有していかなければならない。

〔一〕五 同上

2 内部格付手法採用金庫は、前項に掲げる方針を一貫して长期にわたって利用しなければならない。

3 内部格付手法採用金庫は延滞日数の見直し等を行ったエクスボージャーを信用金庫又は信用金庫連合会の内部のリスク

管理においてデフォルトしたエクスボージャーと同様に取り扱っている場合は、当該エクスボージャーを内部格付手法の適用上デフォルトしたエクスボージャーとして取り扱うものとする。

(当座貸越)

第二百七条 内部格付手法採用金庫は、当座貸越の供与の対象となる者の信用度を評価するための厳格な基準を設けるものとする。

(推計の対象)

第二百八条 内部格付手法採用金庫は、別段の定めのある場合を除き、事業法人等向けエクスボージャーについて第三目の定めに従つて各債務者格付に対応するPDを、第三目から第六目までの規定によりリテール向けエクスボージャーについて各プールに対応するPD、LGD及びEADを推計するものとする。
2 先進的内部格付手法採用金庫は、別段の定めのある場合を除き、先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスボージャーについて第四目及び第五目の規定によりLGD並びに第六目の規定によりEADを推計するものとする。

(デフォルトの定義の参照)

第二百九条 内部格付手法採用金庫は、デフォルト事由に基づき、内部格付手法の対象となる資産区分ごとにデフォルト事

管理においてデフォルトしたエクスボージャーと同様に取り扱っている場合は、当該エクスボージャーを内部格付手法の適用上デフォルトしたエクスボージャーとして取り扱わなければならぬ。

(当座貸越)

第二百七条 内部格付手法採用金庫は、当座貸越の供与の対象となる者の信用度を評価するための厳格な基準を設けなければならない。

(推計の対象)

第二百八条 内部格付手法採用金庫は、別段の定めのある場合を除き、事業法人等向けエクスボージャーについて第三目の定めに従つて各債務者格付に対応するPDを、第三目から第六目までの規定によりリテール向けエクスボージャーについて各プールに対応するPD、LGD及びEADを推計しなければならない。
2 先進的内部格付手法採用金庫は、別段の定めのある場合を除き、事業法人等向けエクスボージャーについて第四目及び第五目の規定によりLGD並びに第六目の規定によりEADを推計しなければならない。

(デフォルトの定義の参照)

第二百九条 内部格付手法採用金庫は、デフォルト事由に基づき、内部格付手法の対象となる資産区分ごとにデフォルト事

由の発生を記録し、PD並びに（関連があれば）LGD及びEADの推計を行うものとする。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、デフォルト事由と異なる定義に基づく内部データ及び外部データを用いることができる。

〔一・二 略〕

（推計の共通要件）

第二百十条 内部格付手法採用金庫は、PD、LGD及びEADを推計するに当たり、推計に関連する全ての重要なかつ入手可能なデータ、情報及び手法を用いるものとする。ただし、内部データ及び外部データ（ブールされたデータを含む。）の利用は、当該データに基づく推計値が長期的な実績を表している場合に限る。

2 内部格付手法採用金庫は、格付の付与及びブールの評価対象期間中において信用供与実務及び回収の手続に変更があった場合は、当該変更を考慮に入れるものとする。

3 内部格付手法採用金庫は、技術的進歩及び新規データその他の情報を利用することが可能になり次第速やかに推計においてそれらを勘案するものとする。

4 内部格付手法採用金庫は、実績値及び実証的な根拠に基づいてPD、LGD及びEADを推計するものとする。

5 内部格付手法採用金庫は、一年に一回以上の頻度でPD、LGD及びEADの推計値を見直すものとする。

（データの抽出に関する要件）

由の発生を記録し、PD並びに（関連があれば）LGD及びEADの推計を行わなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、デフォルト事由と異なる定義に基づく内部データ及び外部データを用いることができる。

〔一・二 同上〕

（推計の共通要件）

第二百十条 内部格付手法採用金庫は、PD、LGD及びEADを推計するに当たり、推計に関連するすべての重要なかつ入手可能なデータ、情報及び手法を用いなければならない。ただし、内部データ及び外部データ（ブールされたデータを含む。）の利用は、当該データに基づく推計値が長期的な実績を表している場合に限る。

2 内部格付手法採用金庫は、格付の付与及びブールの評価対象期間中において信用供与実務及び回収の手続に変更があった場合は、当該変更を考慮に入れなければならない。

3 内部格付手法採用金庫は、技術的進歩及び新規データその他の情報を利用することが可能になり次第速やかに推計においてそれらを勘案しなければならない。

4 内部格付手法採用金庫は、実績値及び実証的な根拠に基づいてPD、LGD及びEADを推計しなければならない。

5 内部格付手法採用金庫は、一年に一回以上の頻度でPD、LGD及びEADの推計値を見直さなければならない。

（データの抽出に関する要件）

第二百十一条 推計に用いるデータによつて代表されるエクスポートの母集団、データが抽出された時の信用供与基準及びその他の重要な特性は、内部格付手法採用金庫のエクスポートの全体のそれとほぼ同様であるか、少なくとも類するものとする。

2 データの前提となつてゐる経済的条件又は市場環境は、現在及び予見可能な将来の経済的条件又は市場環境に対応したものとする。

3 抽出標本中のエクスポートの数及び定量化に用いるデータの期間は、当該推計が正確かつ頑健なものであると内部格付手法採用金庫が信頼するに足りる程度とする。

4 推計に用いる手法は、抽出標本以外のデータによるテストで良好な成績を収めたものとする。

(推計の誤差に応じた保守的な修正)

第二百十二条 内部格付手法採用金庫は、予測される推計に誤差が生じることを考慮してPD、LGD及びEADの推計値を保守的に修正するものとする。

(事業法人等向けエクスポートのPD)

第二百十三条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に掲げる手法又はこれに類するその他の長期の経験に合致した情報及び手法を一以上用いるものとする。この場合において、内部格付手法採用金庫は、債務者の数に基づく単純平均で計算され

第二百十一条 推計に用いるデータによつて代表されるエクスポートの母集団、データが抽出された時の信用供与基準及びその他の重要な特性は、内部格付手法採用金庫のエクスポートの全体のそれとほぼ同様であるか、少なくとも類するものでなければならない。

2 データの前提となつてゐる経済的条件又は市場環境は、現在及び予見可能な将来の経済的条件又は市場環境に対応したものでなければならぬ。

3 抽出標本中のエクスポートの数及び定量化に用いるデータの期間は、当該推計が正確かつ頑健なものであると内部格付手法採用金庫が信頼するに足りる程度でなければならぬ。

4 推計に用いる手法は、抽出標本以外のデータによるテストで良好な成績を収めたものでなければならない。

(推計の誤差に応じた保守的な修正)

第二百十二条 内部格付手法採用金庫は、予測される推計に誤差が生じることを考慮してPD、LGD及びEADの推計値を保守的に修正しなければならない。

(事業法人等向けエクスポートのPD)

第二百十三条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に掲げる手法又はこれに類するその他の长期の経験に合致した情報及び手法を一以上用いなければならない。

た単年デフォルト率の平均により、各格付のPDを推計するものとし、エクスボージャーの額の加重平均によるPDの推計は行わないものとする。

〔一～三 略〕

2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーの債務者格付のPDを推計するに当たって、デフォルトの実績に関する内部データからPDを推計する手法を用いる場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

二 内部格付手法採用金庫は、信用供与の基準並びにデータ

生成時の内部格付制度及び現在の内部格付制度の相違点を反映し、信用リスク管理指針に当該反映方法に関する分析

を記載するものとする。

二 内部格付手法採用金庫は、入手可能なデータが限定されている場合又は信用供与の基準若しくは内部格付制度が変更された場合は、PDの推計を保守的に修正するものとする。

三 内部格付手法採用金庫が複数の金融機関でプールしたデータを使用する場合は、プールにデータを提供する他の金融機関の内部格付制度及び基準が、当該内部格付手法採用金庫の内部格付制度及び基準と著しく乖離しないものとする。

3 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーの債務者格付のPDを推計するに当たって、マッピングを用いる場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

〔一～四 略〕

〔一～三 同上〕

2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーの債務者格付のPDを推計するに当たって、デフォルトの実績に関する内部データからPDを推計する手法を用いる場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

二 内部格付手法採用金庫は、信用供与の基準並びにデータ生成時の内部格付制度及び現在の内部格付制度の相違点を反映し、信用リスク管理指針に当該反映方法に関する分析

を記載しなければならない。

二 内部格付手法採用金庫は、入手可能なデータが限定されている場合又は信用供与の基準若しくは内部格付制度が変更された場合は、PDの推計を保守的に修正しなければならない。

三 内部格付手法採用金庫が複数の金融機関でプールしたデータを使用する場合は、プールにデータを提供する他の金融機関の内部格付制度及び基準が、当該内部格付手法採用金庫の内部格付制度及び基準と著しく乖離するものであつてはならない。

3 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーの債務者格付のPDを推計するに当たって、マッピングを用いる場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

〔一～四 同上〕

4 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポートジャーのPDを推計するに当たって、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でブールしたデータを一以上利用するものとする。

5 内部格付手法採用金庫は、前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータをその対象に含めるものとし、かつ、当該データには代表的な好景気に当たる年度及び不景気に当たる年度を含めるものとする。ただし、PDを推計するに当たって関連性が低いもの又は重要でないものについては、この限りでない。

(リテール向けエクスポートジャーのPD等)

第二百四条 内部格付手法採用金庫は、ブールのPD、LGD及びEADを推計するに当たって、内部データを一次的な情報源とするものとする。ただし、全ての関連する重要なデータ・ソースに照らし、内部格付手法採用金庫がエクスポートジャーを各ブールに割り当てる基準と外部のデータ提供者が用いている基準及び内部データの構成と外部のデータの構成の間に、強い関連性がある場合は、内部格付手法採用金庫は、外部のデータ又はモデルを推計に用いることができる。

2 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスポートジャーの長期平均PDを推計するに当たって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又

4 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポートジャーのPDを推計するに当たって、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でブールしたデータを一以上利用しなければならない。

5 内部格付手法採用金庫は、前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータをその対象に含めなければならぬ。ただし、PDを推計するに当たって関連性が低いもの又は重要でないものについては、この限りでない。

(リテール向けエクスポートジャーのPD等)

第二百四条 内部格付手法採用金庫は、ブールのPD、LGD及びEADを推計するに当たって、内部データを一次的な情報源としなければならない。ただし、すべての関連する重要なデータ・ソースに照らし、内部格付手法採用金庫がエクスポートジャーを各ブールに割り当てる基準と外部のデータ提供者が用いている基準及び内部データの構成と外部のデータの構成の間に、強い関連性がある場合は、内部格付手法採用金庫は、外部のデータ又はモデルを推計に用いることができる。

2 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスポートジャーの長期平均PDを推計するに当たって、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でブールしたデータを一以上利用しなければならない。

〔号を加える。〕

は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用すること。

二 前号に規定するデータには、当該内部格付手法採用金庫

のポートフォリオに関連する景気循環期のデータを適切に含むものとする。

三 債務者の数又は債権の数に基づく単純平均で計算された

単年デフォルト率の平均に基づくこと。

3 内部格付手法採用金庫は、前項第一号及び第二号に規定す

るデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータであつて、関連性のあるものについては、その対象に含めるものとする。この場合において、PDを推計するに当たって関連性が低い観測期間のデータについては、関連性の高い観測期間のデータと同等に扱うことと要しない。

4 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスポージャーのPD及びLGDを推計するに当たって、次の各号に掲げる推計値の区分に応じ、当該各号に定める影響を考慮し、保守的な修正を加えるものとする。

一 PD 債権に係る貸付が行われた時点又は取引を開始し

た時点からの経過年数の影響

二 LGD デフォルトが発生した時点からの経過年数の影響

(損失の定義)

第二百十五条 内部格付手法採用金庫は、LGDを推計するに当たり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

3 内部格付手法採用金庫は、前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータであつて、関連性のあるものについては、その対象に含めなければならない。

この場合において、PDを推計するに当たって関連性が低い観測期間のデータについては、関連性の高い観測期間のデータと同等に扱うことと要しない。

4 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスポージャーについて、PDが信用供与の時期又は経過期間に依存するものであつて、短期的なPDの推計値を用いることが不適切である場合は、PDの推計値を上方に修正することを検討しなければならない。

〔号を加える。〕

(損失の定義)

第二百十五条 内部格付手法採用金庫は、LGDを推計するに当たり、次に掲げるすべての要件を満たさなければならぬ。

「一・二 略」

三 当該内部格付手法採用金庫の回収に関する能力が勘案されていること。ただし、回収率に及ぼす影響について実証的な裏付けが十分でない場合は、内部格付手法採用金庫は、回収の能力に基づくLGDの調整を保守的に行うものとする。

(LGDの推計)

第二百六条 内部格付手法採用金庫は、LGDを推計するに当たっては、LGDが次に掲げる性質を全て満たす景気後退期を勘案したものとなるように、エクスボージャーごとに推計するものとする。

一 当該エクスボージャーの種類のデータ・ソース内で生じた全てのデフォルト債権に伴う平均的な経済的損失に基づいて計算した長期平均デフォルト時損失率（以下この項において「長期平均デフォルト時損失率」という。）を下回るものでないこと。

二 「略」

2 内部格付手法採用金庫は、LGDの推計に当たり、債務者のリスクと担保又は担保提供者のリスクの相関を考慮し、顕著な正の相関がある場合は、保守的に取り扱うものとする。

3 内部格付手法採用金庫は、原債務と担保との表示通貨が異なる場合は、LGDの推計に当たり、これを保守的に考慮するものとする。

「一・二 同上」

三 当該内部格付手法採用金庫の回収に関する能力が勘案されていること。ただし、回収率に及ぼす影響について実証的な裏付けが十分でない場合は、内部格付手法採用金庫は、回収の能力に基づくLGDの調整を保守的に行わなければならぬ。

(LGDの推計)

第二百六条 内部格付手法採用金庫は、LGDを推計するに当たっては、LGDが次に掲げる性質をすべて満たす景気後退期を勘案したものとなるように、エクスボージャーごとに推計しなければならない。

一 当該エクスボージャーの種類のデータ・ソース内で生じたすべてのデフォルト債権に伴う平均的な経済的損失に基づいて計算した長期平均デフォルト時損失率（以下この項において「長期平均デフォルト時損失率」という。）を下回るものでないこと。

二 「同上」

2 内部格付手法採用金庫は、LGDの推計に当たり、債務者のリスクと担保又は担保提供者のリスクの相関を考慮し、顕著な正の相関がある場合は、保守的に取り扱わなければならぬ。

3 内部格付手法採用金庫は、原債務と担保との表示通貨が異なる場合は、LGDの推計に当たり、これを保守的に考慮しなければならない。

4 内部格付手法採用金庫は、LGDの推計に当たり、担保について推定される市場価値のみならず、回収の実績値を基礎とするものとする。

5 内部格付手法採用金庫は、LGDの推計に当たり、担保による信用リスク削減効果を勘案する場合は、標準的手法で必要な基準ともおおむね合致するような、担保管理、運用手続、法的確実性及びリスク管理手続に関する内部基準を作るものとする。

6 内部格付手法採用金庫は、デフォルトしたエクスボージャーについては、経済状況及び当該エクスボージャーの状態に鑑みて当該エクスボージャーに生じうる期待損失 ($EL_{default}$) を推計するものとする。ただし、第百五十五条及び第百六十三条に定めるLGDの自金庫推計値の下限を下回らないものとする。

(事業法人等向けエクスボージャーのLGD推計に係る最低所要観測期間)

第二百七条 先進的内部格付手法採用金庫は、先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスボージャーのLGDを推計するに当たって、七年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用するものとする。

2 先進的内部格付手法採用金庫は、前項に定める観測期間にわたるデータが複数ある場合は、最も長い観測期間にわたるデータを利用するものとする。ただし、LGDを推計するに当

4 内部格付手法採用金庫は、LGDの推計に当たり、担保について推定される市場価値のみならず、回収の実績値を基礎としなければならない。

5 内部格付手法採用金庫は、LGDの推計に当たり、担保による信用リスク削減効果を勘案する場合は、標準的手法で必要な基準ともおおむね合致するような、担保管理、運用手続、法的確実性及びリスク管理手続に関する内部基準を作らなくてはならない。

6 内部格付手法採用金庫は、デフォルトしたエクスボージャーについては、経済状況及び当該エクスボージャーの状態に鑑みて当該エクスボージャーに生じうる期待損失 ($EL_{default}$) を推計しなければならない。

(事業法人等向けエクスボージャーのLGD推計に係る最低所要観測期間)

第二百七条 先進的内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーのLGDを推計するに当たって、七年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

2 先進的内部格付手法採用金庫は、前項に定める観測期間にわたるデータが複数ある場合は、最も長い観測期間にわたるデータを利用しなければならない。ただし、LGDを推計する

たつて関連性が低いものについては、この限りでない。

に当たつて関連性が低いものについては、この限りでない。

(リテール向けエクスボージャーのLGD推計に係る最低所要
観測期間)

第二百八十九条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスボージャーのLGDを推計するに当たり、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプロルしたデータを一以上利用するものとする。

(保証による信用リスク削減効果の勘案)

第二百九十条 先進的内部格付手法採用金庫は、先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスボージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該事業法人等向けエクスボージャーのPD又はLGDのいずれかを調整することができる。ただし、調整後のリスク・ウェイトは保証人に対する直接のエクスボージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回らないものとする。

2 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスボージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該リテール向けエクスボージャーのPD又はLGDのいずれかを調整することができる。ただし、当該調整後のリスク・ウェイトは保証人に対する直接のエクスボージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回らないものとする。

3 内部格付手法採用金庫は、前二項の調整方法について、そ

(リテール向けエクスボージャーのLGD推計に係る最低所要
観測期間)

第二百九十条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスボージャーのLGDを推計するに当たり、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプロルしたデータを一以上利用しなければならない。

(保証による信用リスク削減効果の勘案)

第二百九十条 先進的内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該事業法人等向けエクスボージャーのPD又はLGDのいずれかを調整することができる。ただし、第五十三条に規定する場合を除き、調整後のリスク・ウェイトは保証人に対する直接のエクスボージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回ってはならない。

2 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスボージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該リテール向けエクスボージャーのPD又はLGDのいずれかを調整することができる。ただし、第百五十三条に規定する場合を除き、当該調整後のリスク・ウェイトは保証人に対する直接のエクスボージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回ってはならない。

3 内部格付手法採用金庫は、前二項の調整方法について、そ

れぞれいづれか一を選択し、継続的に用いるものとする。

4 内部格付手法採用金庫は、規制上の最低所要自己資本を算定する上で、債務者のデフォルト事由と保証人のデフォルト事由との相関関係が不完全であることを想定して信用リスク削減効果を勘案しないものとする。

(保証人に対する債務者格付等の付与)

第二百二十条 先進的内部格付手法採用金庫は、前条第一項に従つて先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスボージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合、次に掲げる要件を満たすものとする。

【一・二 略】

三 保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関する全ての関連性のある情報を保有すること。

2 内部格付手法採用金庫は、前条第二項に従つてリテール向けエクスボージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合、次に掲げる要件を満たすものとする。

【一・二 略】

三 保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関する全ての関連性のある情報を保有すること。

(適格保証)

第二百二十二条 内部格付手法採用金庫は、第二百十九条第一

れぞれいづれか一を選択し、継続的に用いなければならない。

4 内部格付手法採用金庫は、第二百五十三条に規定する場合を除き、規制上の最低所要自己資本を算定する上で、債務者のデフォルト事由と保証人のデフォルト事由との相関関係が完全であることを想定して信用リスク削減効果を勘案してはならない。

(保証人に対する債務者格付等の付与)

第二百二十条 先進的内部格付手法採用金庫は、前条第一項に従つて事業法人等向けエクスボージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合、次に掲げる要件を満たさなければならない。

【一・二 同上】

三 保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関するすべての関連性のある情報を保有すること。

2 内部格付手法採用金庫は、前条第二項に従つてリテール向けエクスボージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合、次に掲げる要件を満たさなければならない。

【一・二 同上】

三 保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関するすべての関連性のある情報を保有すること。

(適格保証)

第二百二十二条 内部格付手法採用金庫は、第二百十九条第一

項及び第二項に基づき、保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該手法に基づく信用リスク・アセットの額の算出で用いる保証人の種類について特定された基準を設けるものとする。

2 内部格付手法採用金庫が、第二百十九条第一項及び第二項に基づき、保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該保証は、次に掲げる全ての性質を有するものとする。

〔一〇四 略〕

3 内部格付手法採用金庫は、保証が第二百十六条第六号の条件を満たしていない場合は、信用リスク削減手法として用いないものとする。ただし、当該内部格付手法採用金庫が先進的内部格付手法採用金庫であり、債権回収完了後に残存する損失のみが保証されている場合は、被保証部分について信用リスク削減効果を勘案することができる。

(調整に関する基準)

第二百二十二条 第二百十九条第一項又は第二項に基づき信用リスク削減効果を勘案する場合、内部格付手法採用金庫は、次に掲げる性質を全て満たす明確な基準を設けるものとする。

〔一〇四 略〕

(クレジット・デリバティブについての取扱い)

第二百二十三条 「略」

項及び第二項に基づき、保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該手法に基づく信用リスク・アセットの額の算出で用いる保証人の種類について特定された基準を設ければならない。

2 内部格付手法採用金庫が、第二百十九条第一項及び第二項に基づき、保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該保証は、次に掲げるすべての性質を有するものでなければならない。

〔一〇四 同上〕

3 内部格付手法採用金庫は、保証が第二百十六条第四号の条件を満たしていない場合であつて、保証に付された条件のために信用リスクの削減効果が減少する場合を想定して保証の効果を調整するための基準を設けているときは、第二百十九条第一項及び第二項並びに当該基準に基づいて保証を信用リスク削減手法として用いることができる。

(調整に関する基準)

第二百二十二条 第二百十九条第一項又は第二項に基づき信用リスク削減効果を勘案する場合、内部格付手法採用金庫は、次に掲げる性質をすべて満たす明確な基準を設けなければならぬ。

〔一〇四 同上〕

(クレジット・デリバティブについての取扱い)

第二百二十三条 「同上」

2 「略」

3 内部格付手法採用金庫は、シングルネームのクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合は、次に掲げる性質を全て満たす基準を設けるものとする。

〔一・二 略〕

(EADの推計方法)

第二百二十四条 内部格付手法採用金庫は、オン・バランスシート項目に係るEADの推計を行うに当たり、現在において実行済の信用供与の額を下回る値を用いないものとする。ただし、第百五十六条第二項及び第一百六十四条第一項ただし書の定めにより信用リスク削減手法の効果を勘案する場合は、この限りでない。

2 内部格付手法採用金庫は、オフ・バランスシート項目に係るEADの推計を行うに当たり、エクスポート・ジャマーの種類ごとに次に掲げる要件を満たす手続を設けるものとする。
一 デフォルト事由発生前及びデフォルト事由発生後に債務者が追加的引出行為を行う可能性を勘案すること。ただし、デフォルト事由発生後に債務者が追加的引出行為を行う可能性については、クレジット・カードその他の将来の不確実な引出を伴うリテール向けエクスポート・ジャマーのLGD推計において、デフォルト事由発生後の追加引出の実績又は見込みを勘案している場合は、この限りでない。

二 「略」

2 「同上」

3 内部格付手法採用金庫は、シングルネームのクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合は、次に掲げる性質をすべて満たす基準を設けなければならない。

〔一・二 同上〕

(EADの推計方法)

第二百二十四条 内部格付手法採用金庫は、オン・バランスシート項目に係るEADの推計を行うに当たり、現在において実行済の信用供与の額を下回る値を用いてはならない。ただし、第百五十六条第二項及び第一百六十四条第一項ただし書の定めにより信用リスク削減手法の効果を勘案する場合は、この限りでない。

2 内部格付手法採用金庫は、オフ・バランスシート項目に係るEADの推計を行うに当たり、エクスポート・ジャマーの種類ごとに次に掲げる要件を満たす手続を設けなければならない。
一 デフォルト事由発生前及びデフォルト事由発生後に債務者が追加的引出行為を行う可能性を勘案すること。ただし、デフォルト事由発生後に債務者が追加的引出行為を行う可能性については、クレジット・カードその他の将来の不確実な引出を伴うリテール向けエクスポート・ジャマーのLGD推計において、デフォルト事由発生前の追加引出の実績又は見込みを勘案している場合は、この限りでない。

二 「同上」

3 内部格付手法採用金庫は、EADを推計するに当たり、EADが次に掲げる性質を全て満たすものとなるように、エクスポートージャーごとに推計するものとする。

〔一・四 略〕

4 内部格付手法採用金庫は、EADを推計するに当たり、次に掲げる性質を全て満たすEADを推計する基準を設けるものとする。

〔一・三 略〕

5 内部格付手法採用金庫は、EADの推計の対象となる全ての種類のエクスポートージャーについて、新しい重要な情報が明らかになつた場合及び少なくとも年一回、EADの推計値を見直すものとする。

(監視)

第二百二十五条 内部格付手法採用金庫は、EADの推計の対象となるエクスポートージャーについて、次に掲げる事項その他の残高の監視及び支払に関する方針について相当な注意を払うものとする。

〔一・一 略〕

(EADの推計に係る参考データ)

第二百二十五条の二 内部格付手法採用金庫は、EADの自金庫推計値を算出するためのデータベース（EADの推計において参照するデータをいう。次条及び第二百二十五条の四において同じ。）に、観測起点日（対象となるエクスポートージャーの

3 内部格付手法採用金庫は、EADを推計するに当たり、EADが次に掲げる性質をすべて満たすものとなるように、エクスポートージャーごとに推計しなければならない。

〔一・四 同上〕

4 内部格付手法採用金庫は、EADを推計するに当たり、次に掲げる性質をすべて満たすEADを推計する基準を設けなければならない。

〔一・三 同上〕

5 内部格付手法採用金庫は、EADの推計の対象となるすべての種類のエクスポートージャーについて、新しい重要な情報が明らかになつた場合及び少なくとも年一回、EADの推計値を見直さなければならない。

(監視)

第二百二十五条 内部格付手法採用金庫は、EADの推計の対象となるエクスポートージャーについて、次に掲げる事項その他の残高の監視及び支払に関する方針について相当な注意を払わなければならない。

〔一・二 同上〕

〔条を加える。〕

（デフォルト事由が発生した日をいう。）から十二月間にわたる過去における債務者及びエクスポートの特性を反映するものとする。

（エクスポートに係るEADの推計）

第二百二十五条の三 内部格付手法採用金庫は、エクスポートに係るEADの推計において、当該エクスポートの債務者、取引及び内部管理の特性を十分に反映するものとし、かつ、当該エクスポートとは異なる特性を有するエクスポートの影響を十分に排除した同質性のあるデータベースに基づくものとする。

（EADの推計値の安定性の確保）

第二百二十五条の四 内部格付手法採用金庫は、EADの推計において信用供与枠の未引出額に乗じる掛目の自金庫推計値を用いる場合は、当該自金庫推計値の推計に用いるデータベースに含まれる僅少な信用供与枠の未引出額に起因して、不適切なEADの推計値が算出される可能性を考慮に入れるものとする。

（EADの参考データの上限）

第二百二十五条の五 EAD の参考データは、想定元本額又は債権の約定の限度額を上限としてはならず、未収利息、他の支払額及び限度超過額を含めるものとする。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

(事業法人等向けエクスポートジヤーのEAD推計に係る最低所要観測期間等)

第二百二十六条 先進的内部格付手法採用金庫は、先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポートジヤーのEADの推計に当たって、七年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でブールしたデータを一以上利用するものとする。

2 先進的内部格付手法採用金庫は、前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータをその対象に含めるものとする。ただし、EADを推計するに当たって関連性が低いものについてはこの限りでない。

3 先進的内部格付手法採用金庫は、EADを推計するに当たり、デフォルトした件数の加重平均を用いるものとする。

(リテール向けエクスポートジヤーのEAD推計に係る最低所要観測期間等)

第二百二十七条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスポートジヤーのEADの推計に当たって、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でブルしたデータを一以上利用するものとする。

第二百二十九条 内部格付手法採用金庫は、 $EAD_{dilution}$ を推計するものとする。ただし、購入債権の譲渡人が購入債権に係る希薄化リスクの全部を保証している場合は、この限りでない。

(事業法人等向けエクスポートジヤーのEAD推計に係る最低所要観測期間等)

第二百二十七条 先進的内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポートジヤーのEADの推計に当たって、七年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でブールしたデータを一以上利用しなければならない。

2 先進的内部格付手法採用金庫は、前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータをその対象に含めなければならない。ただし、EADを推計するに当たつて関連性が低いものについてはこの限りでない。

3 先進的内部格付手法採用金庫は、EADを推計するに当たり、デフォルトした件数の加重平均を用いなければならない。

(リテール向けエクスポートジヤーのEAD推計に係る最低所要観測期間等)

第二百二十七条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスポートジヤーのEADの推計に当たって、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でブルしたデータを一以上利用しなければならない。

第二百二十九条 内部格付手法採用金庫は、 $EAD_{dilution}$ を推計しなければならない。ただし、購入債権の譲渡人が購入債権に係る希薄化リスクの全部を保証している場合は、この限りでない。

2 内部格付手法採用金庫は、適格購入事業法人等向けエクスボージャーについて、トップ・ダウン・アプローチを用いて推計する場合を含む。以下この目において同じ。）を推計する場合又はELdilutionを推計する場合及び購入リテール向けエクスボージャーについてPD、LGD又はELdilutionを推計する場合は、適格購入事業法人等向けエクスボージャー又は購入リテール向けエクスボージャーの属するプールと類似のプールについて当該内部格付手法採用金庫が有するデータ又は購入債権の譲渡人若しくは外部から提供されるデータその他全ての入手可能な購入債権の質に関する情報を勘案するものとする。

3 内部格付手法採用金庫は、購入債権の譲渡人から提供されるデータが、当該購入債権の譲渡契約で定める当該購入債権の種類、額、契約期間中の債権の質その他の点に合致しているか否かを確認し、合致していない場合は、当該購入債権に関連するより多くの情報を取得し、これを勘案するものとする。

4 「略」

（購入事業法人等向けエクスボージャーのリスクの定量化的特則）

第二百三十条 内部格付手法採用金庫は、購入リテール向けエクスボージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスボージャーのデフォルト・リス

2 内部格付手法採用金庫は、適格購入事業法人等向けエクスボージャーについて、トップ・ダウン・アプローチを用いて推計する場合を含む。以下この目において同じ。）を推計する場合又はELdilutionを推計する場合及び購入リテール向けエクスボージャーについてPD、LGD又はELdilutionを推計する場合は、適格購入事業法人等向けエクスボージャー又は購入リテール向けエクスボージャーの属するプールと類似のプールについて当該内部格付手法採用金庫が有するデータ又は購入債権の譲渡人若しくは外部から提供されるデータその他すべての入手可能な購入債権の質に関する情報を勘案しなければならない。

3 内部格付手法採用金庫は、購入債権の譲渡人から提供されるデータが、当該購入債権の譲渡契約で定める当該購入債権の種類、額、契約期間中の債権の質その他の点に合致しているか否かを確認し、合致していない場合は、当該購入債権に関連するより多くの情報を取得し、これを勘案しなければならない。

4 「同上」

（購入事業法人等向けエクスボージャーのリスクの定量化的特則）

第二百三十条 内部格付手法採用金庫は、購入リテール向けエクスボージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスボージャーのデフォルト・リス

ク相当部分のPD` LGD（トップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーについては、先進的内部格付手法採用金庫の場合に限る。）及びELdilutionを正確に、かつ、一貫して推計するに足りる程度に当該エクスポージャーを均質なプールに割り当てるものとする。

2 内部格付手法採用金庫は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのリスクを定量化する場合は、第二百十九条の規定（第二百二十三条により準用される場合を含む。）にかかわらず、PD及びLGDの推計において譲渡人又は第三者による保証又は補償を考慮しないものとする。

3 [略]

（トップ・ダウン・アプローチ等の最低要件）

第二百三十二条 内部格付手法採用金庫は、購入事業法人等向けエクスポージャーについてトップ・ダウン・アプローチを用いてPD` LGD及びEADを推計する場合、ELdilutionを推計する場合並びに購入リテール向けエクスポージャーについてPD` LGD` EAD及びELdilutionを推計する場合は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

[一]四 略

五 全ての主要な金庫内の指針及び手続の遵守に関する基準を満たしていること。

[略]

3 第一項第一号の「法的枠組みに関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

ク相当部分のPD` LGD（トップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーについては、先進的内部格付手法採用金庫の場合に限る。）及びELdilutionを正確に、かつ、一貫して推計するに足りる程度に当該エクスポージャーを均質なプールに割り当てなければならない。

2 内部格付手法採用金庫は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのリスクを定量化する場合は、第二百十九条の規定（第二百二十三条により準用される場合を含む。）にかかわらず、PD及びLGDの推計において譲渡人又は第三者による保証又は補償を考慮してはならない。

3 [同上]

（トップ・ダウン・アプローチ等の最低要件）

第二百三十二条 内部格付手法採用金庫は、購入事業法人等向けエクスポージャーについてトップ・ダウン・アプローチを用いてPD` LGD及びEADを推計する場合、ELdilutionを推計する場合並びに購入リテール向けエクスポージャーについてPD` LGD` EAD及びELdilutionを推計する場合は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

[一]四 同上

五 全ての主要な金庫内の指針及び手続の遵守に関する基準を満たしていること。

[同上]

[同上]

一 エクスポートに係る取引の仕組上、購入債権の譲渡人又はサービスサーの業況の悪化又は倒産その他の予測可能な全ての状況において、内部格付手法採用金庫が購入債権の元利払い等について法的に有効な権利を有しております、かつ、当該元利払い等を監督していること。

【二・三 略】

4 第一項第二号の「監視に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

【一・三 略】

四 内部格付手法採用金庫が、特定又は全ての購入債権のプロールにおける総額ベースで一債務者に対する信用供与の中を監視する有効な指針及び手続を設けていること。ただし、第二項に規定する購入リテール向けエクスポートにおいては、この限りでない。

五 【略】

【略】

6 第一項第四号の「担保、購入債権の債権者から債務者への信用供与の上限及び回収された資金の管理に関する明確かつ有効な基準」は、次に掲げる性質を全て満たすものとする。

一 利率、適格となる担保、必要書類、信用供与の集中制限、回収金の取扱いその他の債権購入に関する全ての主要な事項が書面で定められており、かつ、当該主要事項を定めるに当たって、購入債権の譲渡人又はサービスサーの財務状態、リスクの集中、購入債権の質及び購入債権の譲渡人の顧客基

一 エクスポートに係る取引の仕組上、購入債権の譲渡人又はサービスサーの業況の悪化又は倒産その他の予測可能なすべての状況において、内部格付手法採用金庫が購入債権の元利払い等について法的に有効な権利を有しております、かつ、当該元利払い等を監督していること。

【二・三 同上】

4 「同上」

【一・三 同上】

四 内部格付手法採用金庫が、特定又はすべての購入債権のプロールにおける総額ベースで一債務者に対する信用供与の集中を監視する有効な指針及び手続を設けていること。ただし、第二項に規定する購入リテール向けエクスポートにおいては、この限りでない。

五 【同上】

【同上】

6 第一項第四号の「担保、購入債権の債権者から債務者への信用供与の上限及び回収された資金の管理に関する明確かつ有効な基準」は、次に掲げる性質をすべて満たすものでなければならない。

一 利率、適格となる担保、必要書類、信用供与の集中制限、回収金の取扱いその他の債権購入に関するすべての主要な事項が書面で定められており、かつ、当該主要事項を定めるに当たって、購入債権の譲渡人又はサービスサーの財務状態、リスクの集中、購入債権の質及び購入債権の譲渡人の顧客基

盤の傾向その他全ての関連する重要な要素が考慮されていること。

二 「略」

7 第一項第五号の「全ての主要な金庫内の指針及び手続の遵守に関する基準」とは、次に掲げる事項並びにその他全ての主要な指針及び手続に係る遵守状況を評価するための実効的な内部手続が設けられていることをいう。

一 購入債権の購入がプログラムに基づく場合は、当該プログラムにおける全ての重要な段階における定期的な内部査定又は外部査定

〔二・三 略〕

(検証)

第二百三十三条 内部格付手法採用金庫は、内部格付制度及びその運用、PD、LGD及びEADの推計値の正確性並びにその一貫性を検証する頑健な制度を設けるものとする。

(バック・テスティング)

第二百三十四条 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについて債務者格付ごとに年一回以上の割合で定期的にPDの推計値と実績値を比較し、PDの推計値と実績値の乖離の度合いが当該格付について想定された範囲内にあることを検証するものとする。

2 先進的内部格付手法採用金庫は、先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスボージャーについて年一回以

基盤の傾向その他すべての関連する重要な要素が考慮されていること。

二 「同上」

7 第一項第五号の「すべての主要な金庫内の指針及び手続の遵守に関する基準」とは、次に掲げる事項並びにその他すべての主要な指針及び手続に係る遵守状況を評価するための実効的な内部手續が設けられていることをいう。

一 購入債権の購入がプログラムに基づく場合は、当該プログラムにおけるすべての重要な段階における定期的な内部査定又は外部査定

〔二・三 同上〕

(検証)

第二百三十三条 内部格付手法採用金庫は、内部格付制度及びその運用、PD、LGD及びEADの推計値の正確性並びにその一貫性を検証する頑健な制度を設けなければならない。

(バック・テスティング)

第二百三十四条 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについて債務者格付ごとに年一回以上の割合で定期的にPDの推計値と実績値を比較し、PDの推計値と実績値の乖離の度合いが当該格付について想定された範囲内にあることを検証しなければならない。

2 先進的内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについて年一回以上の頻度で定期的にLGDの推計値

上の頻度で定期的にLGDの推計値と実績値を比較し、LGDの推計値と実績値の乖離の度合いが当該エクスポートージャーに付与された案件格付又は当該エクスポートージャーについて想定された範囲内にあることを検証しなれた範囲内にあることを検証するものとする。

3 先進的内部格付手法採用金庫は、先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポートージャーについてエクスポートージャーごとに年一回以上の割合で定期的にEADの推計値と実績値を比較し、EADの推計値と実績値の乖離の度合いが当該エクスポートージャーについて想定された範囲内にあることを検証するものとする。

4 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスポートージャーについてプレルごとに年一回以上の割合で定期的にPD、LGD及びEADの推計値とそれぞれの実績値を比較し、それぞれのPD、LGD及びEADの推計値と実績値の乖離の度合いが当該プレルについて想定された範囲内にあることを検証するものとする。

5 前各項に掲げる比較及び検証は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

〔一・二 略〕

(外部データによる内部格付制度の検証)

第二百三十五条 内部格付手法採用金庫は、前条に掲げる検証の手法以外の定量的な検証の手法及び関連する外部のデータ・ソースとの比較を行うものとする。

2 前項に掲げる検証の手法は、次に掲げる性質を全て満たす

と実績値を比較し、LGDの推計値と実績値の乖離の度合いが当該エクスポートージャーに付与された案件格付又は当該エクスポートージャーについて想定された範囲内にあることを検証しなければならない。

3 先進的内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポートージャーについてエクスポートージャーごとに年一回以上の割合で定期的にEADの推計値と実績値を比較し、EADの推計値と実績値の乖離の度合いが当該エクスポートージャーについて想定された範囲内にあることを検証しなければならない。

4 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスポートージャーについてプレルごとに年一回以上の割合で定期的にPD、LGD及びEADの推計値とそれぞれの実績値を比較し、それぞれのPD、LGD及びEADの推計値と実績値の乖離の度合いが当該プレルについて想定された範囲内にあることを検証しなければならない。

5 前各項に掲げる比較及び検証は、次に掲げるすべての条件を満たすものでなければならない。

〔一・二 同上〕

(外部データによる内部格付制度の検証)

第二百三十五条 内部格付手法採用金庫は、前条に掲げる検証の手法以外の定量的な検証の手法及び関連する外部のデータ・ソースとの比較を行わなければならない。

2 前項に掲げる検証の手法は、次に掲げる性質をすべて満たす

ものとする。

〔一～四 略〕

(推計値の是正)

第二百三十六条 内部格付手法採用金庫は、PD、LGD又はEADの推計値と実績値が著しく乖離し、推計値の妥当性が疑われる状況について明確な基準を設けるものとする。

2 前項に掲げる基準を設けるに当たっては、内部格付手法採用金庫は、事業環境の変化その他デフォルトの実績率の構造的な変動要因を考慮に入れるものとする。

3 PD、LGD又はEADの実績値が推計値を上回る状況が続く場合は、内部格付手法採用金庫は、PD、LGD又はEADの実績値を反映するように、推計方法及び推計値を修正するものとする。

(開示)

第二百三十七条 内部格付手法採用金庫は、金融庁長官が別に定める事項を開示するものとする。

第九款 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引及び信用取引に対するエクスボージャー変動額推計モデルの使用

(エクスボージャー変動額推計モデルの使用の承認)

第二百三十九条 内部格付手法採用金庫は、エクスボージャー

すものでなければならぬ。

〔一～四 同上〕

(推計値の是正)

第二百三十六条 内部格付手法採用金庫は、PD、LGD又はEADの推計値と実績値が著しく乖離し、推計値の妥当性が疑われる状況について明確な基準を設けなければならない。

2 前項に掲げる基準を設けるに当たっては、内部格付手法採用金庫は、景気循環その他デフォルトの実績率の構造的な変動要因を考慮に入れなければならない。

3 PD、LGD又はEADの実績値が推計値を上回る状況が続く場合は、内部格付手法採用金庫は、PD、LGD又はEADの実績値を反映するように、推計方法及び推計値を修正しなければならない。

(開示)

第二百三十七条 内部格付手法採用金庫は、金融庁長官が別に定める事項を開示しなければならない。

第九款 株式等エクスボージャーに対する内部モル手法の最低要件

(株式等エクスボージャーに対する内部モデル手法の承認)

第二百三十九条 内部格付手法採用金庫は、第百六十五条第七

変更モデルの使用について金融庁長官の承認を受けたときは、は第二百七十二条においてマーケット・リスク相当額の算出に係る内部モデル方式の利用について金融庁長官の承認を受けているときは、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引について、当該内部格付手法採用金庫のエクスボージャー変動額推計モデル（法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引について、債券の価格のボラティリティと相關を勘案し、バリュー・アシト・リスクと同様の方法を用いてエクスボージャー変動額（複数のレポ形式の取引及び信用取引におけるネットディング後のエクスボージャーの変動額をいう。以下この款において同じ。）を推計するモデルをいう。

以下同じ。）を使用して信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額を算出することができる。ただし、当該エクスボージャー変動額推計モデルを用いる場合には、金融庁長官による承認の取消しがなされた場合を除き、これを継続して使用するものとする。

2 エクスボージャー変動額推計モデルを使用する内部格付手法採用金庫は、第一百一条の規定について準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

（内部モデル方式採用金庫におけるエクスボージャー変動額推計モデル使用に係る届出）

第二百四十条 内部モデル方式採用金庫が、前条第一項に定め

項に規定する内部モデル手法を用いるときには、あらかじめ、金融庁長官の承認を受けるものとする。

（承認申請書の提出）

第二百四十条 内部モデル手法の使用について前条の承認を受

るエクスポート変動額推計モデルを使用してエクスポート変動額を算出する場合は、あらかじめその旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

2	(承認申請書の提出)
第一百四十二条	エクスポート変動額推計モデルの使用について前条の承認を受けようとする内部格付手法採用金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。
一	名称
二	自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
三	前項第二号に規定する責任者の履歴書
四	その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類
二	前項第二号に規定する責任者の履歴書

2	(内部モデル手法の承認の基準)
第一百四十二条	金融庁長官は、第二百三十九条の内部モデル手法の承認をしようとする場合、承認申請書を提出した信用金庫又は信用金庫連合会が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。
一	リスクの定量化に関する基準を満たすための態勢を整備していること。
二	内部統制に関する基準を満たすための態勢を整備していること。
三	検証に関する基準を満たすための態勢を整備していること。
一	理由書
二	前項第二号に規定する責任者の履歴書

けようとする信用金庫又は信用金庫連合会は、承認申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 名称

- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 理由書
 - 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書
 - 三 当該信用金庫又は信用金庫連合会が用いる内部モデルの手法及び内部モデル推計値の利用方法が、次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類
 - 四 その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 前項第一号の「リスクの定量化に関する基準」とは、次に

掲げるものをいう。

一 内部モデルに基づき算出された損失額が、当該信用金庫又は信用金庫連合会が保有する株式等エクスポート・エクスポートの長期のリスク特性に関連する市況の悪化に対して頑健なものであること。

二 株式投資の収益率分布を導出するに当たって、当該信用金庫又は信用金庫連合会が保有する株式等エクスポート・エクスポートのリスク特性を表すのに入手可能かつ有効な限りにおいて、最も長期の標本期間にわたるデータが用いられていること。

三 所要自己資本の額の算出に当たって、保守的かつ統計的に信頼できる推計結果を得るのに十分なデータが用いられていること。

四 第一号に掲げる市況の悪化を考慮する結果、関連する長期の市況又は景気の循環における潜在的な損失の推計が保守的に導出されていること。

五 内部モデル及び推計に用いるデータその他所要自己資本の額の算出の過程に加える調整が、保守的かつ一貫性のあるものであつて、かつ、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ 内部モデルによる推計の際に、当該信用金庫又は信用金庫連合会の保有する株式等エクスポート・エクスポートに関連する景気後退期を含む長期のデータを用いていない場合は、内部モデルに適切な調整が加えられたものであること

又は内部モデルの推計結果が長期のデータを用いた場合と同様に保守的かつ実際的なものとなるよう入手可能なデータの実証分析に基づき様々な要因に調整が加えられていること。

口 バリュー・アツト・リスク・モデルを構築する際に四半期より短いデータを四半期データと同等なものへと変換して用いる場合は、当該変換手法が実証的根拠に基づく適切なものであること。

ハ データが不十分な場合又は適切な推計が困難となるような技術的制約がある場合は、推計値が適切となるように保守的な修正が加えられていること。

六 内部モデルが、当該信用金庫又は信用金庫連合会の保有する株式等エクスポート・オーナーのポートフォリオの信用リスクの特性及び複雑性に見合ったものであること。

七 株式等エクスポート・オーナーの収益率のボラティリティを推計するに当たって、利用可能で関連のある重要なデータ及び手法が用いられており、かつ、次に掲げる要件がすべて満たされていること。

イ 抽出標本の数及びデータ期間が、当該推計値が正確かつ頑健であることを信頼させるに足りるものであること。

ロ 収益率のボラティリティを推計するに当たっては、標本バイアス及び生存者バイアスを抑制するために、適切な措置が取られていること。

八 厳格かつ包括的なストレス・テストが実施されているこ

九 内部モデルが次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ 一般的な市場リスク及び当該信用金庫又は信用金庫連合会が保有する株式等エクスポージャーのポートフォリオに特有のリスクその他の株式等エクスポージャーの収益に関するすべての重要なリスクを適切に捕捉できるものであること。

過去の価格変動を適切に説明し、潜在的な集中の構成の程度及び変化を捕捉し、かつ、市場環境の悪化に対して頑健なものであること。

八 推計に用いるデータとして抽出されたエクスボージャーの母集団が、信用金庫又は信用金庫連合会が保有する株式等エクスボージャーの母集団と類似又は合致したものであること。

十 分散・共分散法その他の手法により株式等エクスポートヤーのポートフォリオの明示的な相関を内部モデルに組み込む場合は、当該相関が実証分析によつて裏付けられていること。

十一 個別の株式等エクスポージャーと代理変数、市場指標及びリスク・ファクターを紐付ける場合は、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ 当該紐付けの方法は信頼するに足りるものであつて、確からしく、かつ、概念的に健全なものであること。

連合会が保有する個別の株式等エクスポート・ファクターに対しても適切であることが理論的及び実証的な根拠によつて裏付けられていること。

ハ 当該信用金庫又は信用金庫連合会の保有に係る株式等エクスポート・ファクターの収益率のボラティリティを推計するに当たつて、人的判断が定量的手法と組み合わされている場合は、定量的手法では考慮されなかつた関連する重要な情報が人的判断において考慮されていること。

十二 ファクター・モデルを使用する場合は、当該ファクター・モデルは、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ 使用されるリスク・ファクターは、当該信用金庫又は信用金庫連合会の保有に係る株式等エクスポート・ファクターのポートフォリオに固有のリスク特性を捕捉するのに十分なものであること。

ロ 使用されるリスク・ファクターは、当該信用金庫又は信用金庫連合会の保有に係る株式等エクスポート・ファクターの主要な部分が属する市場の適切な特性に対応したものであること。

ハ 一般的な市場リスク及び当該信用金庫又は信用金庫連合会の保有に係る株式等エクスポート・ファクターに特有のリスクを捕捉できることその他の当該リスク・ファクターの選択の適切性が実証的な分析によつて裏付けられていること。

第一項第二号の「内部統制に関する基準」とは、次に掲げ

るものをいう。

一 内部モデルと内部モデルを構築する過程について確立した指針、手続及び統制が設けられていること。

二 内部モデルが、信用金庫又は信用金庫連合会全体の経営情報システム及び内部格付手法の適用対象である株式等エクスボージャーのポートフォリオの管理と統合されており、かつ、次に掲げる事項について利用されていること。

イ 最低投資利回りの設定及び代替的な投資の評価

ロ 株式等エクスボージャーのポートフォリオのリスク調整後の実績その他の運用実績の測定及び評価

ハ 保有株式に対する資本の配賦及び総合的な自己資本の適切性の評価

三 内部モデルの修正の承認、内部モデルの入力値の審査、内部モデルの出力値の検証その他の内部モデルを構築する過程に係るすべての要素について定期的かつ独立した見直しが行われるように、確立した経営システム、手續及び統制機能が設けられていること。

四 投資限度が設けられており、かつ、株式等エクスボージャーの額を監視する適切なシステム及び手續が設けられていること。

五 内部モデルの設計及び運用について責任を負う部署が、個々の投資の管理について責任を負う部署から機能的に独立していること。

六 内部モデルの設計に関わるすべての部署が十分な能力を持つており、かつ、十分な技能をもった人員が当該部署に配

属されていること。
第一項第三号の「検証に関する基準」とは、次に掲げるもの

4

のをいう。

一 内部モデル及び内部モデルを構築する過程の有効性及び一貫性について検証を行うシステムが設けられており、かつ、当該検証は、当該信用金庫又は信用金庫連合会をして内部モデル及び内部モデルを構築する過程について有意義かつ一貫性のある評価を行うことを可能ならしめるものであること。

二 年一回以上、景気循環を含む可能な限り長期のデータを用いて、実現及び未実現の損益から算出される収益率の実績値と内部モデルに基づく収益率の推計値との乖離の度合いを比較し、当該実績値が当該信用金庫又は信用金庫連合会の保有する個別の株式等エクスポートオーナー及び株式等エクスポートオーナーのポートフォリオについて予想された範囲内に収まっていることを示すことができるること。

三 次に掲げる要件を満たす外部データを用いて定量的な手法に基づく検証及び比較を実施していること。

イ 当該信用金庫又は信用金庫連合会の保有する株式等エクスポートオーナーのポートフォリオに照らして適切なものであること。

ロ 定期的に更新され、適切な観測期間を包含するものであること。

ハ 様々な経済的状況を含む長期にわたるものであること

四 前号に掲げる定量的な検証の手法及び用いるデータが一貫性を持つこと。

五 次に掲げる要件を満たす内部モデルを見直すための明確な基準を設けていること。

イ 内部モデルに基づく推計値が実績値から有意に乖離した場合その他の内部モデルの有効性が疑わしくなった場合における対処方法が設けられていること。

ロ 景気循環その他の株式等エクスポートの収益の構造的な変動要因の影響が考慮されていること。

六 当該信用金庫又は信用金庫連合会の株式等エクスポートに対する投資における四半期収益の実績値及び内部モデルに基づく推計値のデータを保存する適切なデータベースが構築され、かつ、維持されていること。

七 内部モデルでボラティリティを用いている場合はその推計値及び内部モデルで用いた代理変数の適切性について事後的な検証が行われていること。

八 四半期の予測に関するデータを異なる期間の予測に関するデータに変換した上で保存されており、かつ、保存された当該データを基に事後的な検証が行われていること。

(エクスポート変動額推計モデルの承認の基準)

第二百四十二条 金融庁長官は、第二百三十九条の規定に基づき、エクスポート変動額推計モデルの使用を承認するとときは、定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査するものとする。

(書類の整備)

第二百四十二条 第二百三十九条の承認を受けた内部格付手法採用金庫は、内部モデル及び当該内部モデルを作成する過程に係るすべての主要な事項を記載した書類を整備しなければならない。

前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 エクスボージャー変動額推計モデルの承認に先立つて一定期間にわたるモニタリング及び実際の取引データを利用したテストが実施されていること。

二 エクスボージャー変動額の管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「エクスボージャー変動額の管理部署」という。）が、信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

三 エクスボージャー変動額を管理するシステムにおいて、エクスボージャー変動額推計モデルを用いる内部格付手法採用金庫が保有する重要なリスクが網羅的に把握され、かつ、可能な限り考慮されていること。

四 フロント・オフィス部門のみならず、リスク管理部門及び内部監査を行う部門並びに必要に応じてバック・オフィス部門において、高度なモデルの使用に習熟した人員が十分に確保されていること。

五 エクスボージャー変動額に係るストレス・テスト（エクスボージャー変動額推計モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合におけるエクスボージャー変動額に関する分析を行うことをいう。）が定期的に実施していること。

六 第二百七十三条の規定は、前号のエクスボージャー変動額に係るストレス・テストについて準用する。この場合において、同条中「各トレーディング・デスク」とあるのは「

前項に掲げる書類は、内部モデルの設計及び運用の詳細にわたるものであつて、かつ、リスクの定量化に関する基準、内部統制に関する基準及び検証に関する基準を遵守していることを証するものでなければならない。

3 第一項に掲げる書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 内部モデルを当該モデルの作成の際に用いたポートフォリオのセグメントと異なるポートフォリオのセグメントに属する株式等エクスボージャーへの適用状況

二 当該内部モデルに基づく推計の手法

三 内部モデルの作成、内部モデルの承認及び内部モデルの検証を担当する部署の責任

四 内部モデルの承認及び内部モデルの見直しに関する手続

五 内部モデルの手法を採用した理由（当該内部モデル及び内部モデル作成の手続によれば、当該信用金庫又は信用金庫連合会が保有する株式等エクスボージャーのリスクを適切に判別する推計結果が導かれることを裏付ける分析を含むもの）

六 内部モデルの主要な変更履歴及び直近の検証結果に基づく内部モデルを作成する手続の変更並びに当該変更と前条第四項第五号に掲げる内部モデルの検証基準との整合性（当該検証基準に基づき当該変更が行われた場合に限る。）

七 当該内部モデルの基礎となる理論、前提、係数及び変数の数学的及び実証的な根拠並びにモデルの推計に使用したデータ・ソースの詳細な内容

エクスボージャー変動額を適用するポートフォリオ」と、「内部モデル方式採用金庫」とあるのは「エクスボージャー変動額推計モデルを用いる内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

七 エクスボージャー変動額の管理部署によるエクスボージャー変動額に係るバック・テスティング（次条第一項に定めるところにより、エクスボージャー変動額推計モデルの正確性の検定を行うことをいう。）が実施されていること。

八 エクスボージャー変動額推計モデルを用いる場合は、エクスボージャー変動額推計モデルに係るリスク理論損益（エクスボージャー変動額推計モデルに関するフロント・オフィス部門が用いるリスク管理モデルにより計算される損益をいう。）とエクスボージャー変動額推計モデルに係る仮想損益とを比較することにより、当該エクスボージャー変動額推計モデルの頑健性を説明できること。

九 エクスボージャー変動額推計のモデル検証部署（エクスボージャー変動額推計モデルの設計・運用を行う部署から独立し、かつ、十分な能力を有する者が属する部署又は機能をいう。）は、エクスボージャー変動額推計モデルに用いる全てのモデルについて、承認時及びその後一年に一回以上 の頻度で検証すること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含むものとする。

イ エクスボージャー変動額推計モデルの全ての過程が適切であつて、かつ、リスクを過小評価していないことを証明する検証（モデルが仮定する分布及び時価評価モデル

八 モデルの作成に利用した評価対象期間以外の期間及びモデルの作成に利用した標本以外の標本を利用したテストその他の説明変数の選択の適切性を検証するための統計的な手続

九 当該内部モデルが十分に機能しなくなる状況

4 前条第二項第十一号に掲げる代理変数、市場指標及び紐付けを用いている場合は、第一項に掲げる書類に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該信用金庫又は信用金庫連合会が保有する株式等エクスボージャーのリスクと用いる代理変数及び紐付けが整合的であること。

二 代理変数及び紐付けは、当該信用金庫又は信用金庫連合会が保有する株式等エクスボージャーに関連する重要な過去の経済状況及び市場状況に基づくものであるか、又は、適切な調整が行われたものであること。

三 代理変数及び紐付けが、当該信用金庫又は信用金庫連合会の保有する株式等エクスボージャーの潜在的リスクの推計を頑健なものとしていること。

5 前条第二項第五号イからハまでに掲げる調整、変換又は修正の内容及びこれらの基礎となる分析

6 前条二項第十号に掲げる相関を内部モデルに組み込む際に用いる手法の詳細

7 前条第四項第二号に掲げる実績値と内部モデルに基づく推計値の乖離の度合いの比較及び同項第三号に掲げる内部モデルに基づく推計の結果と外部データ・ソースとの比較において

ルの適切性の検証を含む。)が行われていること。

口 モデルの検証には、仮想的なポートフォリオを用いた検証(市場の構造的な変更又はポートフォリオ構成の大きな変化(第二百七十二条の七第二項第三号に規定する構造的特性をいう。以下この号において同じ。)によつてモデルの正確性が失われる可能性を把握する検証をいう。)が含まれ、かつ、当該仮想的なポートフォリオを用いて、発生可能性のある構造的特性をエクスポージャー変動額推計モデルで説明可能であるかどうかが確認されていること。

ハ 口の仮想的なポートフォリオを用いた検証において、代理変数を使用する場合は、次に掲げる事項が確保されていること。

- (1) 代理変数を用いるリスク・ファクターが保守的な結果を算出することを確認すること。
- (2) 重要なベーシス・リスク(第二百七十二条の七第二項第四号口に規定するベーシス・リスクをいう。)が十分に反映されていること。
- (3) 分散化されていないポートフォリオで生じる可能性がある集中リスクが反映されていること。

エ クスボージャー変動額推計のモデル検証部署は、第五号で規定するエクスボージャー変動額に係るストレス・テストの結果、第七号で規定するエクスボージャー変動額に係るバック・テスティングの結果、第八号で規定するエクスボージャー変動額推計モデルの頑健性、前号で規定する

て用いた手法及び手法の変更履歴並びにデータ及びデータの変更履歴

モデルの検証の結果及び取引相手方の信用リスクの管理状況を定期的に理事会等に報告すること。

十一 理事会等は、レポ形式の取引及び信用取引に係る取引相手方の信用リスクの管理に積極的に関与し、適切な経営

資源を投入すること。

十二 エクスポートージャー変動額の管理者は、各トレーダーのポジションの削減を指示する権限を有すること。

十三 エクスポートージャー変動額の計測の正確性を示す記録が保存されていること。

十四 エクスポートージャー変動額推計モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

十五 エクスポートージャー変動額の計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 エクスポートージャー変動額の推計のための信頼水準が、片側九十九パーセントであること。

二 取引対象資産の保有期間（エクスポートージャー変動額の推計値を算出する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この款において同じ。）が、五営業日以上であること。

三 エクスポートージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データの観測期間が、一年以上であること。

四 エクスポートージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数

値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。

五 エクスボージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データが三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行うものとする。

4| 推計の対象となる取引で用いられる債券の流動性に鑑みて必要と認められる場合、前号に定める保有期間を五営業日よりも長い期間とするものとする。

5| 前二項にかかわらず、レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの及びその他資本市場取引に該当する取引を含むネッティング・セット（いづれか一方の取引のみを含むネッティング・セットを除く。）については、第三項第二号に定める保有期間を十営業日とする。ただし、当該ネッティング・セットについて算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、最低保有期間を超える清算期間をする場合が三回以上生じたときは、次の連続する二の四半期の間は、当該最低保有期間に二十営業日を適用するものとする。

(計算方法)

第二百四十三条 内部格付手法採用金庫は、エクスボージャー変動額推計モデルを用いる場合、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引につい

(届出)

第二百四十三条 第二百三十九条の承認を受けた内部格付手法採用金庫は、次の各号のいづれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出

て、信用リスク削減手法適用後のエクスボージャー額を次の算式により算出する。

$$E* = (\Sigma E - \Sigma C) + (\text{算出基準日の前営業日におけるエクスボ$$

ージャー変動額の推計値)

E*は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引の信用リス

ク削減手法適用後エクスボージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

ΣE は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引のエクスボ

ージャーの額の合計額

ΣC は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引の担保の額の合計額

（変更に係る届出）

第二百四十四条 エクスボージャー変動額推計モデルの使用について第二百三十九条の承認を受けた内部格付手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 第二百四十二条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に規定する場合において、内部格付手法採用金庫は、当該事由を改善する旨の計画を記載した書面又は承認

なければならない。

一 第二百四十一条第一項各号の事項に変更があった場合

二 内部モデルを変更した場合

三 リスクの定量化に関する基準、内部統制に関する基準又は検証に関する基準のいずれかを満たさない事由が生じた場合

（要件逸脱時の改善計画）

第二百四十四条 前条第三号に掲げる事由が生じた場合、第二百三十九条の承認を受けた内部格付手法採用金庫は、速やかに当該事由を改善するための計画について金融庁長官の承認を得なければならない。

2 前項に規定する場合において、当該内部格付手法採用金庫は、当該事由を改善する旨の計画の完了について金融庁長官の承認を得るまでの間は、内部モデル手法に代えて簡易手法を用いて株式等エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

の基準を満たさないことが当該内部格付手法採用金庫のリスクの観点から重要な旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

3 第一項第三号に規定する場合において、内部格付手法採用金庫は、前項の書面に記載する事項について金融庁長官の承認を得るまでの間は、エクスボージャー変動額推計モデルに代えて第二百二条の定めるところによりレポ形式の取引及び信用取引に係るエクスボージャーを算出するものとする。

(承認の取消し)

第二百四十五条 金融庁長官は、前条第一項各号に掲げる場合又は内部格付手法採用金庫が同条第二項に定める提出義務を怠つた場合であつて、エクスボージャー変動額推計モデルを継続して使用させることが不適当と判断したときは、当該内部格付手法採用金庫について第二百三十九条の承認を取り消すことができる。

(承認の取消し)

第二百四十五条 金融庁長官は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合において、内部格付手法採用金庫が内部モデル手法を用いて株式等エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を算出することが不適当と判断したときは、当該内部格付手法採用金庫の第二百三十九条の承認を取り消すことができる。

一 リスクの定量化に関する基準、内部統制に関する基準又は検証に関する基準のいずれかを満たさない事由が生じたとき。

二 第二百四十二条に掲げる書類を作成しなかつた場合又は整備しなかつた場合

(その他資本市場取引への準用)

第二百四十五条の二 第二百四十一条から前条までの規定は、その他資本市場取引のうち派生商品取引以外のものについて

〔条を加える。〕

準用する。この場合において、第二百四十二条第三項第二号及び第三号中「五」とあるのは「十」と読み替えるものとする。

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第二百四十八条の四　【略】

〔略〕

3 第二項において、オフ・バランス資産項目の証券化エクス

ポージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じて、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に定める掛目を乗じて得た額を当該証券化エクスポージャーの額とする。

一 適格なサービス・キャッシュ・アドバンスの信用供与
枠のうち未実行部分 十パーセント

二 「略」

〔4・5 略〕

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第二百四十八条の四　【同上】

3 2
〔同上〕

一 適格なサービス・キャッシュ・アドバンスの信用供与
枠のうち未実行部分 零パーセント

二 「同上」

〔4・5 同上〕

(内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 (K_{IRB}))

第二百五十四条 証券化エクスポージャーがIRBプールに係る証券化エクスポージャーである場合には、前二条の内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 (K_{IRB}) は、裏付資産のエクスポージャー（オフ・バランス資産項目に係るエクスポージャーを含む。以下この条及び次条において同じ。）について内部格付手法により算出される所要自己資本の額（期待損失額及び信用リスク・アセットの額）の八パーセントを合

(内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 (K_{IRB}))

第二百五十四条 証券化エクスポージャーがIRBプールに係る証券化エクスポージャーである場合には、前二条の内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 (K_{IRB}) は、裏付資産のエクスポージャー（オフ・バランス資産項目に係るエクスポージャーを含む。以下この条及び次条において同じ。）について内部格付手法により算出される所要自己資本の額（期待損失額及び信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて

計した額をいう。第四項及び第七項において同じ。）の合計額（以下この条及び次条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。）を、当該裏付資産のエクスボージャーの総額で除して得た値を小数で表したものとする。

〔2～8 略〕

（承認申請書の提出）

第二百六十一条の二 内部評価方式の使用について前条の承認を受けようとする内部格付手法採用金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一 名称

〔2・3 略〕

（承認の基準）

第二百六十一条の三 〔略〕

〔略〕

3 第一項の「内部評価制度の設計及び運用に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

〔一～七 略〕

八 前号の監査を行う者が、行内の顧客対応及びABCPを担当する事業部門から独立していること。

〔九・十 略〕

得た額の八パーセントを合計した額をいう。第四項及び第七項において同じ。）の合計額（以下この条及び次条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。）を、当該裏付資産のエクスボージャーの総額で除して得た値を小数で表したものとする。

〔2～8 同上〕

（承認申請書の提出）

第二百六十一条の二 〔同上〕

一 商号

〔2・3 同上〕

（承認の基準）

第二百六十一条の三 〔同上〕

〔同上〕

3 2 〔同上〕

〔一～七 同上〕

八 前号の監査を行う者が、行内の顧客対応及びABCPを担当する事業部門から独立していること。

〔九・十 同上〕

(原資産プールの延滞率 (W))

第二百六十六条 第二百六十四条第一項の原資産プールの延滞率 (W) は、原資産プールを構成するエクスボージャーのうち、第六十五条に規定する延滞エクスボージャー及び次に掲げる事由のいずれかが発生した場合のエクスボージャーの総額を、原資産プールのエクスボージャーの総額で除して得られる値とする。

〔一～三 略〕

(証券化エクスボージャーに適用するリスク・ウェイトの上限)

第二百六十七条 信用金庫又は信用金庫連合会は、第二目から前目までの規定にかかわらず、最優先証券化エクスボージャー（再証券化エクスボージャーを除く。）を保有する場合であつて、その裏付資産の構成を常に把握することができるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める値を当該最優先証券化エクスボージャーに適用されるリスク・ウェイトの上限とことができる。

一 当該最優先証券化エクスボージャーがIRBプールに係る証券化エクスボージャーである場合 前章の規定により算出される信用リスク・アセットの額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスボージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用して、当該裏付資産の全てのエクスボージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

(原資産プールの延滞率 (W))

第二百六十六条 第二百六十四条第一項の原資産プールの延滞率 (W) は、原資産プールを構成するエクスボージャーのうち、第六十五条第一項に規定する三月以上延滞エクスボージャー及び次に掲げる事由のいずれかが発生した場合のエクスボージャーの総額を、原資産プールのエクスボージャーの総額で除して得られる値とする。

〔一～三 同上〕

(証券化エクスボージャーに適用するリスク・ウェイトの上限)

第二百六十七条 〔同上〕

一 当該最優先証券化エクスボージャーがIRBプールに係る証券化エクスボージャーである場合 前章の規定により算出される信用リスク・アセットの額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスボージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用して、当該裏付資産の全てのエクスボージャーを対象に算出される金額を加重平均したりスク・ウェイト

スク・ウェイト

二　【略】

三　当該最優先証券化エクスボージャーが混合プールに係る証券化エクスボージャーであり、信用金庫又は信用金庫連合会が内部格付手法準拠方式を用いる場合　当該裏付資産のエクスボージャーのうち第一条第七十二条イ及びロに掲げる要件の全てを満たすものにあっては前章の規定により算出される信用リスク・アセットの額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスボージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用し、それ以外のものにあっては第六章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用した場合の当該裏付資産の全てのエクスボージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

四　【略】

(適格STC証券化エクスボージャーのリスク・ウェイト)

第二百六十七条の二　【略】

2　【略】

3　第一項の「適格STC証券化エクスボージャー」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをオリジネーター及び投資家が常に確認することができる資産譲渡型証券化取引(ABCP及びABCPプログラムにおける証券化目的導管体に対する貸付け並びに再証券化取引を除く。)に係るエクスボージャーをいう。

(適格STC証券化エクスボージャーのリスク・ウェイト)

第二百六十七条の二　【同上】

2　【同上】

3　【同上】

(適格STC証券化エクスボージャーのリスク・ウェイト)

第二百六十七条の二　【同上】

3　【同上】

2　【同上】

3　【同上】

1　【同上】

「一〇十九 略」

二十 原資産のカットオフ日（証券化目的導管体に譲渡する原資産を確定する基準日をいう。次号において同じ。）において、原資産が事業用不動産関連エクスボージャーではなく、かつ、第六章の規定により算出される原資産のリスク・ウェイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場合にあっては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次のイからハまでに掲げる原資産の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。

イ 自己居住用不動産向けエクスボージャー又は賃貸用不動産向けエクスボージャー 当該自己居住用不動産向けエクスボージャー又は当該賃貸用不動産向けエクスボージャーで構成される原資産のポートフォリオにおける金額加重平均リスク・ウェイトが四十パーセント以下であること。

ロ 中堅中小企業等向けエクスボージャー又は個人向けエクスボージャー（イに該当するものを除く。）個々の原資産のリスク・ウェイトが七十五パーセント以下であること。

ハ 「略」

「二十一・二十二 略」

（財務局長等への権限の委任）

第三百二十二条 「項を削る。」

「一〇十九 同上」

二十 原資産のカットオフ日（証券化目的導管体に譲渡する原資産を確定する基準日をいう。次号において同じ。）において、原資産が不動産取得等事業向けエクスボージャーではなく、かつ、第六章の規定により算出される原資産のリスク・ウェイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場合にあっては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次のイからハまでに掲げる原資産の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。

イ 抵当権付住宅ローン又は十分な保証が付された住宅ローン 当該住宅ローンで構成される原資産のポートフォリオにおける金額加重平均リスク・ウェイトが四十パーセント以下であること。

ロ 中小企業等向けエクスボージャー又は個人向けエクスボージャー（イに該当するものを除く。）個々の原資産のリスク・ウェイトが七十五パーセント以下であること。

ハ 「同上」

「二十一・二十二 同上」

（財務局長等への権限の委任）

第三百二十二条 「同上」

金融庁長官は、第六十一条第二項の規定による届出の受理

の権限を、当該届出をする信用金庫又は信用金庫連合会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局长。次条において同じ。）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

（経由官庁）

第三百二十二条 信用金庫は、第四条第四項第五号イ、第十三条第四項第五号イ、第二十三条第四項第五号イ、第二十四条第四項第五号イ、第三十五条第四項第五号イ及び第三十六条第四項第五号イの確認の申請を行う場合において、当該信用金庫の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所又は北見出張所長を経由して提出するものとする。

〔項を削る。〕

第三百二十二条 信用金庫は、第四条第四項第五号イ、第十三条第四項第五号イ、第二十三条第四項第五号イ、第二十四条第四項第五号イ、第三十五条第四項第五号イ及び第三十六条第四項第五号イの確認の申請を行う場合において、当該信用金庫の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所又は北見出張所長を経由してしなければならない。

2 信用金庫は、第三百七条第一項の規定により金融庁長官に承認申請書を提出するときは、当該信用金庫の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。

3 信用金庫は、第三百九条第一項の規定により金融庁長官に届出をするときは、当該信用金庫の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して届け出なければならない。

4 信用金庫は、第三百九条第二項の規定により金融庁長官に書面を提出するときは、当該信用金庫の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。